

「倉敷市地域福祉計画（素案）」の パブリックコメント集約結果

「倉敷市地域福祉計画（素案）」について、「倉敷市パブリックコメント手続要綱（平成21年12月8日告示第683号）」に基づき市民の皆様から広く意見を募集しましたが、その結果は次のとおりです。

記

1 意見等の件数 1人 30件

2 御意見の要旨と市の考え方

次ページ以降のとおりです。（類似の意見はまとめています。）

3 今後の予定

平成26年度中に計画を策定し、ホームページ等で公表します。

4 参考

意見募集期間 平成26年9月1日（月）～9月26日（金）

御意見をお寄せいただきました皆様の御協力に厚くお礼申し上げます。

倉敷市 保健福祉局 保健福祉推進課

「倉敷市地域福祉計画」（素案）へのパブリックコメント実施結果

・平成26年9月1日（月）～9月26日（金）に計画素案へのご意見を募集したところ、1人の方から、30件のご意見をいただきました。

NO	意見の該当箇所	ご意見の要旨	倉敷市の考え方
1	全般	民生委員なりの機能が分からない。 組織体制をきちんとのせるべきである。	P36 ③保健福祉に関わる委員の活動支援の【市の取り組み（公助）】で、「保健福祉に関わる委員の啓発・広報を行います。」と取り組みを掲載しており、民生委員等の保健福祉に関わる委員に対する認知度を高めるため、広報紙等を通じて、活動などを紹介することとしております。
2		町内会は市の下部組織ではない。町内会には、市からお願いする立場である。	ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。
3		市のホームページのつくりが悪い。部署の説明から入っている。問題側から入れるように。（人生のできごとを充実させるように）	
4		市のHPを直せ。	
5		隣近所に何を期待しているのかよく見えない。例示でも書けばよいのでは。	
6	第1章 1 計画策定の趣旨	いまさら何をという内容である。住民同士の助け合いには限度がある。そこに期待しすぎると危ない。	近年、少子・高齢化や単独世帯等の増加、個人のライフスタイルの多様化等を背景として、地域におけるさまざまな課題が生じており、これまでの社会福祉の枠組みでは十分に対応しきれない状況となっています。これらの課題を解決していくためには、公的な福祉サービスを充実するとともに、個人や家族の自らの努力や、地域住民同士の支え合いが重要となっていると考えております。
7	第1章 4 計画の策定体制	アンケートの回答数が少ない。 市民モニターの回答は民度が高く、全体の意見ではない。 介護者を抱えている人の意見をもっと聞くべし。	ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。
8		まちづくりサロンの参加者が少なくこれではあまり参考にならない。 パブリックコメントも提出者が少なく、有効とは思えない。 地域福祉関係者や学識経験者が誰か分からないが、もっと住民の生の意見を聞くとうい。	
9	第2章 1 人口等の状況	現状分析が多い。現状分析は理解できるが、解決策を多く示す必要がある。 少子化を食い止める政策を示すのが行政の役目である。	第2章は現状を分析したもので、計画策定に当たり、まず人口の状況を始めた倉敷市をとりまく状況を踏まえて、地域福祉に関わる課題を整理したものです。

NO	意見の該当箇所	ご意見の要旨	倉敷市の考え方
10	第2章 7 地域福祉に関わる課題	高齢者の移動手段にマイクロバスなど定期的に重要拠点を巡回する仕組みを作る必要がある。	P50 ①移動・外出支援の充実の【市の取り組み（公助）】で、「交通不便地域における公共交通の導入を推進します。」と取り組みを掲載しております。
11	第4章 施策の展開	施策の展開で市の広報紙やホームページを見ている人がどれくらいいるであろうか？ ホームページはほんの少し、広報紙も真剣に見ている人は少ないのでは？アンケートはとったのか？	P82 問15「福祉サービスに関する情報は主にどこから入手していますか。」のとおりアンケートをとっており、その回答は、62.7%が「市の広報紙」となっております。
12	第4章 1（1）地域における絆の強化	市の取り組みに「集合住宅等での近所付き合い等を促進します」とあるが、具体的に何をするのか見えない。集合住宅は多い。	近所付き合いの重要性について、啓発を行っていきたいと考えております。
13	第4章 1（1）地域における絆の強化	地域の行事に積極的に参加しましょうとあるがその方策は？	共助である地域・団体の取り組みを、色々な広報媒体によって周知してまいりたいと考えております。
14	②地域での交流の機会、場の充実	【市の取り組み（公助）】に「地域での行事やイベントの開催を支援します」とあるが具体的な支援方法が見えない。	地域福祉計画は、地域福祉を推進するための方策・理念を規定するもので、具体的な支援内容につきましては、既存の倉敷市文化振興基本計画などの個別計画で示しております。 具体的には、学区文化祭や学区体育祭などの開催に対して助成を行います。
15		【市の取り組み（公助）】に、提供します。支援します。実施しますとあるが、市は何をするのか具体的に見えない。	具体的な支援内容につきましては、既存の倉敷市第六次総合計画などで示しております。 具体的には、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て勉強やスポーツ・文化活動等を行ったり、町内会等の集会所の建設・修繕等への補助や、安全で身近に利用できる公園・緑地、芝生広場などを整備します。
16		【市の取り組み（公助）】に具体的な数値目標があればいいが、数値目標がなければ、実施できたかどうかの評価をどうするのか不明である。	総合計画を基にした個々の計画の中で数値目標を設定し、評価することとしております。
17	第4章 1（1）地域における絆の強化 ③地域における見守り・助け合いの仕組みづくり	地域における助け合いで、買い物やゴミだしを積極的に支援とあるが、無償でそんなことをする人は少ない。 それこそ、市がすべき。	ゴミだしの支援のため、ふれあい収集を市が行っていますが、近年、少子・高齢化や単独世帯等の増加、個人のライフスタイルの多様化等を背景として、地域におけるさまざまな課題が生じており、これまでの社会福祉の枠組みでは十分に対応しきれない状況となっております。 このため、個人や家族の自らの努力や、地域住民同士の支え合いが重要となっていると考えております。
18	第4章 1（2）コミュニティ団体活動の促進	町内会はコミュニティ団体ではない。 町内会は市の下部組織ではない。	ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。

NO	意見の該当箇所	ご意見の要旨	倉敷市の考え方
19	第4章 1(2)コミュニティ団体活動の促進 ②コミュニティ団体の活発化	コミュニティ団体の活発化とあるが、具体的に何を市はするのか見えない。	P32 ②コミュニティ団体の活発化の【市の取り組み(公助)】で、「コミュニティ協議会の活動を支援します。」、「地域福祉活動の活発化を図ります。」の中で取り組みを掲載しております。
20	第4章 1(3)ボランティア、NPO法人等の活動の促進	ボランティアに何を期待しているのか?きちんと予算を付け対応してはどうか。 ボランティアという言葉があまりにも多い。	福祉に関わるボランティアやNPO法人は、その専門性や機動性の高さから地域福祉の推進主体として重要な役割を果たしており、本市では、高齢者や障がい者への支援、子育て家庭への支援等、さまざまな分野で活躍されております。 今後は、これらボランティアなどについて市民への周知を図るとともに、関係団体等との日常的な交流などを通じて連携を強化し、活動の充実を図ることが必要と考えております。
21	第4章 2(2)多様な福祉サービスの基盤整備 ①福祉サービス基盤の充実	在宅介護のできない世帯もある。介護施設の充実が急務である。介護ロボットの積極的な利用を。障がい者なども自宅で生活したいと思っている。誰でもわかる。しかし、介護者が高齢であれば、それもできない。共倒れになる。 介護者のいる人にアンケートをとれ。	ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。
22	第4章 2(2)多様な福祉サービスの基盤整備 ②人材の確保・サービスの質の向上	【市の取り組み(公助)】に、「専門職を養成、確保します。」とあるが数値目標がないと何をするのか分からない。他多数。	本計画の実効性を高めるためには、倉敷市高齢者保健福祉計画及び倉敷市介護保険事業計画や倉敷市障がい福祉計画などの個別計画の進捗状況を定期的に把握・評価することが必要と考えております。
23	第4章 2(2)多様な福祉サービスの基盤整備 ③適切なサービス利用の促進	【市の取り組み(公助)】に、「支援を必要とする人を把握し、適切なサービス利用につなげます。」とあるが、どのように把握するのか?	P45 ③適切なサービス利用の促進【市の取り組み(公助)】で、「小地域ケア会議の設立を推進し、支援を必要とする人の把握に努め、課題解決や適切なサービス利用につなげられるよう取り組みます。」と掲載しております。
24	第4章 2(2)多様な福祉サービスの基盤整備 ③適切なサービス利用の促進	【市の取り組み(公助)】に、「福祉サービスを提供する事業者に関わる情報をわかりやすく提供する」とあるが、その方法化は?	施策の具体的な実施内容につきましては、既存の倉敷市高齢者保健福祉計画及び倉敷市介護保険事業計画などの個別計画で示しております。 具体的な方法としては、高齢者支援センターでの情報提供や、サービスの内容や利用要件、サービス提供事業者等に関する情報の普及・啓発に努めます。
25	第4章 3(2)誰もが暮らしやすい環境整備 ①移動・外出支援の充実	【市の取り組み(公助)】に、「自家用車から公共交通への転換を促進し」とあるが、そのやり口や期待できる効果が見えない。やり口は?	施策の具体的な実施内容につきましては、既存の倉敷市生活交通基本計画などの個別計画で示しております。 具体的な方策としては、「エコ通勤」の推進やバス教室の開催などにより、公共交通利用を啓発するほか、パーク&ライド、サイクル&ライドを促進し、利用者の拡大を目指します。また、利便性・快適性の向上のため、路線バスの運行時間帯、運行回数の確保や待合環境の改善を行います。

NO	意見の該当箇所	ご意見の要旨	倉敷市の考え方
26	第4章 3(3) 地域防犯・防災力の強化	災害時の事前広報は意味なし。適切な避難指示が重要。どうして災害の啓蒙をするか。市の広報は役に立たない。自己満足の世界。 市長が強権を発動し、全市民に避難勧告を発令すべき。これがないと市長が非難されるべし。	ご意見として承りました。今後の参考とさせていただきます。
27	第4章 3(3) 地域防犯・防災力の強化	個人の危機意識と、市の避難指示が、市民を守る。空振りでもいいから避難指示は早めに。	
28	②地域防災の推進	ハザードマップは参考程度に。大事なことは、土砂災害などの前兆（臭い、音など）を敏感に読み取る危機管理意識が必要。もちろん、災害時の的確な避難指示が重要である。	
29	資料編 アンケート調査結果	介護施設が足りない。何ヶ月、何年待ちは常識。実際に介護を必要としている人の意見も聞く必要がある。設問の仕方を工夫するなり、その他の回答のところに真実が隠されていることもある。	
30	その他	倉敷市の体制が、一箇所に行けば分かる体制ではなく、いろんな課をたらい回しにされ、結局よく分からない状態になっている。障がい福祉課、介護保険課、高齢福祉課、生活福祉課、医療給付課、国民健康保険課など。 倉敷市の組織体制を変更する必要がある。	

※素案への意見以外の意見として24件をいただいておりますが、「倉敷市地域福祉計画（素案）についてのパブリックコメント」という趣旨に合致しないため、実施結果には反映しておりません。このご意見については、業務を行ううえでの参考とさせていただきます。

※同様の意見の内容についてはまとめさせていただき、本市の考え方を記載しております。

パブリックコメント要約版

1 案件名
倉敷市地域福祉計画(素案)について
2 募集期間
平成26年9月1日(月)～平成26年9月26日(金)
3 趣旨
本市では、支援を必要としている人を支えあう地域社会を作るとともに、公的なサービスが適切に提供され、安全安心に地域で暮らしていけることを目的とした「地域福祉計画」の策定を進めており、この度、別紙のとおり計画(素案)を作成いたしました。つきましては、次のとおり皆様からのご意見を募集します。
4 資料閲覧場所
本庁保健福祉推進課、情報公開室、児島・玉島・水島の各支所保健福祉センター福祉課、玉島保健福祉センター真備保健福祉課、庄・茶屋町・船穂の各支所(※土・日・祝日を除く8時30分～17時15分)、市ホームページ http://www.city.kurashiki.okayama.jp/pubcome/
5 提出方法
(1)意見を提出できる方 市内に住所を有する方、市内に通勤または通学する方、市内に事務所または事業所を有する方、市内で活動している方、その他この計画(素案)に関し利害関係を有する方 (2)提出方法 持参、郵送(消印有効)、FAX、電子メールでご提出ください。 (※持参の場合は、土・日・祝日を除く8時30分～17時15分) (3)提出様式 別紙「パブリックコメント意見書」
6 問合せ先
倉敷市保健福祉局保健福祉推進課 〒710-8565 倉敷市西中新田640 電 話:086-426-3303, FAX:086-421-4411 E-mail: wlfhlt@city.kurashiki.okayama.jp

倉敷市地域福祉計画

《素案》

パブリックコメント用

(募集期間：平成 26 年 9 月 1 日～26 日)

倉 敷 市

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	1
3 計画の期間.....	3
4 計画の策定体制.....	3
5 地域福祉圏域の設定.....	6
第2章 倉敷市をとりまく状況	7
1 人口等の状況.....	7
2 世帯の状況.....	11
3 要介護（要支援）認定者の状況.....	13
4 障がい者の状況.....	14
5 自殺，虐待等の状況.....	16
6 地域団体等の状況.....	18
7 地域福祉に関わる課題.....	21
第3章 計画の基本方針	23
1 計画の基本理念.....	23
2 計画の基本目標.....	23
3 計画の体系.....	25
第4章 施策の展開	26
1 互いに助け合い，支え合う地域づくり.....	26
2 誰もが安心して福祉サービスを受けられる地域づくり.....	39
3 地域で安心して暮らすための基盤づくり.....	46
第5章 計画の推進	55
1 計画の推進体制.....	55
2 計画の広報.....	55
3 計画の進捗管理.....	55
資料編	
地域福祉の取り組み 事例紹介.....	57
公助取り組み担当課一覧（第4章）.....	62
「倉敷市地域福祉計画」策定に向けたアンケート調査結果(単純集計).....	68
まちづくりサロンのまとめ.....	94
計画策定の経過.....	100
倉敷市社会福祉審議会条例.....	101
倉敷市社会福祉審議会運営要綱.....	104
倉敷市地域福祉計画策定幹事会及び庁内検討会設置要領.....	108
倉敷市社会福祉審議会地域福祉計画策定専門分科会に属する委員.....	110
倉敷市地域福祉計画策定幹事会名簿.....	111
倉敷市地域福祉計画策定庁内検討会名簿.....	112

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

近年、少子・高齢化や単独世帯等の増加、個人のライフスタイルの多様化等を背景として、家庭や地域の中で孤立する人や地域への関心が低い人が増加し、地域に住む住民同士のつながりの希薄化、コミュニティ¹の弱体化といった状況がみられます。

このため、家庭における介護や養育環境の低下、ひとり暮らし高齢者の孤独死や高齢者による介護、児童虐待、引きこもりなど地域におけるさまざまな課題が生じており、これまでの社会福祉の枠組みでは十分に対応しきれない状況となっています。

これらの課題を解決し、子どもから高齢者まですべての人が安心して地域で暮らすためには、公的な福祉サービスを充実するとともに、個人や家族の自らの努力による「自助」や、地域住民同士の支え合いによる「共助」の役割が重要となっています。

国においては平成12年に、社会福祉の基本法であった「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改め、今後の社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」を掲げるとともに、市町村に対して地域福祉計画の策定が規定されました。

「地域福祉」とは、住み慣れた家庭や地域で安心して安全に暮らせるよう、住民、地域団体、福祉事業関係者、民間企業、行政機関等が、連携し協働しながら、地域全体で生活課題を解決し、一人ひとりが自立した生活を送ることができる地域社会を実現する取り組みであると言えます。

本市においても、市の福祉施策を地域福祉の観点から見直すとともに、住民同士の助け合い、支え合いや市民・地域・行政の協働を一層進めることで、地域福祉を総合的、計画的に推進するために、「倉敷市地域福祉計画」を策定しました。

2 計画の位置づけ

(1) 法的根拠

この計画は、社会福祉法第107条に基づく「地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画（市町村地域福祉計画）」として策定するものであり、本市の地域福祉を総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。

※社会福祉法による規定

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者その他社会福

¹ コミュニティ…(生活地域、特定の目標、特定の趣味など)何らかの共通の属性及び仲間意識を持ち、相互にコミュニケーションを行っているような集団(人々や団体)。

祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

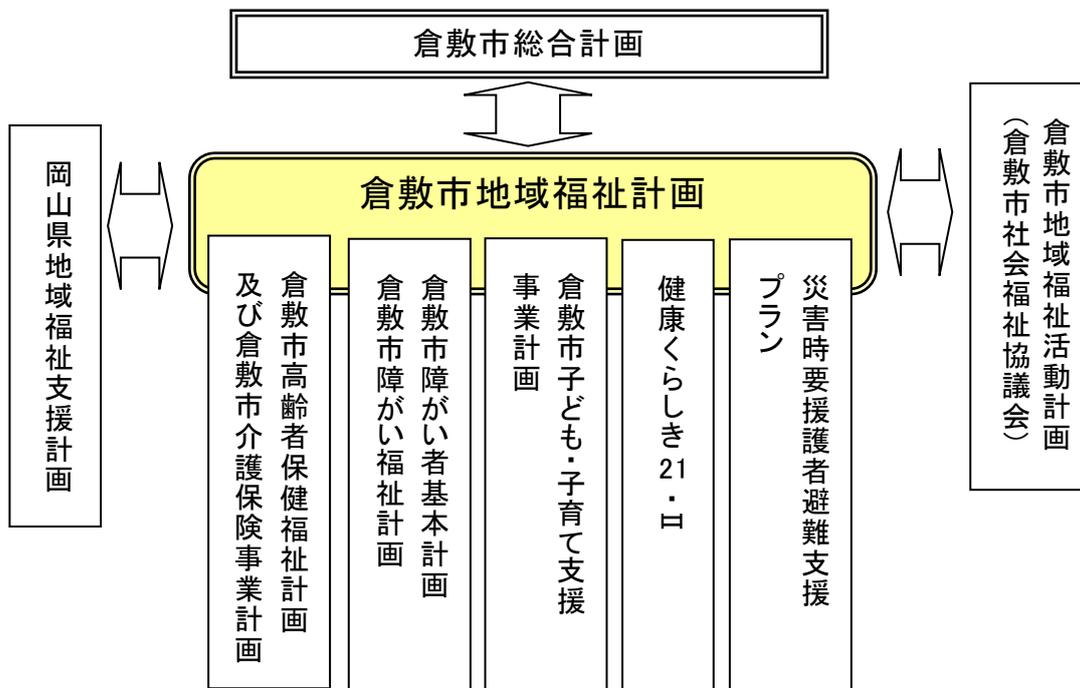
- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(2) 他の計画との関連

本計画は、「倉敷市総合計画」を上位計画とし、「倉敷市高齢者保健福祉計画及び倉敷市介護保険事業計画」や「倉敷市障がい者基本計画」「倉敷市障がい福祉計画」「倉敷市子ども・子育て支援事業計画」「健康くらしき21・Ⅱ」「災害時要援護者避難支援プラン」等の分野別計画を横断して、市の地域福祉における基本方針と施策展開の方向を明らかにするものです。

また、県の「岡山県地域福祉支援計画」や倉敷市社会福祉協議会²が地域福祉推進の具体的な取り組みをとりまとめる「地域福祉活動計画」と連携しながら計画を推進していきます。

■ 地域福祉計画と各計画との関係



² 社会福祉協議会…社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体で、単に「社協」とも呼ばれる。市町村を単位とする市町村社会福祉協議会、指定都市の区を単位とする区社会福祉協議会、都道府県を単位とする都道府県社会福祉協議会がある。社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加するものとされており、さまざまな福祉サービスや相談、ボランティア活動や市民活動の支援、共同募金など地域の福祉の向上に取り組んでいる。

3 計画の期間

この計画の期間は平成27年度から平成32年度までの6年計画としますが、国の福祉制度などの変更や、市民ニーズ、社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

計画の策定にあたり、地域社会の現状や地域活動等への参加状況などを把握し、市民ニーズに即した計画策定の基礎資料を得ることを目的として実施しました。

	一般市民調査	市民モニター調査
調査対象者	倉敷市在住の16歳以上の方	倉敷市の市民モニターとして登録している方
調査期間	平成25年2月8日～22日まで	平成25年2月14日～28日まで
調査方法	郵送による配布及び回収	インターネットの電子メールによる送信及びWEBサイトからの回答
配布・回収状況	配布 2,000件 回収 950件 回収率 47.5%	発送 845件 回収 270件 回収率 32.0%

(2) まちづくりサロン³の開催

市内5地区において、地域福祉計画策定のための「まちづくりサロン」を開催し、市民の皆様や地域で活躍する事業者、行政などが集まり、支援を必要としている人を支え合う地域社会をつくっていくためのアイデアについて、ワークショップ形式で話し合いました。

³ まちづくりサロン…市民と行政が協働でまちづくりを進めるための会議。地域活動をしている人、行政職員、学生など、さまざまな人が集まって活発に意見を交わすだけでなく、一人ひとりの意見を大切に、さまざまな趣向を凝らすことで、参加者に「いろんな人と一緒にするまちづくりは楽しい」を感じてもらい、まちづくりに主体的に関わる人を増やすことも目的の1つとしている。

■開催実績

開催日	地区	会場	参加者数
平成25年6月29日(土)	児島	児島市民交流センター	43人
平成25年7月27日(土)	水島	水島愛あいサロン	34人
平成25年8月25日(日)	真備	まびいきいきプラザ	42人
平成25年9月8日(日)	倉敷	くらしき健康福祉プラザ	40人
平成25年10月6日(日)	玉島・船穂	玉島文化センター	36人

(3) パブリックコメント⁴の実施

広く市民の皆様のご意見を計画に反映させるため、平成26年〇月〇日から平成26年〇月〇日までパブリックコメントを実施しました。

(4) 倉敷市社会福祉審議会地域福祉計画策定専門分科会での審議

計画案を検討する場として、「倉敷市社会福祉審議会地域福祉計画策定専門分科会」において、平成25年1月から平成26年〇月まで計〇回の審議を行いました。

この分科会には、地域福祉関係者や学識経験者など、審議会委員12名及び臨時委員12名（公募による臨時委員2名を含む。）に参画いただき、幅広い意見の集約を行いました。

(5) 倉敷市地域福祉計画策定幹事会及び庁内検討会の設置

上記分科会に提示する計画素案を作成するため、関係部局の代表者で構成する「倉敷市地域福祉計画策定幹事会」及び関係部署の職員で構成する「倉敷市地域福祉計画策定庁内検討会」を設置し、それぞれ検討を行いました。

※自助、共助⁵、公助について

「自助」とは…個人や家族による自らの努力

日常生活の中の様々な課題に対して、個人の意思と行動や家族の支え合いによって主体的に解決を図ること。

自分の努力で解決しない課題について、自らの判断で隣近所や友人に相談したり、行政や専門機関に支援を求めたりすることも「自助」の範囲です。

⁴ パブリックコメント…市が基本的な政策等を決めるときに素案・趣旨等を公表して市民の皆さまのご意見を募集し、寄せられた意見を案に取り入れることができるかを検討し、その検討結果や寄せられた意見に対する市の考え方を合わせて公表していく一連の手続き

⁵ 共助…個人や家族が自ら行う「自助」、行政が行う「公助」に対して、近隣の住民や地域で活動する団体が協力して行うことを「共助」と言う。なお社会保障制度の関連では、近隣の助け合い、ボランティアなどの相互扶助を「互助」、社会保険制度のような制度化された相互扶助を「共助」と区別する場合もある。

「共助」とは…地域住民同士の支え合い

近隣の住民や地域で活動する団体による支え合い・助け合いによって地域の課題の解決を図ること。

「共助」を進めていくためには、地域で暮らす誰もが福祉の受け手であると同時に担い手でもあることを自覚し、地域の中でそれぞれが役割を担っていくことが大切です。

「公助」とは…行政が行うサービスや支援

行政が提供するサービスや行政がなすべき支援のこと。

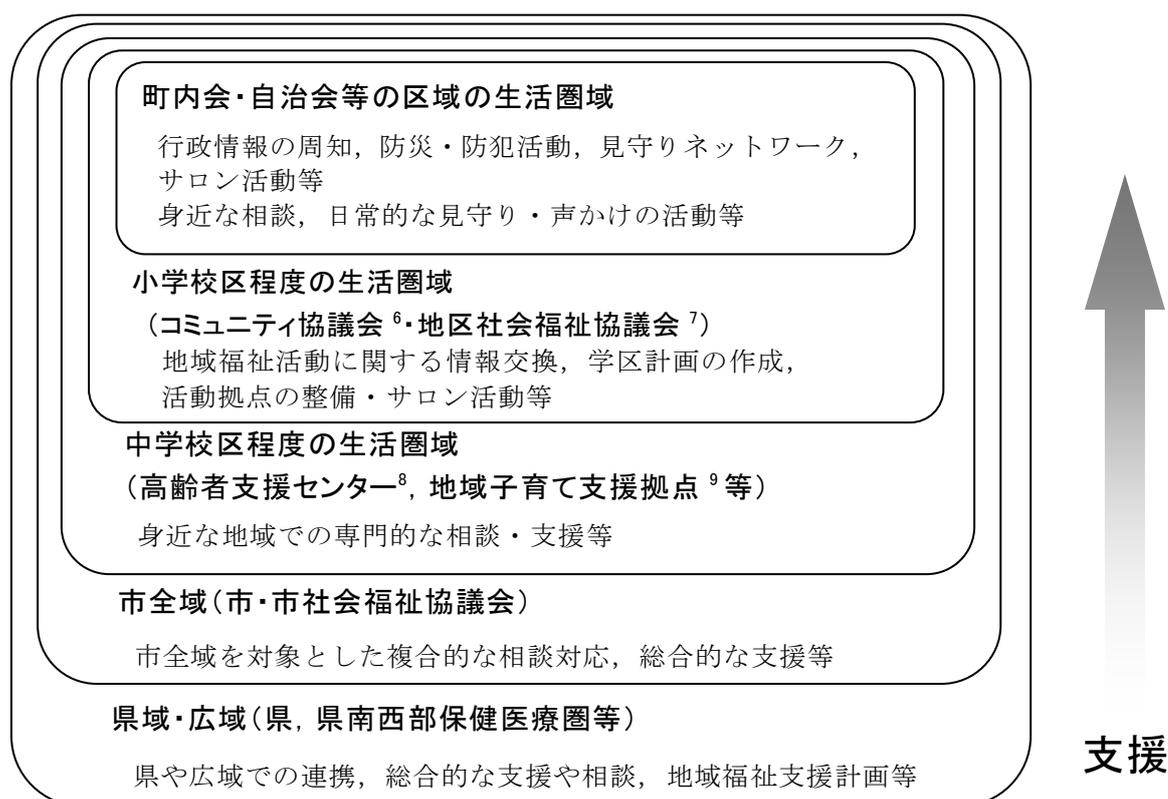
「公助」としてなすべきことは行政が責任を持って対応しなければなりません。また、「自助」や「共助」で解決できることは地域で解決するという意識を持つことが重要です。

5 地域福祉圏域の設定

地域福祉においては、地域住民の身近な生活課題に対応するために、町内会・自治会などの小さな単位で活動を行う必要があります。一方、福祉サービスや行政施策の拠点については、学区などのある程度大きな単位で、それぞれのサービスが利用できるよう整備することが求められます。

このため本市では、地域福祉の活動やサービスの内容に応じた圏域を次の図のようにイメージして、地域福祉の課題解決に取り組んでいきます。

■ 地域福祉圏域のイメージ



⁶ コミュニティ協議会…おおむね小学校区を単位として組織された住民自治組織

⁷ 地区社会福祉協議会…地域の各種機関・団体やボランティアなどによって構成され、「福祉のまちづくり」を推進するため設立されている住民組織。地域で活動する各組織や団体等を「タテ糸」とすれば、地区社協はそれらを福祉の視点で結びつける「ヨコ糸」といえる。地区社協はおおむね小学校単位で組織され、市社会福祉協議会とは対等なパートナーとして、住民同士の「助けあい」や「支えあい」により地域福祉を推進している。

⁸ 高齢者支援センター…地域ケア会議(多職種協働による個別ケースのケアマネジメント支援のための実務者レベルの会議や、そこで蓄積された最適な手法や地域課題を関係者で共有するための会議)の開催を通じながら、高齢者が可能な限り、地域において自立した日常生活が送れるよう、介護・保健・医療・福祉に関する総合的な支援を行う中核機関

⁹ 地域子育て支援拠点…地域子育て支援拠点とは、公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施している施設。くらしき健康福祉プラザ内や保育園内に併設している「地域子育て支援センター」や児童館等で開設している「つどいの広場」がある。

第2章 倉敷市をとりまく状況

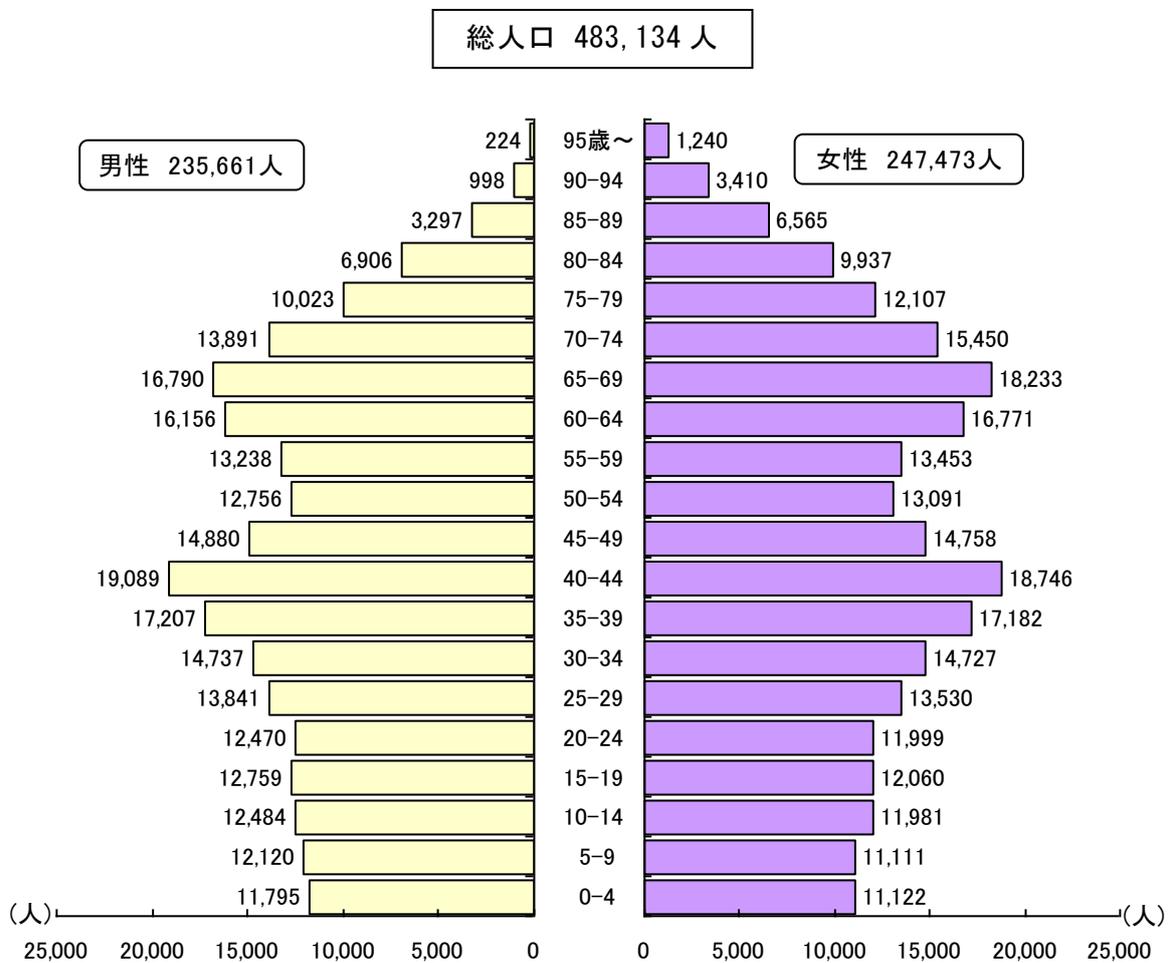
1 人口等の状況

(1) 人口構成

住民基本台帳による本市の平成26年3月末日現在の人口は、男性235,661人、女性247,473人、計483,134人です。

人口ピラミッドは、第1次ベビーブーム世代を中心とした「60～64歳」「65～69歳」の年齢階層と「35～39歳」「40～44歳」の年齢階層の2つのピークがある形状となっています。

また、65歳以上の高齢者が全体の24.6%を占めており、総人口のおよそ5人に1人が65歳以上の高齢者であることがわかります。



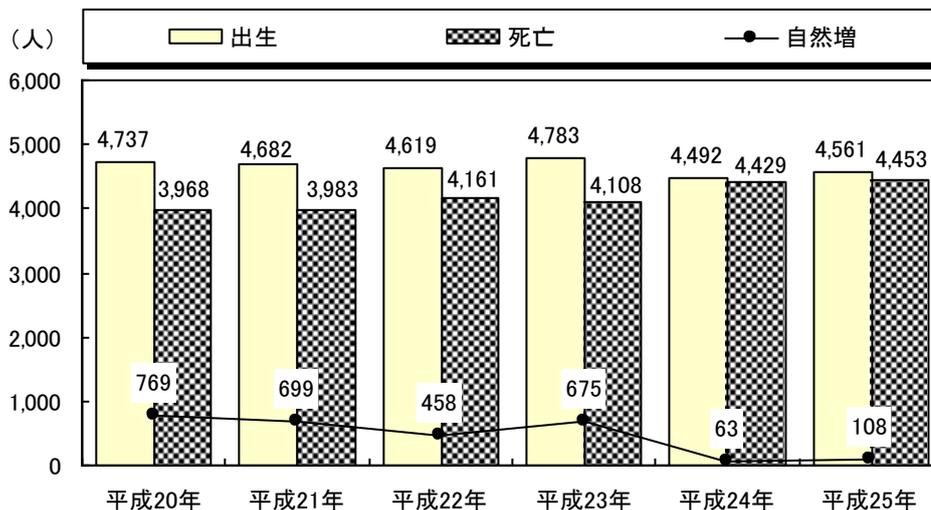
資料：住民基本台帳（平成26年3月31日）

(2) 人口動態

平成20年から平成25年までの人口の自然動態をみると、出生数が死亡数を上回る自然増が続いていますが、死亡数が増加傾向にあることから、自然増加数は減少傾向にあります。

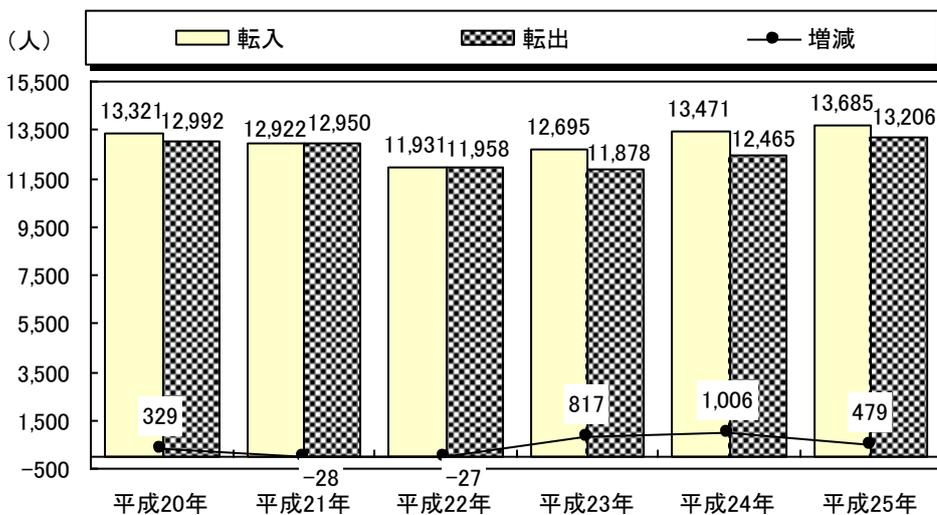
社会動態をみると、平成21年及び22年は、転出が転入を上回る社会減となりましたが、その後、転入が転出を上回る社会増に転じています。

■ 自然動態



資料：倉敷市統計書（各年1月～12月合計）

■ 社会動態

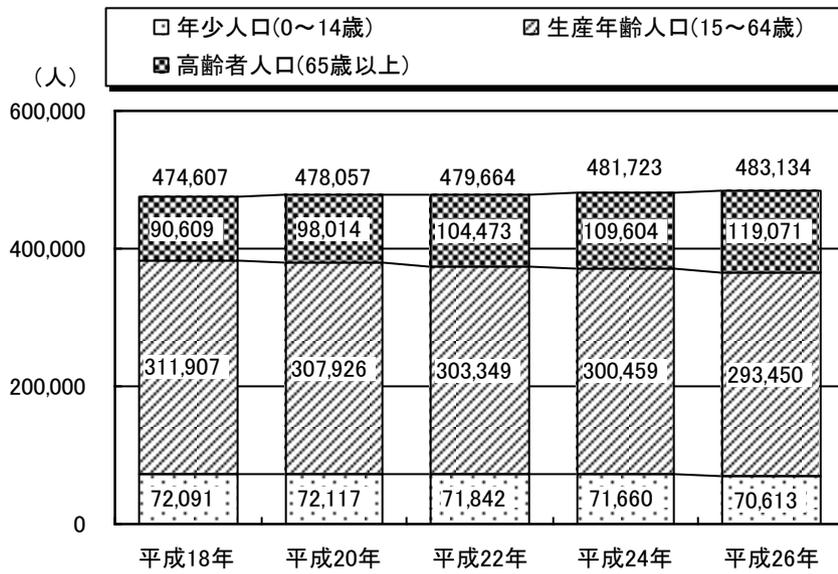


資料：倉敷市統計書（各年1月～12月合計）

(3) 年齢3区分別¹⁰人口の推移

住民基本台帳から本市の人口推移をみると、平成18年の474,607人から平成26年には483,134人と、8,527人(1.8%)増加しています。

また、年齢3区分別にみると0～14歳の年少人口は平成18年の72,091人が、平成26年には70,613人へと1,478人(2.1%)の減少となっているのに対し、65歳以上の高齢者人口は90,609人から119,071人へと28,462人(31.4%)の大幅な増加となっています。



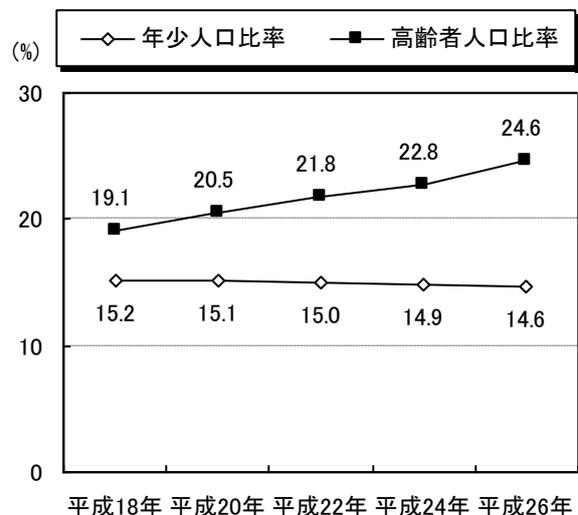
資料：住民基本台帳（各年3月31日）

※住民基本台帳の値は、平成24年3月31日以前の値においても外国人を含む（以下、同じ）

0～14歳の年少人口比率は、平成18年の15.2%から平成26年には14.6%へと0.6ポイント低下しています。

これに対して、65歳以上の高齢者人口比率は、平成18年の19.1%から平成26年には24.6%へと5.5ポイント上昇しています。

少子高齢化が急速に進んでいることがわかります。



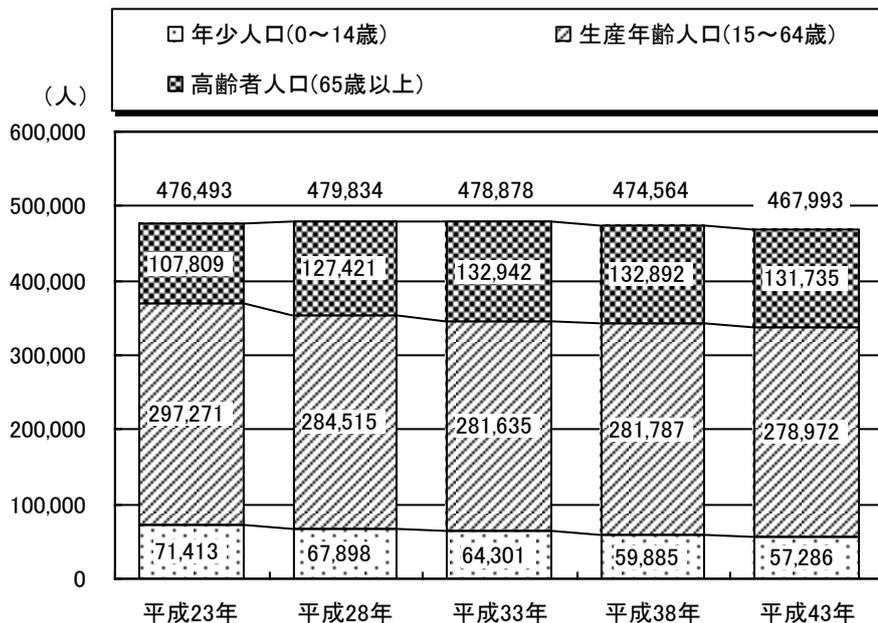
資料：住民基本台帳（各年3月31日）

¹⁰ 年齢3区分別…年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)、高齢者人口(65歳以上)の3つの区分

(4) 年齢3区分別人口の将来予測

本市の人口の将来推計をみると、総数は平成23年末の476,493人から平成43年末には467,993人と、8,500人(1.8%)減少する予測となっています。

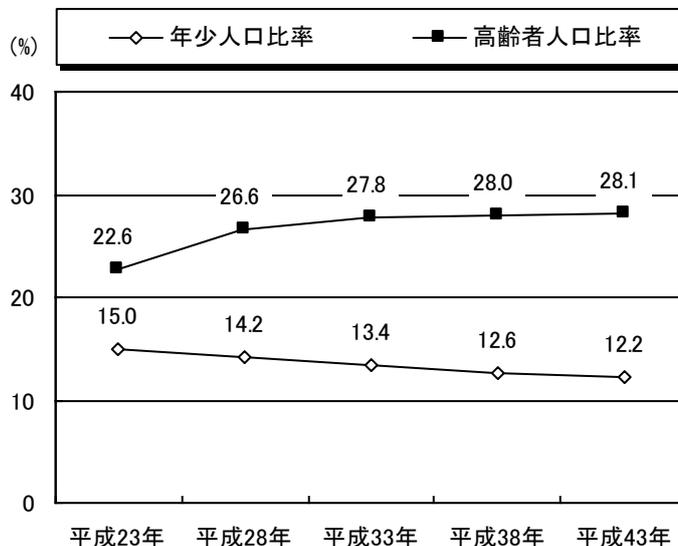
また、年齢3区分別にみると、0～14歳の年少人口は平成23年末の71,413人が、平成43年末には57,286人へと14,127人(19.8%)の減少となっているのに対し、65歳以上の高齢者人口は、107,809人から131,735人へと23,926人(22.2%)増加する予測となっています。



資料:倉敷市人口推計業務報告書(平成24年3月)
※外国人を含まない。(以下、同じ)

0～14歳の年少人口比率は、平成23年には15.0%、平成43年には12.2%へと低下すると予想されます。

一方、65歳以上の高齢者人口比率は、平成23年には22.6%、平成43年には28.1%へと上昇すると予想されます。



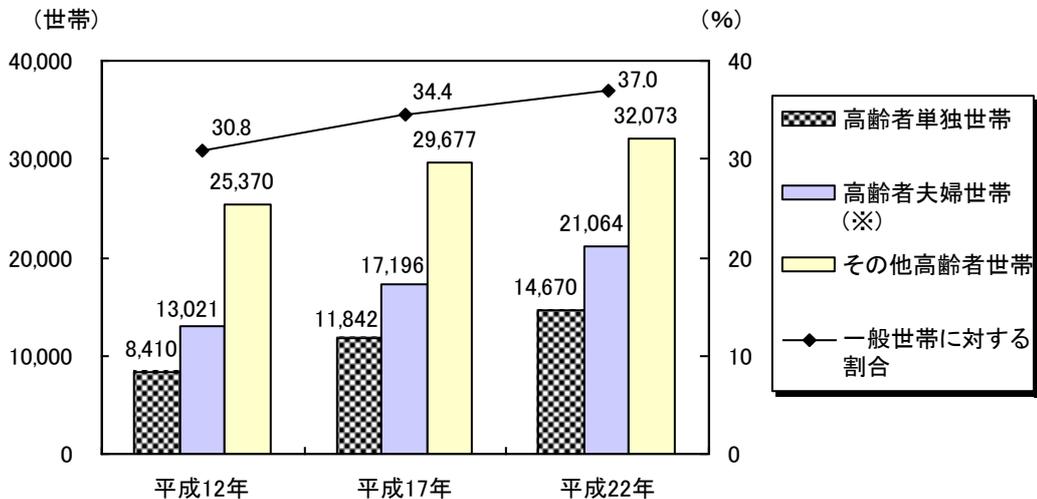
資料:倉敷市人口推計業務報告書(平成24年3月)

2 世帯の状況

(1) 高齢者のいる世帯の状況

一般世帯に占める高齢者のいる世帯の割合は、平成12年の30.8%が平成22年には37.0%に増加しています。

世帯の内訳をみると、高齢者単独世帯は平成12年の8,410世帯が平成22年には14,670世帯と6,260世帯、74.4%増加しています。

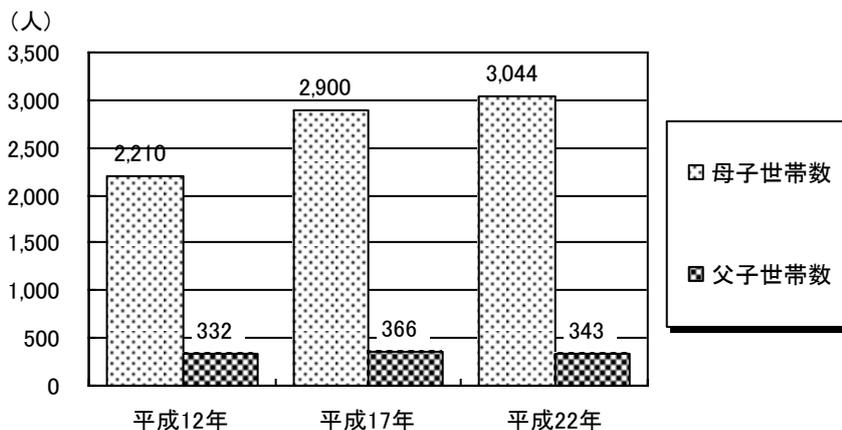


資料：国勢調査（各年10月1日）

(※) 夫婦のみの世帯でどちらかが65歳以上

(2) ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯についてみると、母子世帯は平成12年の2,210世帯が平成22年には3,044世帯と834世帯、37.7%の増加となっています。また、父子世帯については、ほぼ横ばい傾向となっています。



資料：国勢調査（各年10月1日）

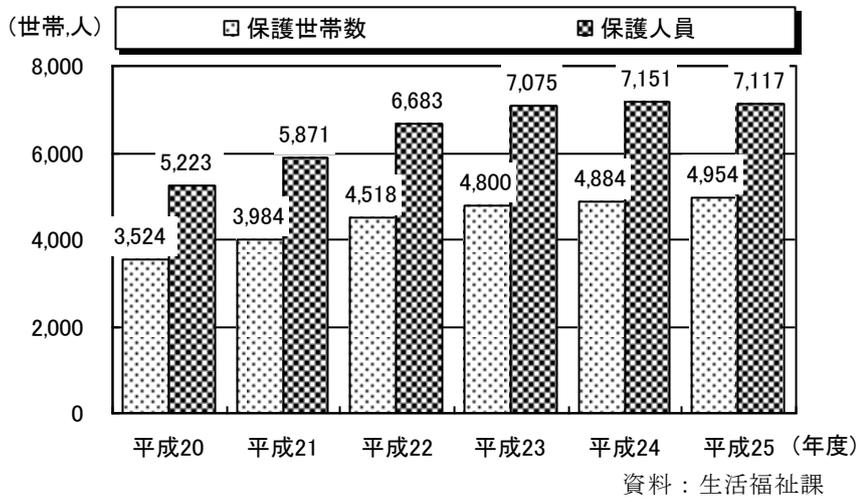
(3) 生活保護世帯の状況

生活保護の受給世帯数は平成25年度は月平均4,954世帯で、平成20年度の3,524世帯と比べて1,430世帯、40.6%と大幅に増加しています。主な理由としては、リーマンショックなど雇用情勢の悪化のため失業者が増加したことや、高齢化による高齢者世帯の増加によるものがあげられます。

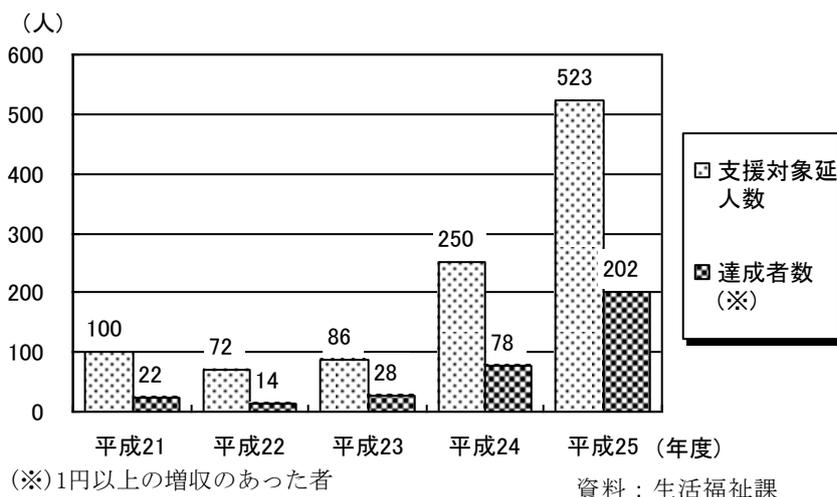
失業による受給者世帯には、就労自立を図るため、ハローワークと連携して就労支援事業を進めています。平成24年度には、就労支援専門ケースワーカー（正規職員）を生活福祉課に配置し、就労による自立支援の強化を図った結果、前年の約3倍にあたる250人に対し就労支援を行い、78人が就労（1円以上の増収）しました。

さらに平成25年度からは、就労支援相談員（非常勤嘱託員）を増員し、また、就労に向けた課題を多く抱える生活保護受給者に対して、カウンセリングや就労体験を実施する等就労意欲の向上を図ったところ、倍増の523人を就労支援し、202人が就労しました。

■生活保護世帯の推移（月平均）



■生活保護受給者の就労支援の状況

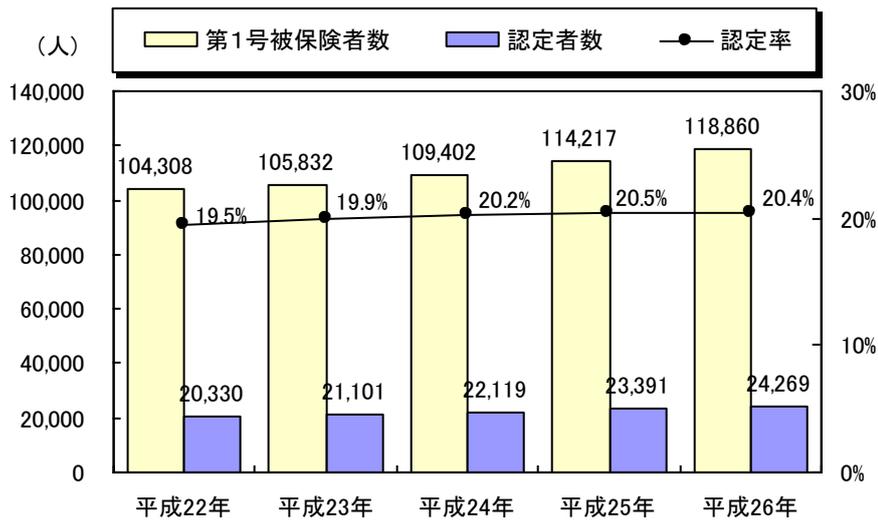


3 要介護（要支援）認定者の状況

介護保険制度による要介護（要支援）認定者の状況を見ると、認定者数は平成22年以降、毎年増加しています。また、高齢者人口に占める認定者の割合（認定率）は、平成22年から上昇傾向にあります。

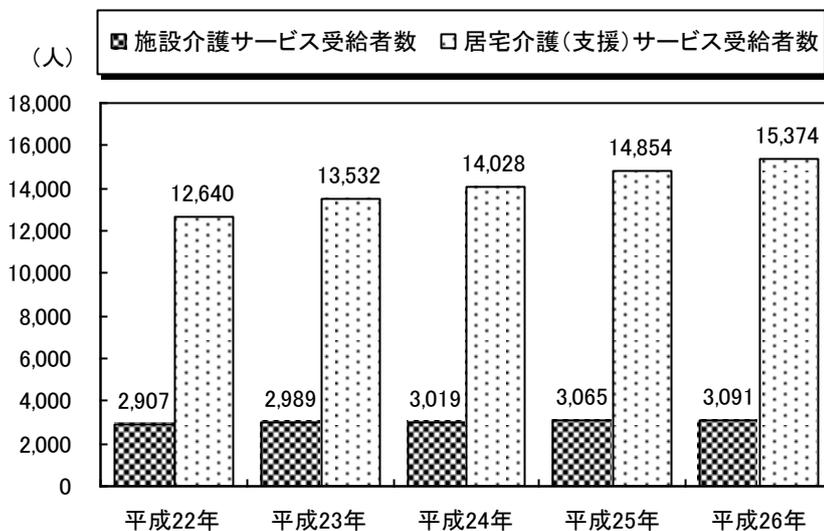
また、施設介護サービス受給者数及び居宅介護（支援）サービス受給者数も、平成22年以降、毎年増加しています。

■要介護（要支援）認定者数等の推移



資料：介護保険課（各年3月31日）

■施設介護サービス受給者数及び居宅介護（支援）サービス受給者数



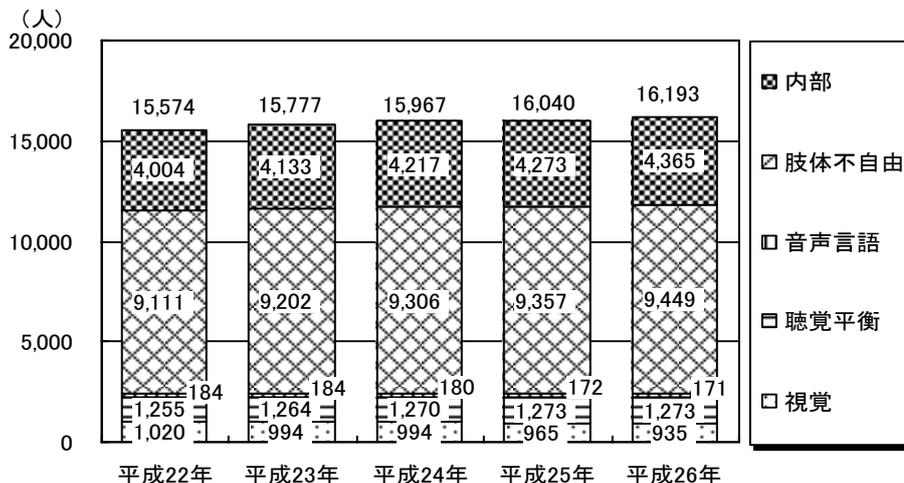
資料：介護保険課（各年3月31日）

4 障がい者の状況

(1) 身体障がい者の状況

本市における身体障がい者手帳所持者数は、平成26年3月末日現在で16,193人です。障がい種類別にみると、「肢体不自由」が最も多く、次が「内部障がい¹¹」となっています。

■ 身体障がい者数（障がい種類別）の推移



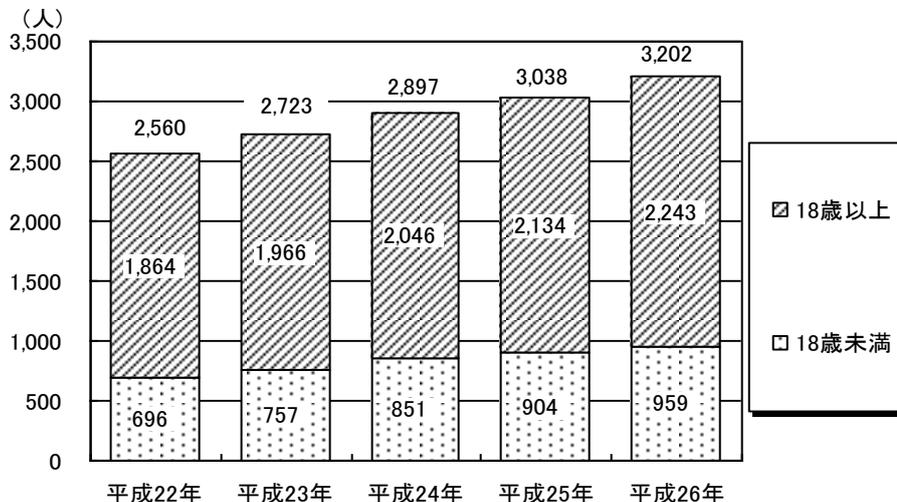
資料：障がい福祉課(各年3月31日)

(2) 知的障がい者の状況

本市における療育手帳所持者数は、平成26年3月末日現在3,202人で平成22年以降、毎年増加しています。

年齢別にみると、18歳未満及び18歳以上とも増加しています。

■ 知的障がい者数（年齢別）の推移



資料：障がい福祉課(各年3月31日)

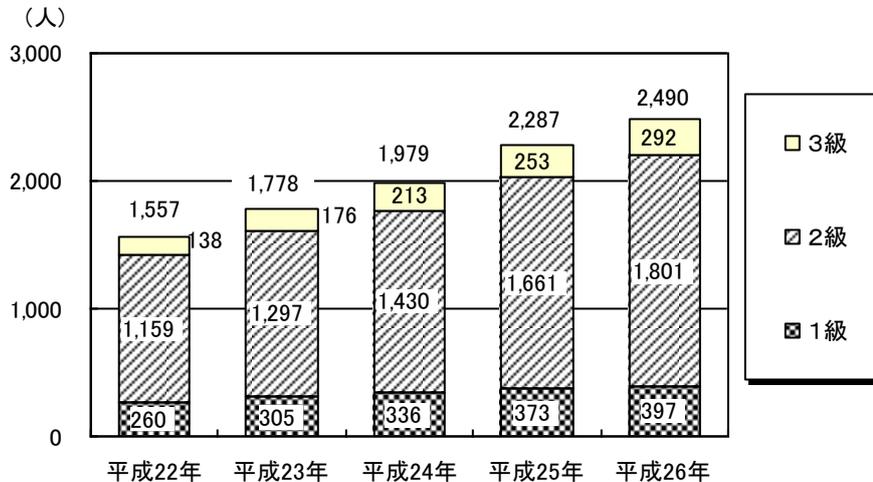
¹¹ 内部障がい…身体障害者福祉法第4節に定める、肢体不自由以外の体の内部の障がい。具体的には心臓機能障がい、じん臓機能障がい、呼吸器機能障がい、ぼうこう機能障がい、直腸機能障がい、小腸機能障がい、免疫機能障がい、肝臓機能障がい。

(3) 精神障がい者の状況

本市における精神障がい者保健福祉手帳の所持者数は、平成26年3月末日現在で2,490人であり、平成22年以降、毎年増加しています。

等級別にみると「2級」が最も多く、平成26年は1,801人となっています。

■精神障がい者数（等級別）の推移



資料：保健課(各年3月31日)

(4) 障がい者の就労支援の状況

障がい者の法定雇用率は、平成25年4月1日にそれまでの1.8%から2.0%に引き上げられました。本市では、倉敷地域自立支援協議会¹²就労部会の中において、倉敷障がい者就業・生活支援センターを中心に、ハローワークや支援学校など関係機関と相互連携を行なっております。

倉敷中央公共職業安定所管内(※)の障がい者の雇用状況をみると、平成25年度の雇用率2.01%で基準を達成しており、達成企業の割合は、51.8%となっています。

年度	法定雇用者数	雇用数計	雇用率	対象企業数	達成企業数	達成率
平成22	45,039	842.5	1.87%	245	139	56.7%
平成23	54,419	940.5	1.73%	271	131	48.3%
平成24	54,654	982.5	1.80%	276	135	48.9%
平成25	57,324.5	1,150.0	2.01%	307	159	51.8%

資料：倉敷中央公共職業安定所(各年度6月1日)

(※)倉敷中央本所(児島地区及び旧真備町を除く倉敷市及び早島町)、総社出張所(総社市及び旧真備町)、児島出張所(倉敷市児島地区)の合計

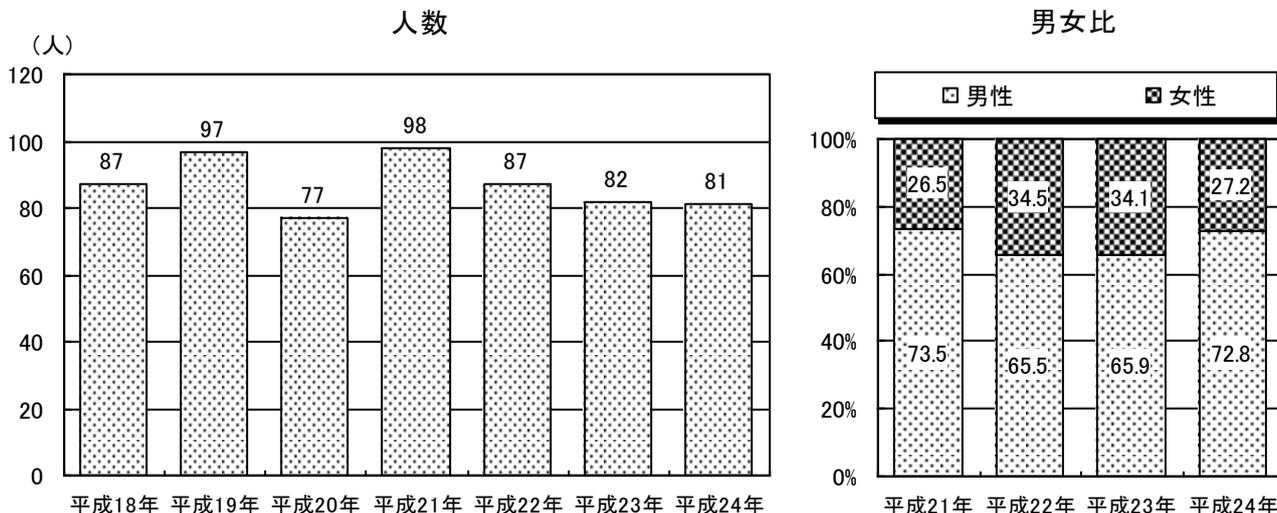
¹² 倉敷地域自立支援協議会…倉敷地域(倉敷市・早島町)における障がい者等への総合的な自立支援の方策について、関係機関等が連携の緊密化を図ることにより、地域における支援体制に関する課題の情報共有を行い、地域の実情に応じた体制整備について協議する場。障がい当事者が抱える様々なニーズに対応していくために、保健、医療、福祉、教育、就労等の多分野、多職種による多様な支援を継続的に行えるよう、官民一体となり協働できるシステム

5 自殺，虐待等の状況

(1) 自殺者の状況

本市における自殺者数は，平成21年以降，やや減少しています。

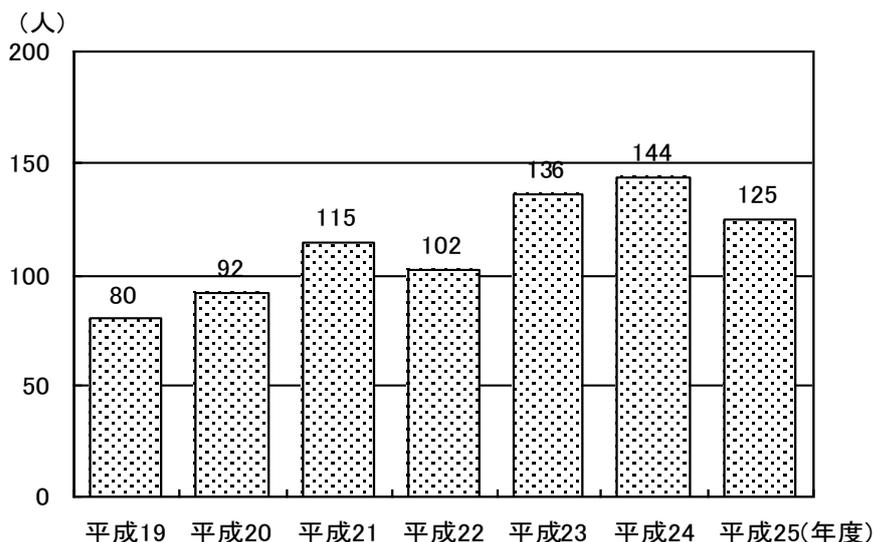
男女比は全国平均と同様となっており，男性の割合が高くなっています。（7：3）。原因・動機についても全国平均と同様で，健康問題，経済・生活問題，家庭問題，勤務問題の順となっています。



資料：保健課

(2) 高齢者虐待相談の状況

高齢者虐待の相談件数は，平成19年度以降増加傾向にあります。認知症高齢者や女性が虐待を受けるケースが多く，暴力行為などの身体的虐待だけでなく，暴言や嫌がらせなどの心理的虐待，介護放棄（ネグレクト）や金銭搾取などの経済的虐待が重なる複合的なケースが増えています。



資料：高齢福祉課

(3) 障がい者虐待相談の状況

障がい者虐待の相談件数の状況は、次のとおりです。

障がい者の方が利用する事業者や障がい者本人から、「家族など障がい者を養護する人たちから虐待を受けている」という通報が大半を占めています。

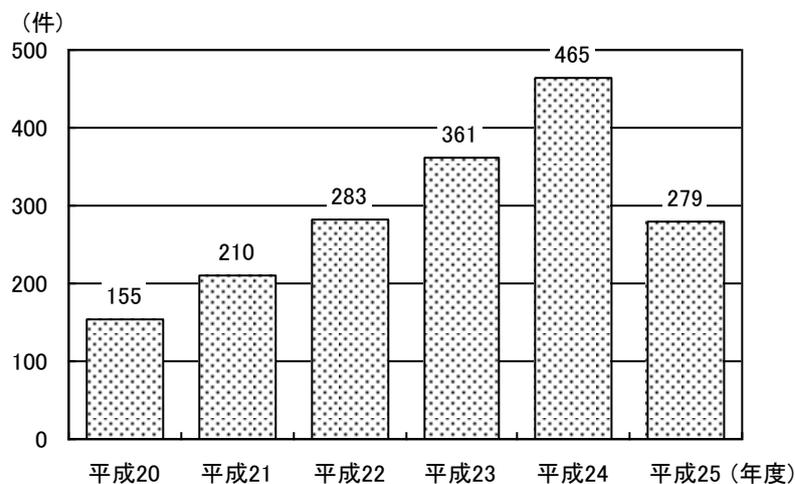
相談所等	平成24年度 (10月～)	平成25年度
障がい福祉課	9	28
相談支援センター ひまわり	10	10
合 計	19	38

資料：障がい福祉課

(4) 児童虐待相談の状況

子ども相談センターにおける児童虐待に関する新規相談件数は、年々増加傾向にありましたが、平成25年度は減少に転じており、今後とも注意深く相談状況を見守る必要があります。

昨今、虐待の要因は様々な要因が複雑に絡み合い、社会全体で支援する環境を整えることが必要です。低年齢の子どもに対する育児放棄（ネグレクト）の割合は依然高く、虐待が重篤化しないように比較的軽度な段階から支援に繋げる取り組みをしています。



資料：子ども相談センター

6 地域団体等の状況

(1) 民生委員・児童委員¹³の状況

平成26年3月末日現在、民生・児童委員数は671人、主任児童委員数は88人となっています。民生・児童委員の定員数は、平成25年12月に26人増加しました。

区分	定員	民生・児童委員			主任児童委員		
		計	男	女	計	男	女
平成22年	737	643	360	283	87	14	73
平成23年	741	646	362	284	87	13	74
平成24年	741	646	361	285	87	13	74
平成25年	741	644	356	288	88	13	75
平成26年	767	671	378	293	88	12	76

資料：生活福祉課（各年3月31日）

(2) コミュニティ協議会の状況

平成26年3月末日現在、市内には小学校区が63あり、そのうち46のコミュニティ協議会が編成されており、地域のふれあいや交流のための行事・イベント、地域の課題解決に向けた活動をしています。

■倉敷市コミュニティ協議会数

	地区	設置数
1	倉敷地区	16
2	水島地区	7
3	児島地区	9
4	玉島地区	6
5	真備地区	7
6	船穂地区	1
	合計	46

資料：市民活動推進課

¹³ 民生委員・児童委員…民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、常に住民の立場に立って相談に応じ、市民と福祉をつなぐパイプ役となって安心して暮らしやすい地域社会をつくるために活動する方々であり、「児童委員」を兼ねている。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行っている。また、民生委員・児童委員の一部は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

(3) 地区社会福祉協議会の状況

平成26年3月末日現在、市内には小学校区が63あり、そのうち49の地区社会福祉協議会が編成されており、地区社協だよりの発行、三世代交流行事や敬老会の開催、福祉講演会、高齢者等の見守り・訪問活動等をおこなっています。

■倉敷市内の地区社会福祉協議会数

	地 区	設置数
1	倉敷地区	11
2	水島地区	10
3	児島地区	11
4	玉島地区	8
5	真備地区	7
6	船穂地区	2
	合 計	49

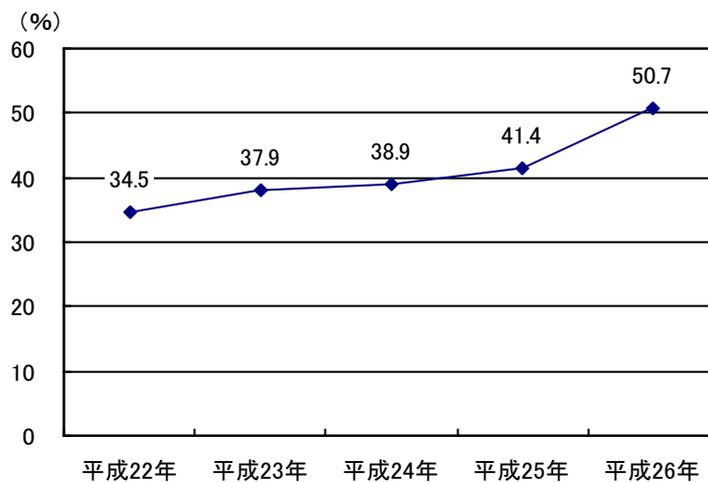
資料：倉敷市社会福祉協議会

(4) 自主防災組織¹⁴の状況

平成26年4月1日現在、市内の自主防災組織の組織率は50.7%です。組織率は平成22年以降、毎年上昇しています。

自主防災組織は、避難場所・経路等の周知、自主的な防災訓練の実施や災害時等の危険箇所の把握など、日ごろから地域の防災活動に取り組んでいます。

(自主防災組織率＝組織されている地域の世帯数／市内世帯数)



資料：防災危機管理室（各年4月1日）

¹⁴ 自主防災組織…災害発生時はもとより、日ごろから地域の人たちが一緒になって防災活動に取り組むための組織

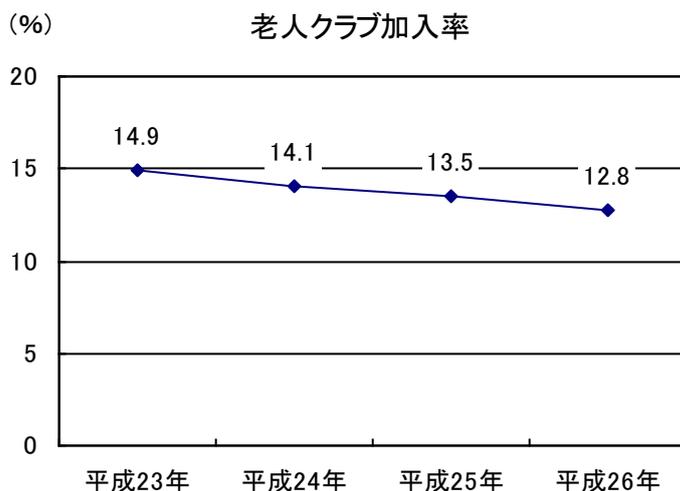
(5) 老人クラブ¹⁵の状況

平成 26 年 4 月 1 日現在、市内の老人クラブの数は 412 クラブ、会員数は 19,411 人です。

老人クラブの加入率（60 歳以上人口に対する会員数の割合）は、平成 23 年 4 月以降、減少傾向にあります。

■老人クラブ数及び会員数（平成 26 年 4 月 1 日現在）

区分	倉敷地区	水島地区	児島地区	玉島地区	真備地区	計
クラブ数	135	68	109	74	26	412
会員数	6,975	3,337	4,351	3,553	1,195	19,411



資料：高齢福祉課(各年 4 月 1 日現在)

(6) 公益活動団体、ボランティア団体の状況

平成 26 年 3 月末日現在、倉敷市に所在する NPO 法人¹⁶数は 140 団体、倉敷市社会福祉協議会の登録ボランティア団体数は、241 団体となっています。

NPO 法人数	140 団体
登録ボランティア団体	241 団体

資料：岡山県県民生活交通課
倉敷市社会福祉協議会
倉敷ボランティアセンター

¹⁵ 老人クラブ…地域社会において、高齢者の生きがいを高め、その生活を健全で豊かなものとするとともに、社会の一員としての役割を果たし、自らの努力で老人福祉の増進を図ることを目的とする自主的組織。会員の年齢は原則として 60 歳以上。都道府県、市町村単位に連合会が組織されている。

¹⁶ NPO 法人…「NPO」とは「Non Profit Organization」「Not for Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「NPO 法人」という。

7 地域福祉に関わる課題

市民アンケート調査の結果、まちづくりサロンでの意見、統計データ等から、地域福祉に関わる本市の課題を整理します。

(1) 支援を必要とする人の増加

今後高齢化の進行により、高齢者の単独世帯や高齢者のみの世帯、要介護高齢者等の増加が予想されます。また、近年、障がい者や生活保護世帯、母子世帯数も増える傾向にあり、今後これらの支援を必要とする人たちが増加すると予想されます。

(2) 近所付き合い・助け合いの促進

地域の課題として、近所付き合いや助け合いが少なくなっていることをあげる人が多くなっています。特に年齢の若い人や賃貸住宅に住む人では、近所付き合いをあまりしていない傾向がみられます。地域福祉を進める基盤として、近所同士のつながり・絆を深めていくことが必要です。

(3) 地域活動の活性化

アンケートによると町内会や自治会などの地域活動に参加していない人は半数以上であり、特に年齢の若い人や賃貸住宅に住む人では、参加している人の割合が少なくなっています。一方、暮らしやすい地域をつくるためのアイデアとして、地域での交流の促進に関わるアイデアをあげる人が多いことなどから、地域活動の活性化を進めることが必要です。

(4) 福祉に関わる情報提供の充実

福祉サービス¹⁷に関する情報について、半数以上の人が「あまり入手できていない」又は「ほとんど入手できていない」としています。また、要介護高齢者など支援を必要とする人が福祉サービスを利用していない理由として「サービスの内容や利用の仕方がわからない」と回答した人が多くみられます。必要な人に適切なサービスが提供されるよう、様々な手法を用いたわかりやすい情報提供が求められています。

(5) 安全・安心の仕組みづくり

地域福祉の向上に必要な取り組みとして「緊急時の連絡対応」をあげる人が最も多く、また、近所の人に手助けしてほしい内容では「災害時の手助け」や「安否確認の声かけ・見守り」をあげる人が多くなっています。一方、手助けしてほしい内容として「災害時の手助け」を選んだ人のうち、現在手助けしてくれる人がいないという人は2割にのぼっています。近年、市民の防災に対する関心も高まっていることなどから、公助だけでなく、自助、共助による安全・安心の仕組みづくりが求められています。

¹⁷ 福祉サービス…生活上の困難を抱える人に、その解決や緩和をめざして提供されるサービス。本計画では、行政が直接提供するものや民間事業者によるもの、ボランティア団体、NPOなどが提供するサービスなどを含む。

(6) 高齢者等の移動・外出支援

アンケート調査の意見やまちづくりサロンのアイデアにおいて、公共交通の充実など高齢者等の移動支援に関わる内容が多くみられます。今後の高齢化の進行などをふまえて、地域での交通手段の確保、移動支援の仕組みづくりが課題と言えます。

(7) 福祉のための環境(ハード)整備

子どもたちの遊び場や市民の憩いの場として公園等の整備を求める意見が多く見られます。地域住民の交流や活動の場としても整備の充実が課題と言えます。

また、歩行者にやさしい道路など誰もが安心して利用できるまちの環境整備が求められています。

(8) 地域福祉の担い手の活動促進

地域福祉において重要な役割を担う市社会福祉協議会や身近な専門職である民生委員・児童委員について市民の認知度はあまり高くありません。今後、地域福祉を推進していく上で活動を促進し、市民の認知度を高めていくことが必要です。

また、すべての住民が地域福祉の担い手として近所同士の助け合いや地域活動に積極的に参加するよう、地域福祉の意識啓発を進めることが重要です。

第3章 計画の基本方針

1 計画の基本理念

本市の市政運営の基本となる倉敷市第六次総合計画においては、「自然の恵みとひとの豊かさで個性きらめく倉敷」を目指すべき将来像として掲げ、「ひとの豊かさ」の支えとなるものとして、「ひととひとがつながり、そしてきずなやぬくもりを感じながら安全・安心に暮らしていける環境をつくること」を掲げています。

地域住民やコミュニティ、ボランティア、行政等が協働して地域福祉を推進し、子どもから高齢者まであらゆる世代の人々が安心していきいきと暮らしていけるまちを目指して、次の基本理念を掲げます。

地域でつながる 安全・安心に暮らしていけるまち

2 計画の基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、地域福祉を計画的、効果的に推進するために、次の3つの視点に立って施策の展開を図ります。

(1) 互いに助け合い、支え合う地域づくり

地域福祉を推進するためには、地域での支え合い、助け合いが最も重要です。このため市民の福祉意識を高め、地域での交流の機会を増やすことで、人と人との絆を強め、地域での支え合い、助け合いを促進します。

また、コミュニティ団体¹⁸やボランティア団体等の活動を活発化し、団体による地域福祉活動を推進します。

(2) 誰もが安心して福祉サービスを受けられる地域づくり

子どもから高齢者まで誰もが地域で安心して暮らすためには、必要な人が適切な福祉サービスを利用できる環境が必要です。また生活課題についていつでも気軽に相談できる体制の整備も重要です。

行政の施策や福祉サービスに関する情報提供や相談体制を充実するとともに、誰もが安心して暮らせるよう、「共助」・「公助」による福祉サービス基盤の整備を推進します。

¹⁸ コミュニティ団体…町内会、自治会、コミュニティ協議会、地区社会福祉協議会、自主防災組織など地域で活動している団体

(3) 地域で安心して暮らすための基盤づくり

すべての市民の人権を守ることは、地域福祉の基本的な目標のひとつです。虐待などの人権侵害を防止するために、関係機関の連携によるネットワークを強化します。

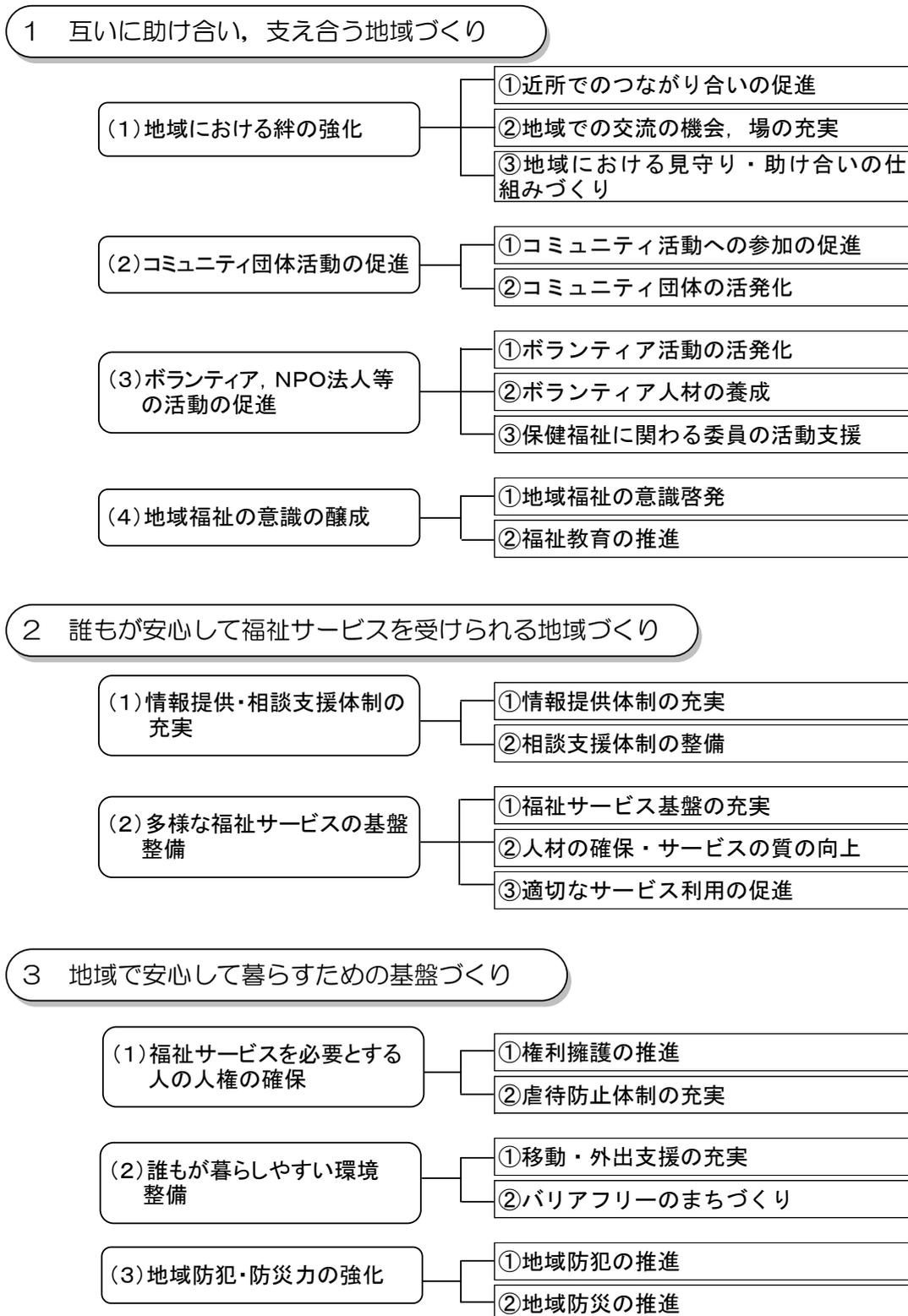
また、すべての市民が地域で自立して生活し、自由に社会参加をするためには、移動手段の確保や利用しやすいまちの整備がされていることが必要です。このため交通弱者に対する移動手段の確保やバリアフリー¹⁹のまちづくりを推進します。

さらに、市民の安全、安心を確保するために、地域住民、コミュニティ、関係機関、行政等が協力し合いながら、声かけ、見守りなどによる防犯・防災体制を強化します。

¹⁹ バリアフリー…高齢者や身体障がい者等が生活するうえで妨げとなるバリア(障壁, 障がい)のない状態。あるいは高齢者や身体障がい者等が自立した活動を行えるように生活の場や公共の場からバリアを取り除くこと。段差などの物理的障壁のほか、社会的、制度的、心理的障壁の除去もいう。

3 計画の体系

■施策体系図



第4章 施策の展開

1 互いに助け合い，支え合う地域づくり

(1) 地域における絆の強化

【現状と課題】

近年，隣近所での助け合いやコミュニケーションの不足，地域行事など交流機会の減少などが指摘されています。

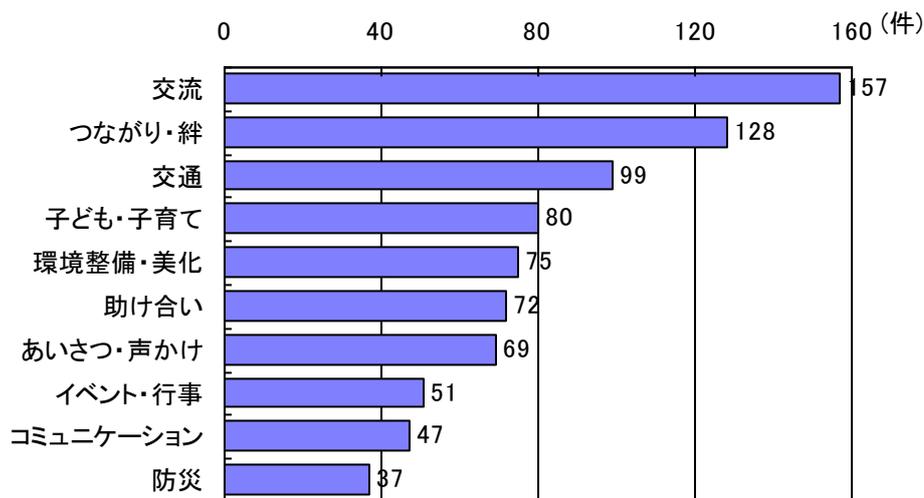
平成25年6月～10月に市内5地区で開催したまちづくりサロンにおいて，「みんなが暮らしやすいまちにするためのアイデア」として「交流」や「つながり・絆」「あいさつ・声かけ」に関するアイデアが多く出ました。

アンケート調査結果(※1)でも，住んでいる地域の課題として，「住民同士のまとまりや助け合いが少なくなっている」「多世代の交流や付き合いが少ない」といった回答が多くなっています。

誰もが安心して暮らせるまちにするためには，人と人との絆，交流を深め，お互いに支え合い，助け合う地域をつくっていく必要があります。

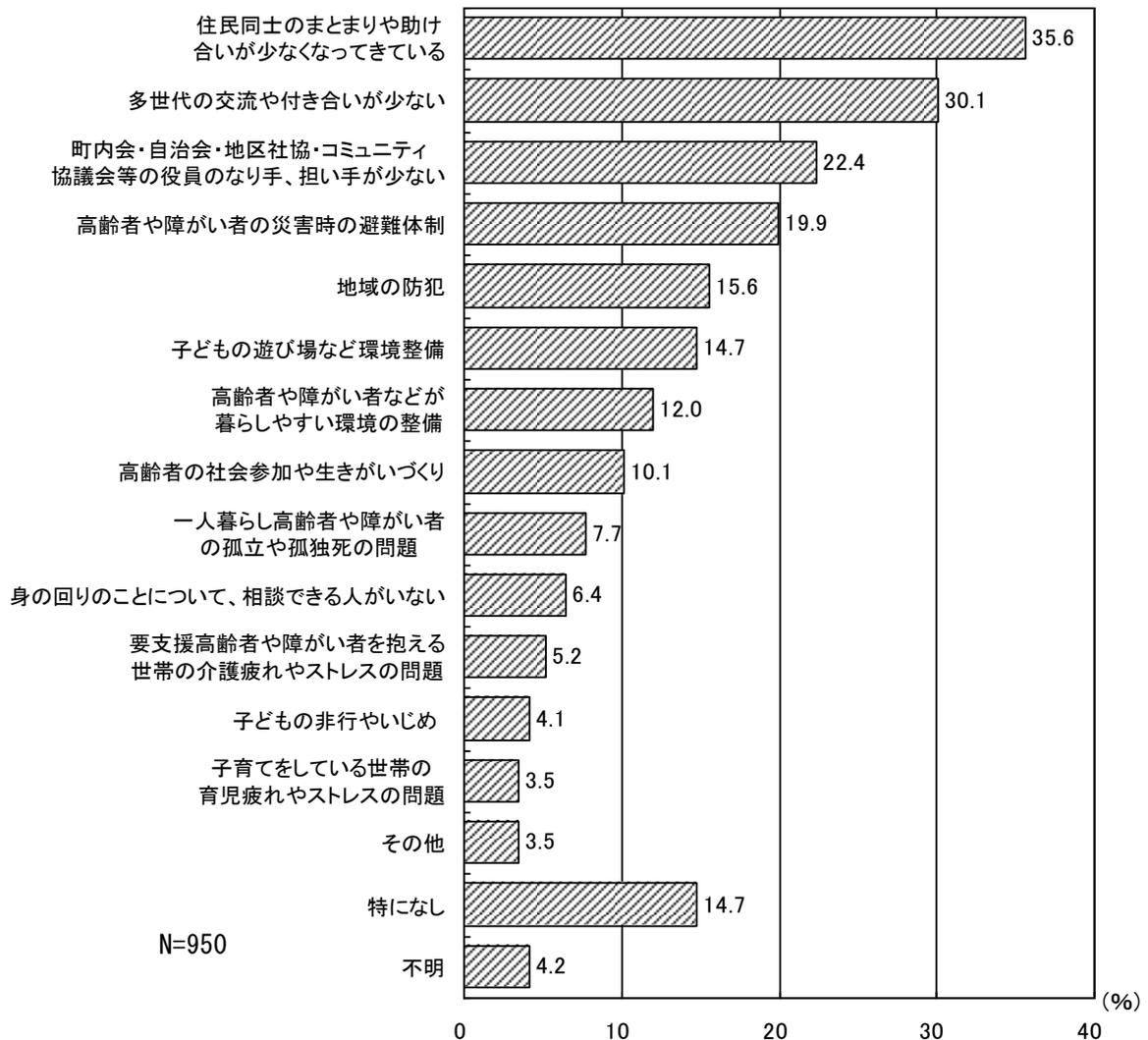
そのため，近所付き合いや助け合い，地域での交流活動を促進することが重要です。

■まちづくりサロン キーワード別アイデア数（上位10位）



(※1) 「倉敷市地域福祉計画」策定に向けたアンケート調査(平成25年2月)

■住んでいる地域の課題



(* グラフ中のNは、回答者の総数を表します。)

①近所でのつながり合いの促進

【市民一人ひとりの取り組み（自助）】

- 普段からお互いにあいさつや声をかけ合いましょう。
- 回覧を回すときにはなるべく手渡しして、声をかけましょう。
- ご近所に協力してほしいこと、自分が協力できることを伝えておきましょう。

【地域・団体の取り組み（共助）】

- 地域であいさつ運動や声かけ運動を展開しましょう。
- 行事やイベントなど交流の機会を増やすことで、住民間のつながりを深めましょう。
- 地域の転入者に地域の行事やイベント、慣習などを教えてあげましょう。
- 地域の良さや強みを周知しましょう。

【市の取り組み（公助）】

○近所付き合いの重要性について啓発します。

市の広報紙やホームページ等で、普段からの近所付き合いの大切さについて啓発します。

○あいさつ・声かけを推進します。

近所での人と人との絆を深めるよう、子どもから大人まで積極的にあいさつ・声かけすることを推進します。

○集合住宅等での近所付き合い等を促進します。

集合住宅に住む人などと地域との関わり合いの大切さについて啓発し、近所付き合いを促進します。

②地域での交流の機会、場の充実

【市民一人ひとりの取り組み（自助）】

○地域での行事やイベントに積極的に参加することで、地域の様々な世代の人との交流を持ちましょう。

○地域での行事やイベントのときには、隣近所で声をかけあうなど、参加しやすい雰囲気をつくりましょう。

○地域の子ども会や老人クラブなど交流の場に参加しましょう。

【地域・団体の取り組み（共助）】

○地域で気軽に参加できる行事やイベントを開催し、交流の機会を拡げていきましょう。

○地域行事等を積極的に住民に周知し、参加を促進しましょう。

○集いの場として集会所などを有効に活用しましょう。

【市の取り組み（公助）】

○地域での行事やイベントの開催を支援します。

地域住民の交流を促進するために、地域の祭りや学区文化祭、学区体育祭など、地域での行事やイベントの開催を支援します。

○地域での行事やイベント情報を提供します。

各地域で行っている行事やイベントなどに関する情報を収集し、市広報紙や市ホームページなどで提供します。

○高齢者の地域交流を促進します。

高齢者の孤独感や閉じこもりを解消するため、ふれあいサロン活動など地域での高齢者同士の交流や子ども達との交流を促進します。

○障がい者の地域交流を促進します。

地域の中で障がい者に対する理解者及び支援者を増やすよう、スポーツ・レクリエーション及び文化活動などを通じて障がい者の地域交流を促進します。

○子育ての仲間づくりを促進します。

地域子育て支援センターやつどいの広場、子育て広場²⁰などで、地域の親同士の交流、ネットワークづくりの場を提供します。

○子どもと地域の交流を促進します。

小学校の余裕教室などを活用した、子どもたちと地域住民との交流活動を支援します。

○交流の場の整備を支援します。

地域住民が気軽に集まり、交流のできる場として、集会所などの整備を支援します。

また、地域住民のスポーツ・レクリエーションの場として、新たな公園の整備や既設の公園のリニューアルを実施します。

③地域における見守り・助け合いの仕組みづくり

【市民一人ひとりの取り組み（自助）】

○ご近所にひとり暮らしの高齢者など支援が必要な人がいれば、買い物やゴミ出しなど気にかけて積極的な見守りや助け合いを行いましょう。

○家族や自分に支援が必要となる場合で、手助けが必要なときには遠慮せず、近所の人を頼る気持ち、相談するという一歩を踏み出しましょう。

○異変や問題に気付いたときは、迅速に市役所や保健所、児童相談所²¹、高齢者支援センター等の専門機関に相談、連絡しましょう。

【地域・団体の取り組み（共助）】

○個人情報に配慮しながら、支援を必要とする人の把握・支援体制づくりに地域で取り組みましょう。

○高齢者支援センターや民生委員・児童委員、愛育委員、栄養委員、地区社会福祉協議会等との連携・協力を強化しましょう。

○地域全体で子どもやひとり暮らしの高齢者などを見守り、心配や不安を感じたときは、専門機関や関係機関へつなぐなどの支援をしましょう。

²⁰ 子育て広場…幼児と親が自由に参加できる「ふれあいの場」とし、幼稚園の余裕教室などを利用して、月2～4回程度開催している。

²¹ 児童相談所…各都道府県、指定都市及び中核市程度で政令で指定する市に設置される児童福祉の専門かつ中核機関。法律上の名称は児童相談所だが、都道府県等によっては呼称が異なる場合がある。虐待、育児、健康、障がい、非行など、子どもに関する様々な相談などに応じ、必要に応じて一時保護や児童福祉施設への入所措置、子どもと保護者への相談援助活動などを行う。

【市の取り組み（公助）】

○高齢者の見守りネットワークを構築します。

地域住民や社会福祉協議会・介護事業者・医療機関などの関係機関の協力を得て、地域の支え合い機能の向上や孤立化の防止などの問題解決に努めるため、地域ケア会議²²及び小地域ケア会議²³等を活用して、安心していつまでも住み続けることのできるよう、見守りネットワークを構築するなどの支援体制の整備を図ります。

○障がい者の見守りネットワークを構築します。

支援を必要とする障がい者とその家族を地域で支え、必要な情報やサービスを地域で提供できる相談支援事業所などの体制づくりやネットワークづくりを支援します。

○子育て家庭の見守り体制を構築します。

子育て家庭が地域で孤立せず、安心して子育てができるよう、親子クラブや子育てサロン等の育成を推進し、また、地域子育て支援センターやつどいの広場等のネットワーク化を図り、見守り体制を整備します。

○地域で子どもの見守りをします。

あいさつ運動や地域での声かけを推進し、地域全体で子どもを守り育てる意識の高揚を図ります。

また、学校、家庭、地域の連携により、地域ぐるみで子育てを支える仕組みづくりを推進します。

○くらしき心ほっとサポーター²⁴の養成と活動支援を行います。

精神障がい者に対する理解者を増やし、市民の立場で心の健康づくりの推進や偏見除去に関する啓発を行うくらしき心ほっとサポーターを養成し、より市民の身近なところで活動できるよう支援します。

○ゲートキーパー²⁵の養成をします。

誰もが心の不調などのサインに気づく力、適切な機関につなげる力をつけることができ、問題を抱える人がどこかに相談すれば、複数の問題であっても連携して解決できるよう、地域のセーフティネット²⁶を構築するためにゲートキーパーを養成します。

また、地域・企業にも啓発を行い、各々が自主的に取り組めるように働きかけます。

²² 地域ケア会議…高齢者支援センターを中心に、地域の民生委員、ボランティア、保健・医療・福祉の関係者が密接な連携を保ち、必要な情報交換や調整等を行うことを目的に設置された会議。倉敷・水島・児島・玉島で開催する地域課題を解決していくための代表者レベルの地域ケア会議や、概ね小学校区単位で開催される小地域ケア会議及び個別ケースの問題解決や情報共有を目的とするミニ地域ケア会議がある。

²³ 小地域ケア会議…地域に密着した情報共有及び課題解決の場として、地域に即した主に高齢者等のネットワーク支援体制を構築する。

²⁴ くらしき心ほっとサポーター…精神障がいに対するよき理解者としての立場で、心の健康づくりの推進や精神障がいに対する偏見除去のために、行政と協働で啓発に努めていただく市民のこと。養成講座の受講修了者で各地区の特性に合わせて活動している。

²⁵ ゲートキーパー…悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

²⁶ セーフティネット…生活することが困難な状態に陥った場合に援助したり、そうした事態になることを防止する仕組み。社会保障には社会的セーフティネットの役割があり、これにより人生の危険を恐れず、いきいきとした生活を送ることができ、ひいては社会全体の活力につながっていくとされている。

(2) コミュニティ団体活動の促進

【現状と課題】

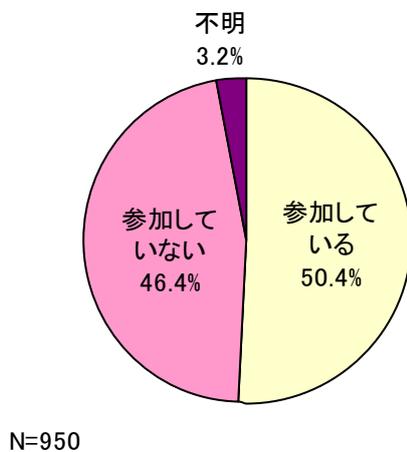
住民に身近な自治組織として町内会・自治会等のコミュニティ団体があります。

これらの団体は、地域の課題を地域自らで解決する「共助」の核となる組織であり、地域福祉を推進する役割も期待されます。

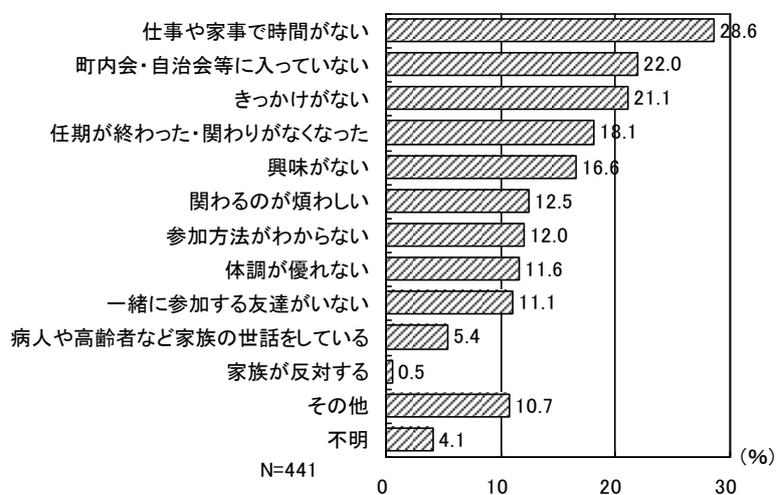
アンケート調査結果から町内会・自治会等や子ども会、PTAなどの地域活動への参加状況をみると、参加している人はおよそ半数となっています。また、地域活動に参加しない理由としては、「仕事や家事で時間がない」「町内会・自治会等に入っていない」「きっかけがない」といったものが多くなっています。

今後は、これらの団体へ住民の参加を促進するとともに、団体への支援を通じて、活動の活発化を図ることが、地域福祉を推進する上で重要です。

■ 地域活動への参加状況



■ 参加していない理由



資料：「倉敷市地域福祉計画」策定に向けたアンケート調査結果報告書

① コミュニティ活動への参加の促進

【市民一人ひとりの取り組み（自助）】

○地域の一員であるという意識を持ち、町内会・自治会などの地域活動に参加・協力しましょう。

【地域・団体の取り組み（共助）】

○町内会・自治会等のコミュニティ団体に入りやすい雰囲気をつくり、未加入の人や転入者などに気軽に声をかけて誘いましょう。

○退職された人などが地域活動に参加できるよう、声かけなどきっかけづくりを行いましょう。

○地域のかかわら版などの情報紙で、身近な出来事や行事予定などをお知らせしましょう。

【市の取り組み（公助）】

○コミュニティ意識の高揚を図ります。

さまざまな世代の方々が気軽に地域の輪に入っていけるよう、町内会・自治会等のコミュニティ団体の活動情報を発信するとともにコミュニティ意識の高揚に努めます。

○コミュニティ活動の拡大をめざします。

コミュニティ交流会などを活用しコミュニティ間の情報交換を行うなど、相互に連携する場づくりに努め、ネットワークを構築し、コミュニティ活動の一層の拡大を支援します。

○高齢者のコミュニティ活動への参加を促進します。

地域活動への参加を促進し、高齢者の活躍の場を広げる取り組みを充実します。

②コミュニティ団体の活発化

【市民一人ひとりの取り組み（自助）】

○町内会・自治会等のコミュニティ団体の役員を引き受けたり、行事の準備を手伝うなど、積極的に関わりましょう。

【地域・団体の取り組み（共助）】

○町内会・自治会等のコミュニティ団体の重要性を認識し、活動の活性化に取り組みましょう。

○役員やスタッフになっても大きな負担とならないよう、また、後継者が育つよう、地域全体で協力し、支援しましょう。

○地域の抱えるさまざまな課題を自ら発見し、解決することができるコミュニティ団体をめざしましょう。

○町内会・自治会等のコミュニティ団体はそれぞれの特長を活かしながら、連携して、行事やイベントの開催、地域課題の解決など地域福祉への取り組みを推進しましょう。

【市の取り組み（公助）】

○コミュニティ協議会の活動を支援します。

市民自らが主体的に地域の課題解決に取り組むコミュニティ活動に対する支援や、コミュニティ活動の拠点となる集会所など施設や設備に対する支援を行います。

○地域福祉活動の活発化を図ります。

町内会・自治会、コミュニティ協議会、地区社会福祉協議会等の団体の情報交換及び意見収集が行えるようコミュニティ交流会を開催するなどし、地域福祉活動の活発化を図ります。

(3) ボランティア，NPO法人等の活動の促進

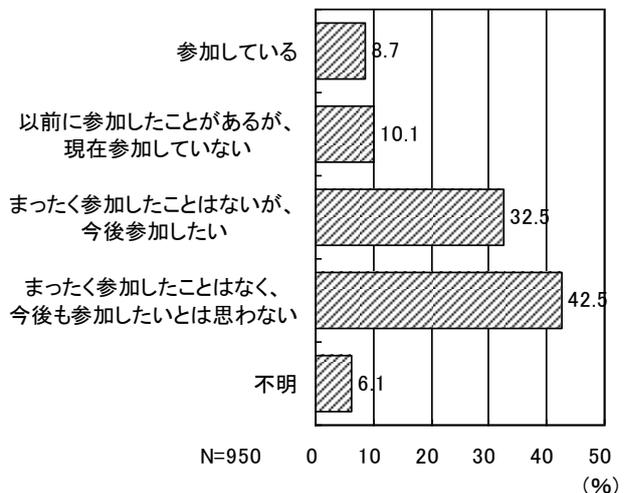
【現状と課題】

福祉に関わるボランティアやNPO法人は、その専門性や機動性の高さから地域福祉の推進主体として重要な役割を果たしており、本市では、高齢者や障がい者への支援、子育て家庭への支援等、さまざまな分野で活躍されています。

アンケート調査結果をみると、現在、ボランティアやNPO活動に参加している人は1割未満と少なく、「まったく参加したことはなく、今後も参加したいとは思わない」と「まったく参加したことはないが今後参加したい」という回答が多くありました。参加していない理由としては、「身近に活動できる場所やグループがない(知らない)から」や「活動したいと思っているが、きっかけがないから」という回答が比較的多くなっています。

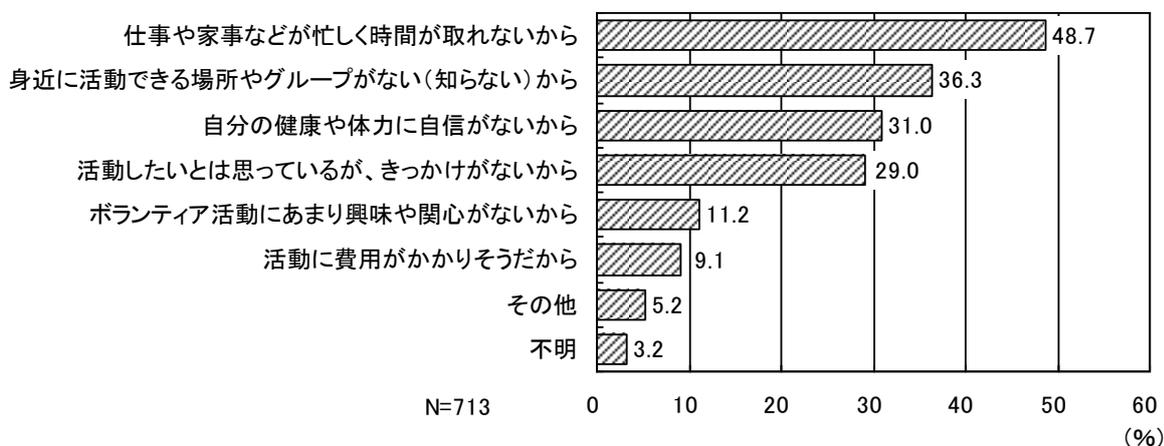
このため、ボランティアの重要性や活動団体の情報等について市民への広報・啓発を進め、ボランティア、NPO活動の活発化を図ることが必要です。

■ ボランティア，NPO への参加状況



資料：「倉敷市地域福祉計画」策定に向けたアンケート調査結果報告書

■ ボランティアに参加していない理由



資料：「倉敷市地域福祉計画」策定に向けたアンケート調査結果報告書

地域福祉推進の重要な役割を担う委員として、民生委員・児童委員，愛育委員，栄養委員があります。

民生委員・児童委員は主な活動として、担当地域内の市民の実態や福祉ニーズを日常的に把握する「社会調査活動」、地域住民が抱える問題の相談を受ける「相談活動」、社会福祉の制度やサービスの内容や情報を地域住民に的確に提供する「情報提供活動」などを行っています。

また、愛育委員は保健福祉行政への協力や自主活動を行う健康ボランティアとして、栄養委員は地域で食生活改善や健康づくりを推進するボランティアとして、それぞれ地域で活動しています。

さらに、本市では、専門性の高い福祉ボランティアとして介護予防リーダー²⁷や認知症サポーター²⁸などを養成しています。

今後は、民生委員・児童委員、愛育委員、栄養委員やボランティアリーダー等について市民への周知を図るとともに、関係団体等との日常的な交流などを通じて連携を強化し、活動の充実を図ることが必要です。

①ボランティア活動の活発化

【市民一人ひとりの取り組み（自助）】

- 社会福祉協議会や行政などが開催するボランティア学習の場へ積極的に参加しましょう。
- ボランティア活動の機会があれば、気軽に参加してみましよう。
- 地域の中で、自らの知識や経験、自由な時間などを活用しましょう。

【地域・団体の取り組み（共助）】

- ボランティア活動への参加をお願いします。
- 誰でも参加しやすいボランティアの仕組みづくりをしましょう。
- ボランティア・NPO 団体は、市民への積極的な情報発信とともに、町内会・自治会や行政との連携を図りましょう。
- 団体の活動を継続していくため、後継者の育成に努めましょう。
- 地域で活動している個人・ボランティア団体同士の連携の場をつくり、情報共有や交流促進に取り組みましょう。

【市の取り組み（公助）】

- ボランティア活動への参加を促進します。

市の広報紙やホームページを利用して、継続的に市民のボランティア活動に対する理解と協力を求めるとともに、ボランティア活動に参加したい人がスムーズに参加できるよう、問い合わせ先等の周知を図ります。
- ボランティアの情報提供を行います。

ボランティア・NPO活動参加への気運を盛り上げ、きっかけづくりを進めるとともに、活動や交流が促進されるよう「倉敷市市民公益活動情報サイト²⁹」等を通じて情報提供を行います。

²⁷ 介護予防リーダー…介護予防リーダー養成講座を受講し、介護予防に関する知識、技術等を習得し、地域における介護予防の担い手となる人材

²⁸ 認知症サポーター…認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人やその家族を支援する意欲のある者であって、地域・職域・学校等において、認知症キャラバン・メイト(認知症サポーター養成講座の講師)が開催する『認知症サポーター養成講座』を受講した者

²⁹ 倉敷市市民公益活動情報サイト…市民の自主的な地域公益活動を推進するための情報を提供する市のサイト

○ボランティア養成講座を充実します。

障がい福祉に係るボランティア養成事業として実施されている各種養成講座（手話・点訳・要約筆記等）をさらに充実させ、ボランティア登録者数の増大を図ります。

○ボランティア団体・NPO等を支援します。

公益的な事業に取り組むNPOなどの活動基盤の強化に向けての支援や、市民公益活動団体³⁰や個人が、その特性を活かしてさまざまな地域福祉活動に取り組むことができるよう、情報共有や連携しやすい環境整備を促進します。

○ボランティア活動を通じての健康増進を支援します。

特別養護老人ホームなど介護保険施設等でのボランティア活動を通じて、高齢者自身の健康増進を図っていくことを支援します。

②ボランティア人材の養成

【市民一人ひとりの取り組み（自助）】

○ボランティア養成講座等に積極的に参加しましょう。

○仕事や趣味等で培ってきた技術や特技を地域活動に役立てましょう。

○地域福祉を担う人材の一人として、自身のできる範囲で地域活動に参加しましょう。

○福祉に関する学習機会を利用して、専門的な知識や技術の習得に努め、地域活動に活かしましょう。

【地域・団体の取り組み（共助）】

○地域福祉活動に関心のある人や専門的な知識、技術を持っている人を発掘し、活動に参加してもらいましょう。

○地域福祉の担い手となる人材を発掘し、若いリーダー・後継者の育成に努めましょう。

○団塊の世代の人々が地域の福祉活動の担い手として活躍できる機会をつくりましょう。

【市の取り組み（公助）】

○介護予防リーダーを養成します。

地域における介護予防の担い手となる人材を育成し、ボランティア活動を通じた地域での自主的な取り組みを支援するために、介護予防リーダーを養成します。

○認知症サポーターを養成します。

認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として、自分のできる範囲で活動できる認知症サポーターを養成します。

○子育てボランティア等を養成します。

子育てボランティアや子育て広場のネットワーカー、子どもセンター³¹の担い手と

³⁰ 市民公益活動団体…地縁組織、志縁組織(社会的課題の解決や改善といったテーマ性や専門性の高い活動を行うNPOなどの組織)、地域産業組織(商工会議所、商工会、商店街振興組合、農業協同組合、漁業協同組合などの組織)、法人組織など公益性の高い活動を行う団体

³¹ 子どもセンター…子どもや親子の体験的な活動や家庭教育を支援するための情報を収集・提供する組織として平成12年11月よりライフパーク倉敷市民学習センター団体交流室内に設置。ボランティアによって運営されている。

なるボランティアなど、地域で子育てを支援するボランティアを養成します。

また、子育て相談支援セミナー等の研修を実施し、スキルアップを図ります。

○地域と人材をつなぐコーディネーターを養成します。

まちづくり人材養成講座³²を開催するなどして、地域社会へ参画しようとする人の仲介を行うコーディネーターを養成します。

また、講座受講者に対し、「まちづくりサロン」への参加を促すことにより、講座で学んだことの実践を推進します。

③保健福祉に関わる委員の活動支援

【市民一人ひとりの取り組み（自助）】

○民生委員・児童委員，愛育委員及び栄養委員等の役割について理解し，その活動に積極的に協力しましょう。

【地域・団体の取り組み（共助）】

○民生委員・児童委員，愛育委員及び栄養委員等の活動を通じて，支援を必要とする人の早期発見・早期支援に努めましょう。

○民生委員・児童委員，愛育委員及び栄養委員等とコミュニティ協議会や地区社会福祉協議会，自主防災組織など地域内の関係団体との連携・協力関係を深めましょう。

○地域の情報紙などで民生委員・児童委員，愛育委員及び栄養委員等の活動を紹介します。

【市の取り組み（公助）】

○保健福祉に関わる委員の資質の向上を図ります。

民生委員・児童委員，愛育委員及び栄養委員に対し，研修機会を設け，資質向上を支援します。

○保健福祉に関わる委員の啓発・広報を行います。

民生委員・児童委員，愛育委員及び栄養委員に対する認知度を高めるため，広報紙等を通じて，活動などを紹介します。

○保健福祉に関わる委員の連携を図ります。

民生委員・児童委員，愛育委員及び栄養委員の日頃の交流が図れるよう支援します。

³² まちづくり人材養成講座…まちづくりサロンの知識や技術を身につけ，地域や職場で活用していただくとともに，実際にまちづくりサロンの運営などを担うことができる市民を養成するための講座

(4) 地域福祉の意識の醸成

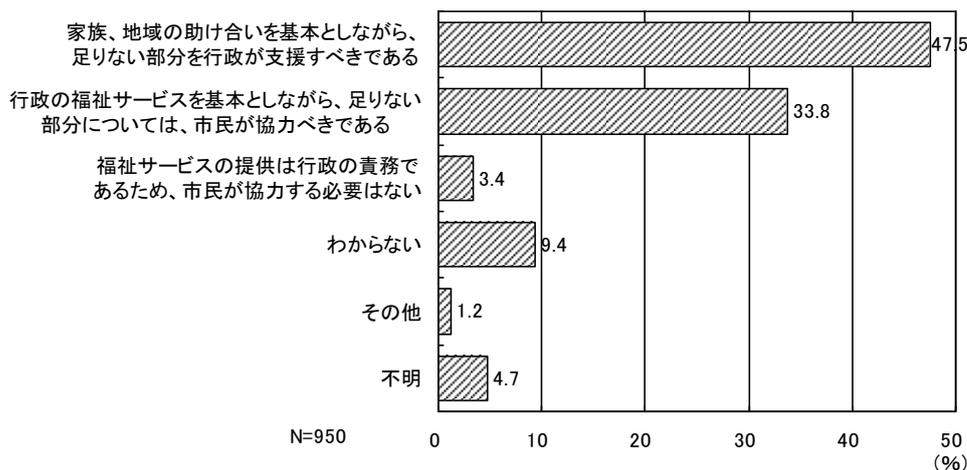
【現状と課題】

地域福祉を推進するためには、市民一人ひとりが福祉の担い手であるという意識を持ち、自助、共助による地域福祉の重要性を理解することが必要です。

アンケート調査結果をみると、地域福祉における行政と市民の関係については、「家族、地域の助け合いを基本としながら、足りない部分を行政が支援すべきである」という回答が最も多く、公助よりもまず自助、共助が大切であると考える人が多いことがわかります。

今後も、市民の福祉意識の啓発や生涯にわたる福祉教育を推進していくことで、地域福祉を推進していくことが求められています。

■ 地域福祉における行政と市民の関係について



資料：「倉敷市地域福祉計画」策定に向けたアンケート調査結果報告書

① 地域福祉の意識啓発

【市民一人ひとりの取り組み（自助）】

- 地域での助け合い・支え合いという地域福祉の意識を持ちましょう。
- 誰もが暮らしやすいまちになるよう、身近な福祉に関することに関心を持ちましょう。
- 地域の中で自分にできることはないか、考えてみましょう。
- 地域でのイベントや各種ボランティア活動などに関心を持ち、参加しましょう。

【地域・団体の取り組み（共助）】

- 地域の行事やイベントで地域福祉に関わる内容を盛り込むなど、福祉意識の啓発を図りましょう。
- 地域の行事やイベントでは、高齢者や障がい者、小さな子ども連れなど、誰もが参加しやすいよう配慮しましょう。

【市の取り組み（公助）】

○福祉意識の啓発を行います。

地域で支え合うことの大切さを理解し、地域での支え合い活動を促進するために、地域福祉の重要性の啓発に努め、福祉意識の醸成を図ります。

○支援を必要とする人に対する理解の促進を図ります。

要介護高齢者や障がい者など、支援を必要とする人に対する市民の理解を深めるための啓発に努めます。

○子育てしやすい職場環境づくりを促進します。

子育て支援に取り組んでいる企業を「子育てサポート企業」として認定している国の制度の周知を行うと共に、従業員に対して仕事と子育ての両立を支援している企業を表彰するなど、子育てしやすい職場環境づくりの啓発に努めます。

②福祉教育の推進

【市民一人ひとりの取り組み（自助）】

○地域福祉に関心を持ち、研修会などに積極的に参加しましょう。

○家庭で福祉について話し合う機会を持ちましょう。

【地域・団体の取り組み（共助）】

○地域でボランティア講座や福祉に関する学習会を開催しましょう。

【市の取り組み（公助）】

○学校教育における福祉教育を推進します。

ノーマライゼーション³³の実現のために、幼いころから人権や社会福祉への関心を持ち、自ら考え、行動する力を養うために、幼児教育、学校教育の中で一貫した福祉教育を推進します。

また、倉敷支援学校や県立特別支援学校との交流及び共同学習を推進するとともに、社会福祉施設等でのボランティア体験学習を今後も継続的に実施していきます。

○生涯学習における福祉教育を推進します。

障がい者福祉に対する市民の関心をいっそう高めるため、福祉分野の講座の充実を図るとともに、市民にとって魅力のある、学習意欲を高めることのできるような講座づくりに取り組みます。

³³ ノーマライゼーション…障がい者や高齢者などを特別視することなく、そうした人々が地域の中で共に普通の生活ができるような社会をめざすという考え方

2 誰もが安心して福祉サービスを受けられる地域づくり

(1) 情報提供・相談支援体制の充実

【現状と課題】

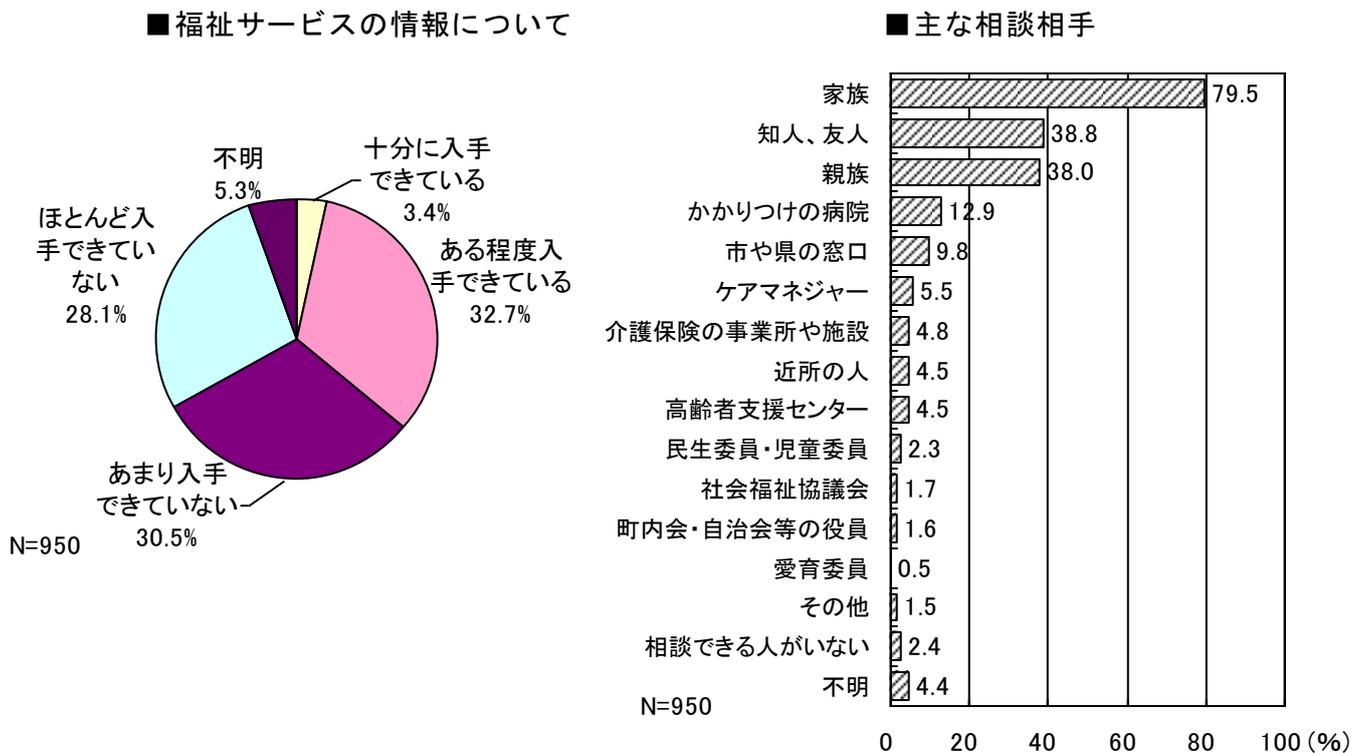
市民の誰もが福祉の制度やサービスを必要なときに適切に利用するためには、その情報が入手しやすく、わかりやすい形で提供されることが必要です。

また、自分や家族の生活上の悩みや地域での問題が適切に解決されるよう、身近な相談窓口が整備されていることも重要です。

アンケート調査結果をみると、福祉サービスに関する情報の入手状況について、「あまり入手できていない」と「ほとんど入手できていない」を合わせた割合が、半数以上となっています。また、主な相談相手としては、「家族」や「知人、友人」「親族」が多く、「市や県の窓口」「民生委員・児童委員」などは少ないことがわかります。

今後は、誰もが必要な情報を容易に得られるよう、多様な手段やわかりやすい形での情報提供など、利用者の状況に応じた情報提供が必要です。

また、さまざまな相談窓口の周知を図るとともに、相談体制の充実を図ることも重要です。



資料：「倉敷市地域福祉計画」策定に向けたアンケート調査結果報告書

①情報提供体制の充実

【市民一人ひとりの取り組み（自助）】

- 日頃から市の広報紙やホームページなどの情報を確認しましょう。
- 福祉サービスの利用等についてわからないことは、市や市社会福祉協議会、民生委員・児童委員等に相談しましょう。
- 身近に情報入手が困難な人がいたら、代わりに調べるなど手助けしてあげましょう。

【地域・団体の取り組み（共助）】

- 集合住宅に住む人などの町内会・自治会等のコミュニティ団体への加入を促進するなどして、地域住民に情報が行き届くようにしましょう。
- ボランティア・NPO、高齢者支援センターや地域子育て支援センターなどの関係機関は、支援を必要とする人にとって必要な情報を収集し、わかりやすく伝えましょう。
- 地域で情報入手が困難な人を把握し、必要な情報が届くような仕組みをつくりましょう。

【市の取り組み（公助）】

- 福祉サービスに関する情報をわかりやすく提供します。
福祉サービスを利用する市民が、できるだけ自らの選択で適切なサービスを受けることができるよう、サービスの内容や利用要件、サービス提供事業者³⁴等に関する情報をわかりやすく提供します。
- さまざまな媒体を通じた情報提供を行います。
広報紙をはじめ各種刊行物、ホームページ等、広報媒体ごとに高齢者や障がい者、妊婦などの利用者に配慮した情報提供手段の充実に努めます。
また、出前講座³⁵や、子育て家庭やひとり暮らし高齢者などへの家庭訪問など、利用者の視点に立った情報提供を推進します。
- 情報格差の是正を図ります。
保健、医療、福祉に関するさまざまな情報資料について、すべての市民が手軽に入手できるように、点字や録音による情報提供の充実に努めます。また、市ホームページのユニバーサルデザイン³⁶化を全庁的に推進します。

②相談支援体制の整備

【市民一人ひとりの取り組み（自助）】

- 困ったことがあるときは、一人で抱えずに身近な相談支援機関に相談しましょう。
- 地域に問題を抱える人や家庭があれば、相談窓口につなげましょう。

³⁴ サービス提供事業者…介護サービスや障がい福祉サービス等を提供する事業所

³⁵ 出前講座…市民の自主的な生涯学習活動を支援するため、市職員が講師として地域に出向いて開催する講座

³⁶ ユニバーサルデザイン…年齢や性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず、すべての人が使いやすいように製品や施設、生活環境、都市をデザインすること。

○日頃から、市の広報紙やホームページなどで身近な相談窓口の情報を確認しておきましょう。

【地域・団体の取り組み（共助）】

○ボランティア・NPO やコミュニティ協議会・地区社会福祉協議会などの地域団体は互いに協力・連携し、課題を抱える人の支えになりましょう。

○民生委員・児童委員など地域福祉活動の従事者は、自己研鑽^{けんさん}に努め、積極的に相談支援活動を行いましょう。

【市の取り組み（公助）】

○保健福祉に係る相談窓口の連携に努めます。

総合療育相談センター³⁷や子育て支援センター、高齢者支援センターなど保健福祉に係る各種相談窓口が市民の方にとってより利用しやすいものとなるよう、各種相談窓口の連携に努めます。

○身近な地域の相談体制を充実します。

地域で身近な相談ができるよう、高齢者等心配ごと相談や発達障がい者支援センター、総合療育相談センター、地域子育て支援拠点など各種関係機関において日常生活上の様々な課題や心配ごとを受け付け、不安や悩みごとの解決の支援に努めます。

また、地域に根ざした身近な相談窓口として、民生委員・児童委員、愛育委員及び栄養委員の各委員による相談・支援の充実を図ります。

○多様な手段による相談体制を充実します。

子育て家庭やひとり暮らし高齢者など支援が必要な家庭には、個別訪問による相談を行います。また、気軽に相談できるよう、電話やFAX、電子メールによる相談体制を充実します。

○障がい者に係る相談機関の連携を強化します。

倉敷地域自立支援協議会を地域において障がい者を支える人材、施設、サービスなどの社会資源を結ぶネットワークの核として、障がい者個々のケースから地域全体の課題まで広く問題解決に取り組み、困難事例への対応のあり方に関する協議をとおして、公的機関や地域における支援者、福祉事業所など地域の関係機関の連携強化を図ります。

○子育てに関する相談体制を充実します。

保育コンシェルジュ³⁸を配置し、子どもの預け先に関する保護者の相談に応じ、幼稚園や保育所、一時預かり等の情報を提供します。

○相談窓口の認知度向上を図ります。

広報紙やホームページ等を通じて、各種の相談窓口の認知度を高めるよう努めます。

³⁷ 総合療育相談センター…子どもの心身の健全な発達と自立を支援するための施設。相談員による一貫した支援により発達に関する専門相談や子どもの発達に関する情報提供、子どもに関わる様々な機関の連携づくりなどを行っている。

³⁸ 保育コンシェルジュ…保育サービスに関する相談員。就学前のお子さんの預け先に関する保護者の相談に応じ、認可保育所や公立幼稚園のほか、私立幼稚園や一時預かり事業などの保育サービスについて情報を提供する。保護者ニーズと保育サービスを適切に結び付けることを目的として、保育・幼稚園課と各保健福祉センター福祉課に配置している。

(2) 多様な福祉サービスの基盤整備

【現状と課題】

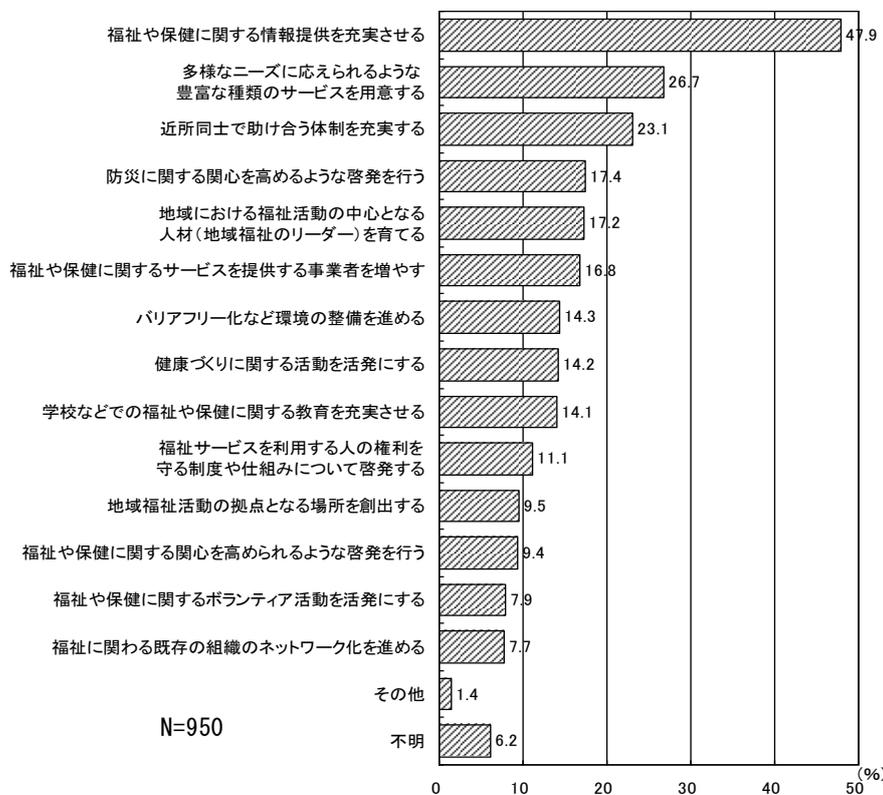
福祉による支援を必要とする人が、安心して地域で暮らすためには、質の高い多様な福祉サービスが身近な地域で十分に整備されるとともに、サービス内容などの情報がわかりやすく提供されていることが不可欠です。

アンケート調査結果から、住みなれた地域で安心して生活していくために必要なものとして、「多様なニーズに応えられるような豊富な種類のサービスを用意する」と回答した人が2番目に多いことがわかります。

本市の平成43年までの将来人口推計によると、高齢者人口比率は年々増加し、それに伴い要介護高齢者の増加なども予想されることから、介護職などの福祉に関わる人材の確保・養成やサービスの質の向上の取り組み等を通じて、市民が安心して必要な福祉サービスを受けることが出来る体制を整備することが必要です。

また近年、社会経済環境の変化に伴い、生活困窮に至るリスクの高い人々や稼働年齢層³⁹を含む生活保護受給者が増大しており、生活を重層的に支えるセーフティネットの構築が必要となっています。こうした状況に対応するため、今後新たな生活困窮者自立支援制度⁴⁰に基づく福祉サービスの提供が重要となります。

■ 地域で安心して生活していくために必要なもの



資料：「倉敷市地域福祉計画」策定に向けたアンケート調査結果報告書

³⁹ 稼働年齢層…生活保護制度において、年齢別人口のうち労働力の中核をなす18歳以上65歳未満の人口層

⁴⁰ 生活困窮者自立支援制度…生活困窮者自立支援法(平成25年12月公布。平成27年4月施行予定。)に基づく制度。生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる。

①福祉サービス基盤の充実

【地域・団体の取り組み（共助）】

○ボランティア団体、NPO 等は、地域の福祉ニーズに対応したサービス、事業を展開しましょう。

【市の取り組み（公助）】

○高齢者介護サービス等を充実します。

要介護高齢者等がニーズに応じた適切なサービスが受けられるよう、在宅生活を支援する介護サービスの量的・質的な充実に努めるとともに、介護者の負担を軽減するためのサービスの充実に努めます。

また、特別養護老人ホームなどの介護施設等の整備については、在宅サービスとのバランスを考慮し、必要なサービスが提供できるよう、県と連携を図りながら推進し、待機者の解消に努めます。

○障がい福祉サービス等を充実します。

利用者の障がいの特性を理解したヘルパーの確保・養成に努め、居宅介護等訪問系サービス⁴¹の提供による日常生活の支援の充実に努めます。また、障がい者の多様な介護ニーズに対応していくため、生活介護⁴²など介護給付⁴³体制の充実に努めるとともに、自立した生活を希望する方の居住の場となるグループホーム等の、障がい特性や地域移行の進捗に合わせた整備を計画していきます。

そして、勤労や就職などの意欲のある方が働くことのできる環境を築くため、就労支援の場を確保するとともに、ハローワーク、障がい者就業・生活支援センター、サービス提供事業者や民間企業等の関係機関とのネットワークの強化を図り、雇用促進に努めます。

○保育サービス等を充実します。

待機児童対策として、各地区の保育ニーズに応じた保育所定員の見直しなどを行うとともに、延長保育など多様な保育サービスの提供に努めます。

○生活困窮者に対する支援制度等を充実します。

生活困窮者自立支援制度に基づき、自立相談支援事業⁴⁴など生活困窮者に対する支援制度の充実に努めます。

○福祉サービスの目標値を設定して取り組みます。

計画的なサービス基盤の整備を図るため、福祉に関わる市の個別計画において、ニーズ量及び供給量の調査等に基づき、サービス目標値を設定し、計画達成に向けて取り組みます。

⁴¹ 居宅介護等訪問系サービス…居宅介護の支給が必要と判断された障がいのある人の家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助等を行うサービス

⁴² 生活介護…常時介護が必要である障がい者に対して、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供するサービス

⁴³ 介護給付…介護保険制度において、要介護状態（要介護度 1～5）の人が介護サービスを利用した場合に、自己負担を除くサービス費用を介護保険から事業者を支払うこと。介護保険給付には「介護給付」「予防給付」「市区町村特別給付」の 3 種類があり、要介護度やサービスの内容に応じて分けられる。

⁴⁴ 自立相談支援事業…就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等を行うもの。

②人材の確保・サービスの質の向上

【市民一人ひとりの取り組み（自助）】

- 福祉サービスについて苦情がある場合は、事業者に対して明確に伝え、解決できない場合は、身近な相談窓口又は「岡山県運営適正化委員会⁴⁵」へ相談しましょう。

【市の取り組み（公助）】

- 専門職を養成，確保します。

市民が十分な福祉サービスを受けることができるよう，介護従事者や保育士等の専門職人材の養成，確保を推進します。

- 専門職の資質の向上を図ります。

介護従事者や保育士等専門職の資質の向上のため，専門研修を行うなど，研修体制の充実を図ります。

- 生活・介護支援サポーターを養成します。

在宅での生活や介護において様々な支援を必要とする高齢者を，身近な地域住民で支えていくために，地域における新たな住民参加サービス等の担い手として，生活・介護支援サポーターを養成します。

- 事業所に対する指導，監査を充実します。

指定基準⁴⁶を遵守し，適正な事業運営を行うよう，指定事業所⁴⁷に対して，実地指導，集団指導，監査を実施します。

③適切なサービス利用の促進

【市民一人ひとりの取り組み（自助）】

- まずは日頃から自身の健康づくりに努め，高齢者は介護予防に取り組みましょう。
- 必要に応じ，隣近所や民生委員・児童委員などに相談し，自分に適したサービスを選ぶようにしましょう。
- 家族に福祉サービスを必要とする人がいれば，市や高齢者支援センター，地域子育て支援センターなど関係機関に相談，連絡しましょう。

【地域・団体の取り組み（共助）】

- 地域福祉活動や民生委員・児童委員の訪問活動等を通じて，福祉サービスを必要とする人の把握に努めましょう。
- 福祉サービスを適切に受けられていない人がいた場合は，福祉サービスが受けられるよう市の窓口などへ連絡しましょう。

⁴⁵ 岡山県運営適正化委員会…福祉サービスを利用している方やその家族等からの福祉サービスに関する苦情に対して，相談者と事業者双方の話し合いによる円満な解決を図るため，相談・助言及び調査やあっせんを行う機関。岡山県社会福祉協議会内に設置されている。

⁴⁶ 指定基準…介護保険・障がい福祉サービス提供の指定事業者となるために，満たさなければならない厚生労働省令等で定める基準(要件)。人員，設備及び運営に関する基準等がある。

⁴⁷ 指定事業所…介護保険・障がい福祉サービス事業者として所定の基準を満たし，市の指定(許可)を受けた事業所

【市の取り組み（公助）】

○支援を必要とする人を把握し、適切なサービス利用につなげます。

小地域ケア会議の設立を推進し、支援を必要とする人の把握に努め、課題解決や適切なサービス利用につなげられるよう取り組みます。

○事業所情報をわかりやすく提供します。

福祉サービスを提供する事業者に関わる情報をわかりやすく提供するとともに、事業所による情報公開を促進し、利用者が適切なサービスを選択できるよう支援します。

○適正な介護サービスの利用促進を図ります。

真に必要な人が適切な介護サービスを受けられるよう、認定調査⁴⁸状況チェックやケアプラン⁴⁹チェック等により、介護給付費の適正化を図ります。

⁴⁸ 認定調査…介護保険制度において、要介護認定等の申請があった際に、介護の必要性や要介護度等を認定するために申請者の心身の機能や状態の調査

⁴⁹ ケアプラン…どのような介護サービスをどの程度利用するのかを整理した計画書。介護支援専門員（ケアマネジャー）が要介護者等の心身の状況や、希望、必要性などを踏まえて作成する。

3 地域で安心して暮らすための基盤づくり

(1) 福祉サービスを必要とする人の人権の確保

【現状と課題】

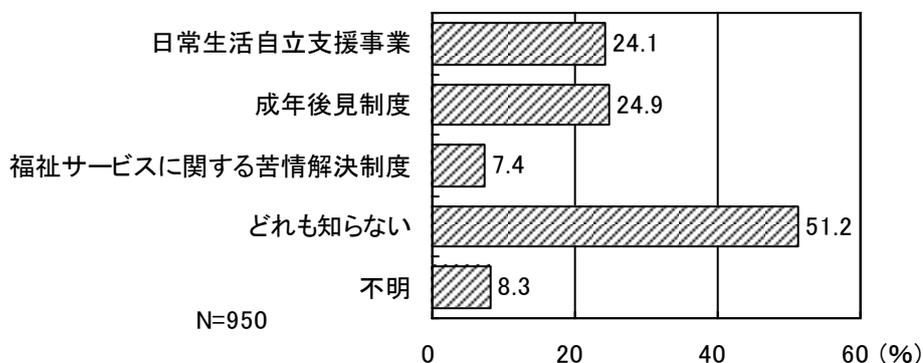
人権はすべての人に認められた権利であり、地域福祉を推進する上で、支援を必要とする人の人権を守り、虐待などの権利侵害を防止することは必要不可欠です。

なかでも、自ら判断して福祉サービスを選択・契約することが困難な人が、適切な福祉サービスを利用するには、権利の行使を援助する制度、仕組みが必要です。

アンケート調査結果をみると、福祉サービス利用者の権利行使を支援する事業や制度の認知度について、「どれも知らない」という人が半数以上となっています。

福祉サービスを必要とする人の権利が保障された社会をつくるために、権利擁護⁵⁰に関わる事業や制度について周知・啓発する必要があります。

■ 権利擁護に関わる事業、制度の認知度



資料：「倉敷市地域福祉計画」策定に向けたアンケート調査結果報告書

① 権利擁護の推進

【市民一人ひとりの取り組み（自助）】

○成年後見制度⁵¹や日常生活自立支援事業⁵²についての正しい知識を身に付けましょう。

⁵⁰ 権利擁護…自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な高齢者や障がい者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。

⁵¹ 成年後見制度…認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分な方々を保護するために法的に権限を与えられた後見人等が本人の意思を尊重し、生活状況や身体状況等も考慮しながら本人の生活を支援したり財産を守る制度

⁵² 日常生活自立支援事業…知的障がい、精神障がい、認知症等があるため判断能力に不安のある人が、自立した地域生活を送れるように福祉サービスの利用援助を行うことにより権利擁護に資することを目的とした事業。倉敷市では社会福祉協議会が実施している。具体的には利用者と社会福祉協議会との契約に基づき、生活や福祉に関する情報提供や助言、手続きの援助、福祉サービスの利用料の支払い、苦情解決制度の利用援助などを実施するほか、日常的な金銭管理等を行う。

【地域・団体の取り組み（共助）】

○町内会・自治会などで、権利擁護に関わる制度や事業について理解を深めましょう。

【市の取り組み（公助）】

○高齢者等権利擁護事業等を推進します。

成年後見制度についての相談窓口及び対応体制を充実するとともに、申立人がいない場合の市長申立てについても、的確かつ迅速に対応できるよう体制整備を図ります。

また、市民後見人⁵³等の第三者後見⁵⁴の担い手の確保に努めます。

○障がい者の権利擁護を推進します。

社会福祉協議会、NPO法人などの関係機関と連携しながら、障がい者の権利擁護や財産の管理支援を推進するため、成年後見制度や日常生活自立支援事業（権利擁護）の普及・啓発に努めます。

また、市民後見人等の第三者後見の担い手の確保を図ります。

○子どもの権利擁護を推進します。

子育て・子育てを地域社会全体で支援する「倉敷市子ども条例⁵⁵」の理念の普及や、出前講座・啓発資料などにより、子どもの人権に関する市民意識の高揚を図ります。

②虐待防止体制の充実

【市民一人ひとりの取り組み（自助）】

○虐待と思われる事象を見たり聞いたりしたら、躊躇^{ちゅうちよ}せず市役所や警察に通報しましょう。

【地域・団体の取り組み（共助）】

○民生委員・児童委員，愛育委員，市社会福祉協議会，地域住民等が連携して，適切な見守りや通報等により地域の虐待防止，早期発見に努めましょう。

【市の取り組み（公助）】

○市民への啓発を推進します。

さまざまな広報媒体を通じて，虐待の通報・通告義務⁵⁶など虐待防止に関わる情報を伝え，市民の意識啓発を図ります。

○相談窓口の周知・啓発を図ります。

各地の高齢者支援センターや児童虐待の相談専用電話，障がい者虐待防止専用窓口

⁵³ 市民後見人…成年後見制度において，親族以外の第三者後見人であって，専門職（弁護士・司法書士・行政書士・社会福祉士等）以外の人。

⁵⁴ 第三者後見…成年後見制度における親族以外の後見人

⁵⁵ 倉敷市子ども条例…わが国では，平成元年に国連総会で採択された子どもの権利条約を平成6年に批准し，子どもの権利を尊重する社会づくりをめざし，子どもを取り巻く環境の整備に努めてきた。本市でも，全ての子どもが幸せに暮らせるまちの実現をめざし，次代を担う子どもたちが，健やかに生まれ育つまちづくりの取り組みに向けた長期的，総合的な指針として「倉敷市子ども条例」を制定し，平成24年4月1日から施行している。

⁵⁶ 虐待の通報・通告義務…法律により，虐待を受けたと思われる児童，高齢者，障がい者を発見した者は，速やかにこれを市町村などに通報しなければならない，と定められている。

など、虐待防止の相談窓口の充実を図るとともに、市民への周知・啓発に努めます。

○虐待防止ネットワークを強化します。

地区高齢者・障がい者権利擁護ネットワーク会議⁵⁷や倉敷市要保護児童対策地域協議会⁵⁸など関係機関の連携協力体制を強化し、虐待の未然防止、早期発見に努めます。

⁵⁷ 地区高齢者・障がい者権利擁護ネットワーク会議…高齢者や障がい者等の権利擁護、虐待の防止等を図るための会議。倉敷市においてはアドバイザーとして弁護士等が参加している。

⁵⁸ 倉敷市要保護児童対策地域協議会…虐待を受けている子どもやさまざまな問題を抱えている要保護児童の早期発見や適切な保護等を図るために、地域の関係機関が子ども等に関する情報等を共有し、連携と協力により適切な支援を行うための機関

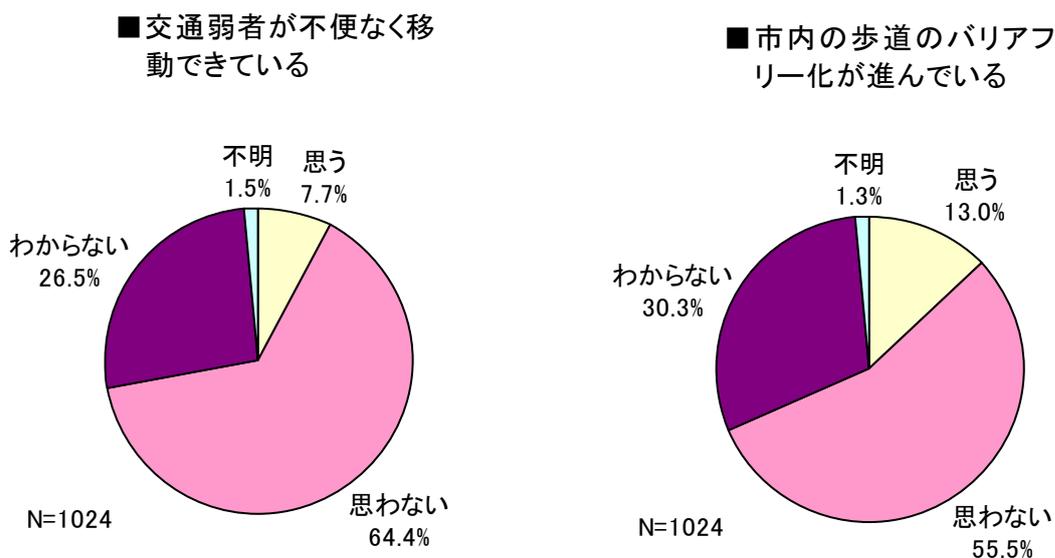
(2) 誰もが暮らしやすい環境整備

【現状と課題】

支援を必要とする人が、地域で自立して生活するためには、外出のための移動手段が確保されていることが必要です。また、地域のさまざまな活動に参加できるよう、施設などが誰にとっても利用しやすいよう整備されていることが重要です。

「まちづくり指標」アンケート調査(平成24年度)(※2)の結果によると、市内において交通弱者(移動手段がない人)が不便なく移動できていると思う人は、1割未満であり、市内の歩道のバリアフリー化が進んでいると思う人も少ないことがわかります。

まちづくりサロンにおいても環境整備や交通に関するアイデアが数多く出ていました。移動が困難な人のための公共交通や福祉交通の充実、移動しやすい歩道や子ども連れや高齢者等に配慮した施設の整備など、誰もが利用しやすいまちの整備が重要です。



(※2)倉敷市第六次総合計画「まちづくり指標」アンケート調査(平成25年1~2月)

①移動・外出支援の充実

【市民一人ひとりの取り組み(自助)】

○近所に移動が困難な人がいたら、買い物などの際に声をかけるなど、できる範囲で支援しましょう。

【地域・団体の取り組み(共助)】

○地域の实情に応じて、コミュニティタクシー⁵⁹の導入など外出が困難な高齢者などの移動を支援するための方法について話し合みましょう。

⁵⁹ コミュニティタクシー…バス路線が廃止された地域や交通不便地域において、地域が主体となり運行する相乗りのタクシー。タクシー車両などを用いて、路線バスと同じように、設定されたコース(停留所)を決められた時間に運行する。

【市の取り組み（公助）】

○公共交通への転換を促進します。

地域や企業、公共交通事業者と連携して公共交通のサービスを充実させ、自家用車から公共交通への転換を促進し、高齢者などだれもが移動しやすい公共交通機関の確保に努めます。

○交通不便地域における公共交通の導入を推進します。

バス路線が廃止となった地域や交通不便地域において、高齢者等の移動手段を確保するため、鉄道、バス、コミュニティタクシーなどの公共交通の維持及び利用を促進するとともに、運行費の一部を支援します。

○福祉交通による支援を行います。

障がい者や介助が必要な方など、一人では公共交通を利用することが困難な移動制約者に対して、介護・福祉タクシー⁶⁰や福祉有償運送⁶¹などの福祉交通が利用しやすい環境づくりを推進します。

②バリアフリーのまちづくり

【市民一人ひとりの取り組み（自助）】

○利用しにくい公共施設等があった場合、行政に対して意見・要望等を伝えましょう。

○歩行者の妨げとなる道路上などでの違法駐輪などを行わないようにしましょう。

【地域・団体の取り組み（共助）】

○バリアフリーという観点で地域の状況を点検し、不便や危険なところがあれば行政や民間事業者など、それぞれの管理者に意見・要望を伝えましょう。

○障がい者等が安心して外出できるよう、地域で利用しやすい施設等を掲載した福祉マップ⁶²を作成しましょう。

⁶⁰ 介護・福祉タクシー…介護タクシーは介護・介助が必要な高齢者や障がい者のために、ホームヘルパーの資格を持った乗務員が乗降の介助等を行うタクシー。福祉タクシーは患者の運送や車椅子利用者などのために、寝台を備え付けた車両やリフトを備え車椅子に座ったままで乗り降りできるタクシー。倉敷市では障がい者に対して福祉タクシーチケットやリフトタクシーチケットの助成等を行っている。

⁶¹ 福祉有償運送…身体障がい者や要介護認定者等のタクシーその他の公共交通機関を一人で利用できない方に対して、通院、通学等の日常的な外出だけでなく、行楽、余暇活動等の生活の質と範囲を広げる手助けとして、NPO法人等により、福祉車両等を使用して有償（営利目的ではない）で行われる福祉移送サービス

⁶² 福祉マップ…障がいのある人や高齢者をはじめ、すべての人が安心して気軽に外出し、社会参加できるよう、公共施設や病院、文化施設、物品販売施設、公園等に加え、身近な飲食店や宿泊施設などについて、トイレや駐車場、エレベーターなどのバリアフリー情報を掲載したマップ

【市の取り組み（公助）】

○公共施設のバリアフリー化を推進します。

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）⁶³」や倉敷市福祉のまちづくり条例⁶⁴に沿った、公共施設の整備をさらに促進します。

○民間事業者への啓発を行います。

民間事業者に対して倉敷市福祉のまちづくり条例等を周知し、建築の際にバリアフリーを意識した整備がされるよう普及・啓発します。

○公共交通関連施設のバリアフリー化を推進します。

主要な駅及びその周辺地区の公共交通関連施設について、バリアフリー化を推進します。

○バリアフリー市民会議⁶⁵を実施します。

すべての市民が豊かに暮らすことができる福祉のまちづくりの推進を図ることを目的として、高齢者や障がい者団体の代表等により構成される「バリアフリー市民会議」を実施し、その提言により歩道や公共施設などのバリアフリー化を進めます。

⁶³ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）…高齢者や障がい者などの自立した日常生活や社会生活を確保するために、旅客施設・車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物に対して、バリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合を求めるとともに、駅を中心とした地区や、高齢者や障がい者などが利用する施設が集中する地区（重点整備地区）において、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置などを定めた法律。平成18年6月公布、同年12月施行。

⁶⁴ 倉敷市福祉のまちづくり条例…倉敷市における福祉のまちづくりを総合的に推進するために、福祉のまちづくりに果たすべき市、市民及び事業者それぞれの役割と責務を明らかにするとともに、福祉のまちづくりを推進するための基本的事項等を定めた条例

⁶⁵ バリアフリー市民会議…倉敷市福祉のまちづくり条例に定める都市施設の理念に基づき、高齢者、障がい者、乳幼児連れの人など市民だれもが外出しやすいバリアフリーのまちづくりについて検討し提言を行うための会議。高齢者や障がい者団体の代表等で構成される。

(3) 地域防犯・防災力の強化

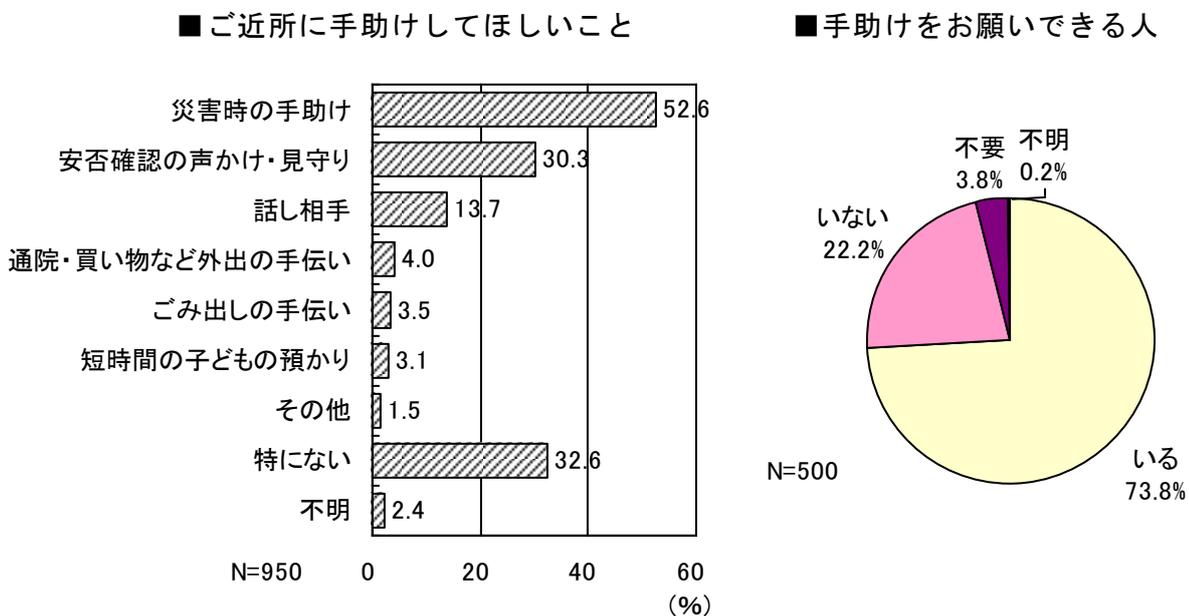
【現状と課題】

住み慣れた地域で安全に安心して暮らしていくためには、犯罪に巻き込まれない、災害時であっても安全に避難できるなど、地域の防犯・防災体制が整備されていることが不可欠です。そのためには「地域の安全は地域で守る」という考えのもと、自助、共助による地域住民相互の支え合い・助け合いが重要です。

アンケート調査結果をみると、近所付き合いの中で手助けをして欲しいこととして、「災害時の手助け」をあげる人が半数以上となっています。また、そのうち実際に手助けをお願いできる人が「いない」と回答した人が、22.2%とほぼ5人に1人の割合となっています。

また、まちづくりサロンにおいても、「パトロール隊の活用」「地区単位での避難訓練」など、防犯・防災に関するアイデアが数多く出ていました。

防犯・防災意識の啓発や活動の促進、災害時要援護者⁶⁶の避難支援体制の整備などを通じて、地域の防犯・防災力を高めていくことが重要です。



資料：「倉敷市地域福祉計画」策定に向けたアンケート調査結果

① 地域防犯の推進

【市民一人ひとりの取り組み（自助）】

○防犯知識を身につけるとともに警察などの犯罪情報に留意し、自らの安全確保だけでなく、身近な子どもや高齢者が犯罪に巻き込まれないよう気をつけましょう。

○地域の防犯パトロールなど、自主防犯活動に進んで参加しましょう。

⁶⁶ 災害時要援護者…高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等、災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの一連の行動をとるのに支援を要する人々をいう。

○子どもたちの通学時間に合わせて屋外に出るなどして、子どもを見守りましょう。

【地域・団体の取り組み（共助）】

○市、事業者、警察など関係機関と連携し、地域で防犯パトロールなどの防犯活動を推進しましょう。

○地域で学校の登下校時の見守りや声かけに取り組みましょう。

【市の取り組み（公助）】

○犯罪の未然防止を推進します。

犯罪を未然に防ぐため、警察などと連携してパトロールを実施するとともに、地域における防犯設備の充実を図ります。

○自主防犯活動を促進します。

地域住民や教育機関、警察等の関係団体と連携し、地域住民を主体とした自主防犯組織⁶⁷の育成や自主防犯パトロール活動など地域安全活動を支援します。

②地域防災の推進

【市民一人ひとりの取り組み（自助）】

○災害時に備え、非常時持ち出し品や非常備蓄品の準備をしましょう。

○地震による建物被害を軽減するため、家屋の耐震化を行いましょう。

○地震に備え、家具の固定と配置の見直しを行いましょう。

○災害時の連絡体制、避難方法、避難場所を確認しておきましょう。

○県の防災情報メール配信サービス⁶⁸に登録しましょう。

○地域の防災訓練や自主防災組織の活動に参加しましょう。

○災害時は、自力または周囲と協力しながら『命を守ること』を第一に行動しましょう。

○災害時の避難の際、隣近所で声をかけ合いましょう。

○災害時要援護者の方にとって避難の際、隣近所の協力は不可欠であるため、普段の付き合いの中で相互理解を深めましょう。

【地域・団体の取り組み（共助）】

○自主防災組織の結成・活動により、地域における防災・減災体制を構築しましょう。

○地域で、災害時要援護者に対する緊急避難支援体制について話し合いましょう。

○災害時に地域住民が迅速かつ安全に避難できるよう、地域で実践的な防災訓練を継続して実施しましょう。

○防災の視点で地域を見回り、避難場所や危険と思われる場所、災害発生時に役立つものなどを記載した、地域の防災マップを作成しましょう。

⁶⁷ 自主防犯組織…犯罪、事故などの防止を目的として、地域において自主防犯パトロール活動を行う団体

⁶⁸ 防災情報メール配信サービス…岡山県が提供している防災情報を携帯電話にメールで配信するサービス。登録すると緊急情報、地震津波情報、気象注意報・警報、雨量観測情報、水位観測情報等が配信される。

【市の取り組み（公助）】

○防災知識の普及・啓発を図ります。

災害時に市民一人ひとりが、緊急時の情報伝達や避難行動を適切に行えるよう、また日頃から減災に取り組めるよう、出前講座等により非常持出品の備えや避難時の心構え、家の耐震化や家具の固定など防災知識の普及・啓発を行います。

○災害時の知識及び対処法についての啓発・広報に努めます。

避難場所や避難経路、災害の知識及び対処法について、ホームページのほかハザードマップ⁶⁹の全戸配付などにより啓発・広報を行います。

○自主防災組織の結成を支援します。

「自助」「共助」「公助」の防災理念のもと、市民の防災力向上のため、町内会などを単位とした自主防災組織の結成促進と活動の活性化に努めます。

○災害時要援護者に対応した避難所を整備します。

避難所において災害時要援護者が適切な支援を受けることができるよう体制の整備に努めます。また、福祉施設などと連携し、高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児、病弱な人等、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人を対象とした福祉避難所の確保に努めます。

○災害時要援護者の避難支援体制を整備します。

災害時要援護者台帳⁷⁰を作成し、民生委員、市社会福祉協議会、自主防災組織、消防機関、警察と情報を共有することで、災害時の安否確認や避難支援を円滑に実施できる体制づくりを進めます。

○地域防災ネットワークづくりを推進します。

市民、市、自主防災組織、ボランティア団体、防災関係団体が連携した総合防災訓練を実施します。

さらに、ホームページやかわせみネット⁷¹を有効に活用し、市民と防災情報を共有化するための防災ネットワークづくりを進めます。

○緊急通報体制を整備します。

ひとり暮らし高齢者や障がい者等が、緊急時に警察や消防署等関係機関に即時に通報できるよう、緊急通報・連絡体制を整備、充実します。

⁶⁹ ハザードマップ…自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。予測される災害の発生日点、被害の拡大範囲及び被害程度並びに避難経路、避難場所などの情報が既存の地図上に図示されている。

⁷⁰ 災害時要援護者台帳…地域での災害時の援護活動等に活用していただくために、高齢者や障がい者など災害発生時に自力で避難することが困難な方の情報を登録した台帳（災害対策基本法で「避難行動要支援者名簿」として規定されているものと同じ。）

⁷¹ かわせみネット…倉敷市では、平成14年度に行政拠点（市役所、児島支所、玉島支所、水島支所）をはじめ、すべての市立小・中・高等学校、公民館及び防災施設などに超高速回線で接続する光ネットワークを整備。それらの施設に設置した公共端末から各種情報を取得できるようにして、住民サービスの向上を図っている。愛称を公募し、「かわせみネット」（正式名称「倉敷市光ネットワーク」）に決定した。また、平成17年度、倉敷市、船穂町、真備町の合併により、「かわせみネット」拠点に真備支所、船穂支所が追加された。

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 庁内関係部局との連携

本計画は、保健、福祉、教育、交通、都市計画、防犯、防災等さまざまな分野にわたっています。

このため、コミュニティ活動を推進する関係各課との情報の共有化と連携を図りながら、本計画の推進に取り組みます。

(2) 関係機関との連携

地域福祉の推進にあたっては、地域住民、町内会・自治会、民生委員・児童委員、愛育委員、福祉事業関係者等がそれぞれの役割を認識し、相互に連携・協働して主体的に取り組むことが必要です。

このため、各主体に対して、地域福祉に関する情報を発信するとともに、地域における連携・協働の取り組みを促進し、効果的な地域福祉の推進を図ります。

(3) 倉敷市社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を担う中心的な団体として明確に位置付けられている中で、地域に密着しながら、さまざまな事業を行っています。

本計画を推進するうえでも、計画の各分野で倉敷市社会福祉協議会が大きな役割を担うことが期待されます。そのため、市社会福祉協議会と情報を共有し、その活動と連携しながら、一体となって取り組んでいきます。

2 計画の広報

より多くの市民に「倉敷市地域福祉計画」を周知するために、市のホームページへの掲載や概要版の配布などを行い、計画推進への協力を求めています。

3 計画の進捗管理

本計画の実効性を高めるためには、計画の進捗状況を定期的に把握・評価することが必要です。このため、計画の進行管理・評価を行い、その結果を「倉敷市社会福祉審議会」に報告し、新たな活動展開につなげていきます。

資料編

地域福祉の取り組み 事例紹介

1

☆地域ケア会議 ～認知症カフェの開催～

水島地域ケア会議において、認知症対策に重点的に力を入れるという方向性が示され、地区内の福田・水島・連島の3高齢者支援センターが主催し、認知症カフェを実施しています。

★カフェの特色★

- ・ 認知症の患者やその家族は、家にこもりがちな傾向にあるので、認知症カフェのような交流の場を利用することで、情報交換・悩み事の相談、引きこもりの防止、地域との交流、専門職種からのアドバイスが得られます。
- ・ 認知症患者本人に対しては介護サービス、医療サービスなどの公的なサービスがありますが、認知症家族に対する公的なサービスがないため、認知症カフェは家族に対する数少ない支援の一つとして貴重な場となっています。



気軽にご参加ください♪

2

☆くらしき心ほっとサポーター

市民として精神障がいに対する良き理解者としての立場から、心の健康づくりの推進や精神障がいに対する偏見除去のため行政と協働で啓発に努めていただく方です。

★活動内容★

- ①既存の会議や所属組織の定例会や地域のイベント等での啓発
- ②事業所支援等を通じて精神障がい者・家族・支援者との交流
- ③一般住民に情報が届く、コミュニティ新聞やチラシに活動のPRや啓発項目を掲載し、回覧する活動
- ④正確な情報や知識を会得し、活動に活かすための自己研鑽^{けんさん}など地域の特性やサポーターご自身の所属や得意なことを活かし、幅広く活動されています！



サポーターは愛育委員、栄養委員、民生委員、小地域ケア会議等地区組織から推薦。養成プログラムにそった研修を受講しながら活動！

3

☆地域資源を活用した子育て支援の取り組み

倉敷市では、子育て家庭を応援するために、倉敷芸術科学大学と協働し、「子育て支援WEB動画」と「子育て支援マンガ」を製作しています。学生たちは事前に地域子育て支援拠点や児童館で取材等を行った後、製作にあたっています。

★「子育て支援WEB動画」の製作

子育て支援WEB動画は、地域子育て支援センター、つどいの広場などの地域子育て支援拠点の魅力や、親子で簡単にできるふれあい遊びなどを紹介しています。

なお、本動画は、市内の映画館で子育て中の親子を対象に毎月開催される映画鑑賞会「ほっとママシネマ」の開演前に放映されています。



ホームページアドレス

<http://www.city.kurashiki.okayama.jp/kosodate-webimage>

★「子育て支援マンガ」の製作

子育て支援マンガは、イクメン⁷²をメインテーマに、子育てに悩める家庭からの相談に対してアドバイスをしながら、地域子育て支援拠点や児童館の魅力を紹介しています。

ホームページアドレス

<http://www.city.kurashiki.okayama.jp/kosodate-manga/>



子育てするなら倉敷で♪

⁷² イクメン…子育てを楽しみ、自分自身も成長する男性のこと。または、将来そんな人生を送ろうと考えている男性のこと。

4

☆まちづくり人材養成講座

倉敷市では、地域で活動するリーダーやコーディネートする人材を育成するため、まちづくり人材養成講座を毎年開催しています。講座では、協働や、地域や行政と一緒に話し合うまちづくりの会議「まちづくりサロン」の方法を学び、その受講生OBが、「まちづくりサロン」の運営で、笑顔でまちづくり応援隊として活躍しています。

「まちづくりサロン」は、地域や行政の課題などについて各参加者が主体的になる方法で話し合い、合意形成をする会議です。また、地域や市民活動団体に活動している人、市職員などいろんな世代の人が集まって楽しい雰囲気の中で話し合い、「まちづくりは楽しい」と感じる人を増やすことでまちづくりに関心がある人を増やす人材育成の会議でもあります。

☆笑顔でまちづくり応援隊

笑顔でまちづくり応援隊は、その趣旨に共感し、「まちづくりサロン」の運営を自主的に取り組んでいる市民と市職員の有志です。地域福祉計画策定のためのアイデアを考えるサロンでも、全ての運営に携わり活躍しました。

笑顔でまちづくり応援隊の一人、藤井康演さんは、「地域の間関係が希薄になってきています。まちづくりサロンで地域の絆づくりに貢献したいと思い、笑顔でまちづくり応援隊に参加しています。」と活動の動機を述べられています。笑顔でまちづくり応援隊が運営する「まちづくりサロン」でいろんな人が出会い、楽しく話し合うことで地域の絆が深まり始めています。

みんなで楽しく
まちづくり～♪



5

☆自主防災組織 ～災害時要援護者避難支援～

平成16年の台風16号により、中四国地方に大規模な高潮災害が発生し、倉敷市では床上浸水2,664戸、床下浸水1,716戸、死者1名、玉島勇崎地区の押山町内では床上浸水37戸、床下浸水21戸、死者1名の被害が出ました。押山町内では、平成16年に相次いだ台風災害を教訓に、平成17年5月に玉島地区で第1号となる押山町内会自主防災会を結成しています。

★押山町内会自主防災会の取り組み★

- ・情報連絡、土のう作り、炊き出し、救命訓練などの訓練を行い、防災力の強化を図っています。また、カンパンなどの非常用食品の備蓄も行っています。
- ・災害時要援護者支援の取り組みとして、押山町内約100戸を東西南北の4班に分け、各班に3～4人の避難リーダーを配置し、災害時要援護者の状況の把握を行っています。また、緊急時には個々に受け持つ災害時要援護者宅を訪ね、避難方法、避難場所などの確認をし、会長が情報の集約を行ったうえで、自主防災会で避難支援を行う体制を作っています。



日頃から災害時に備えて避難等に必要な備品や非常用食品などを準備しています。



公助取り組み担当課一覧（第4章）

1. 互いに助け合い、支え合う地域づくり

項目	取り組み	頁	担当課	
(1) 地域における絆の強化	①近所でのつながり合いの促進	近所付き合いの重要性について啓発します。	28	保健福祉推進課
		あいさつ・声かけを推進します。	28	保健福祉推進課
		集合住宅等での近所付き合い等を促進します。	28	保健福祉推進課
	②地域での交流の機会、場の充実	地域での行事やイベントの開催を支援します。	28	市民活動推進課
				文化振興課
				スポーツ振興課
		地域での行事やイベント情報を提供します。	28	くらしき情報発信課
				市民活動推進課
		高齢者の地域交流を促進します。	28	高齢福祉課
		障がい者の地域交流を促進します。	28	障がい福祉課
		子育ての仲間づくりを促進します。	29	子育て支援課
		子どもと地域の交流を促進します。	29	生涯学習課
	交流の場の整備を支援します。	29	市民活動推進課	
			公園緑地課	
	③地域における見守り・助け合いの仕組みづくり	高齢者の見守りネットワークを構築します。	30	介護保険課
				地域包括総合支援センター
		障がい者の見守りネットワークを構築します。	30	障がい福祉課
		子育て家庭の見守り体制を構築します。	30	子育て支援課
				健康づくり課
		地域で子どもの見守りをします。	30	子育て支援課
市民活動推進課				
くらしき心ほっとサポーターの養成と活動支援を行います。	30	生涯学習課		
		保健課		
ゲートキーパーの養成をします。	30	保健課		

項目		取り組み	頁	担当課	
活動の促進 (2)コミュニティ団体	①コミュニティ活動への参加の促進	コミュニティ意識の高揚を図ります。	32	市民活動推進課	
		コミュニティ活動の拡大をめざします。	32	市民活動推進課	
		高齢者のコミュニティ活動への参加を促進します。	32	高齢福祉課	
	②コミュニティ団体の活発化	コミュニティ協議会の活動を支援します。	32	市民活動推進課	
		地域福祉活動の活発化を図ります。	32	市民活動推進課	
活動の促進 (3)ボランティア、NPO法人等の活動の促進	①ボランティア活動の活発化	ボランティア活動への参加を促進します。	34	障がい福祉課	
		ボランティアの情報提供を行います。	34	市民活動推進課	
		ボランティア養成講座を充実します。	35	障がい福祉課	
		ボランティア団体・NPO等を支援します。	35	市民活動推進課	
		ボランティア活動を通じての健康増進を支援します。	35	介護保険課	
	②ボランティア人材の養成	介護予防リーダーを養成します。	35	介護保険課	
		認知症サポーターを養成します。	35	介護保険課 健康づくり課	
		子育てボランティア等を養成します。	35	子育て支援課 生涯学習課	
		地域と人材をつなぐコーディネーターを養成します。	36	市民活動推進課	
	③保健福祉に関わる委員の活動支援	保健福祉に関わる委員の資質の向上を図ります。	36	生活福祉課 健康づくり課	
		保健福祉に関わる委員の啓発・広報を行います。	36	生活福祉課 健康づくり課	
		保健福祉に関わる委員の連携強化を図ります。	36	生活福祉課 健康づくり課	
	醸成 (4)地域福祉の意識の	①地域福祉の意識啓発	福祉意識の啓発を行います。	38	保健福祉推進課
			支援を必要とする人に対する理解の促進を図ります。	38	高齢福祉課 障がい福祉課 介護保険課
			子育てしやすい職場環境づくりを促進します。	38	保健福祉推進課 労働政策課
②福祉教育の推進		学校教育における福祉教育を推進します。	38	指導課	
		生涯学習における福祉教育を推進します。	38	障がい福祉課	

2. 誰もが安心して福祉サービスを受けられる地域づくり

項目		取り組み	頁	担当課
(1) 情報提供・相談支援体制の充実	①情報提供体制の充実	福祉サービスに関する情報をわかりやすく提供します。	40	介護保険課
		さまざまな媒体を通じた情報提供を行います。	40	高齢福祉課
				障がい福祉課
	子育て支援課			
	情報格差の是正を図ります。	40	くらしき情報発信課	
			障がい福祉課	
	②相談支援体制の整備	保健福祉に係る相談窓口の連携に努めます。	41	障がい福祉課
				子育て支援課
				介護保険課
		身近な地域の相談体制を充実します。	41	生活福祉課
				高齢福祉課
				障がい福祉課
				子育て支援課
				介護保険課
多様な手段による相談体制を充実します。	41	健康づくり課		
		生活福祉課		
		高齢福祉課		
障がい者に係る相談機関の連携を強化します。	41	障がい福祉課		
		障がい福祉課		
子育てに関する相談体制を充実します。	41	保育・幼稚園課		
相談窓口の認知度向上を図ります。	41	保健福祉推進課		
		高齢福祉課		
		障がい福祉課		
		子育て支援課		
		子ども相談センター		
		介護保険課		
健康づくり課				

項目		取り組み	頁	担当課
(2) 多様な福祉サービスの基盤整備	①福祉サービス基盤の充実	高齢者介護サービス等を充実します。	43	介護保険課
		障がい福祉サービス等を充実します。	43	障がい福祉課
		保育サービス等を充実します。	43	保育・幼稚園課
		生活困窮者に対する支援制度等を充実します。	43	生活福祉課
		福祉サービスの目標値を設定して取り組みます。	43	高齢福祉課 障がい福祉課 子育て支援課 介護保険課
	②人材の確保・サービスの質の向上	専門職を養成, 確保します。	44	高齢福祉課 保育・幼稚園課 介護保険課
		専門職の資質の向上を図ります。	44	保育・幼稚園課 介護保険課
		生活・介護支援サポーターを養成します。	44	高齢福祉課
		事業所に対する指導, 監査を充実します。	44	指導監査課 介護保険課
	③適切なサービス利用の促進	支援を必要とする人を把握し, 適切なサービス利用につなげます。	45	介護保険課 地域包括総合支援センター
		事業所情報をわかりやすく提供します。	45	高齢福祉課 障がい福祉課 子育て支援課 保育・幼稚園課 介護保険課
		適正な介護サービスの利用促進を図ります	45	介護保険課

3. 地域で安心して暮らすための基盤づくり

項目		取り組み	頁	担当課	
(1) 福祉サービスを必要とする人の人権の確保	①権利擁護の推進	高齢者等権利擁護事業等を推進します。	47	高齢福祉課 介護保険課	
		障がい者の権利擁護を推進します。	47	障がい福祉課	
		子どもの権利擁護を推進します。	47	子育て支援課 子ども相談センター	
	②虐待防止体制の充実	市民への啓発を推進します。	47	高齢福祉課 障がい福祉課 子ども相談センター 介護保険課	
			相談窓口の周知・啓発を図ります。	48	高齢福祉課 障がい福祉課 子ども相談センター 介護保険課
		虐待防止ネットワークを強化します。		48	高齢福祉課 障がい福祉課 子ども相談センター 介護保険課
	(2) 誰もが暮らしやすい環境整備	①移動・外出支援の充実	公共交通への転換を促進します。	50	交通政策課
			交通不便地域における公共交通の導入を推進します。	50	高齢福祉課 障がい福祉課 交通政策課
			福祉交通による支援を行います。	50	障がい福祉課 交通政策課
②バリアフリーのまちづくり		公共施設のバリアフリー化を推進します。	51	保健福祉推進課	
		民間事業者への啓発を行います。	51	保健福祉推進課	
		公共交通関連施設のバリアフリー化を推進します。	51	交通政策課	
		バリアフリー市民会議を実施します。	51	保健福祉推進課	

項目		取り組み	頁	担当課
③ 地域 防犯・ 防災力の 強化	①地域防犯の推進	犯罪の未然防止を推進します。	53	生活安全課
		自主防犯活動を促進します。	53	生活安全課
	②地域防災の推進	防災知識の普及・啓発を図ります。	54	防災危機管理室
		災害時の知識及び対処法についての啓発・広報に努めます。	54	防災危機管理室
		自主防災組織の結成を支援します。	54	防災危機管理室
		災害時要援護者に対応した避難所を整備します。	54	防災危機管理室
		災害時要援護者の避難支援体制を整備します。	54	保健福祉推進課
		地域防災ネットワークづくりを推進します。	54	防災危機管理室
		緊急通報体制を整備します。	54	高齢福祉課
			54	障がい福祉課

「倉敷市地域福祉計画」策定に向けたアンケート調査結果(単純集計)

1 調査の目的

倉敷市地域福祉計画の策定にあたり、地域社会の現状や地域活動等への参加状況などを把握し、住民ニーズに即した計画策定の基礎資料を得ることを目的として実施した。

2 調査の方法および回収状況

	一般市民調査	市民モニター調査
調査対象者	倉敷市在住の16歳以上の方	倉敷市の市民モニターとして登録している方
調査期間	平成25年2月8日～ 22日まで	平成25年2月14日～28日まで
調査方法	郵送による配布及び 回収	インターネットの電子メールによる 送信及びWEBサイトからの回答
配布・回収状況	配 布 2,000件 回 収 950件 回収率 47.5%	発 送 845件 回 収 270件 回収率 32.0%

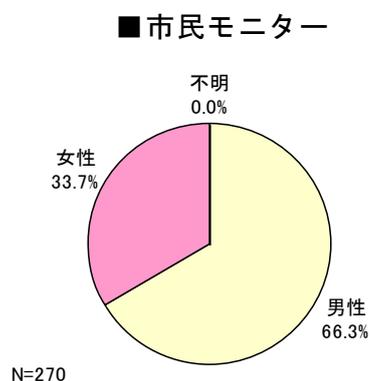
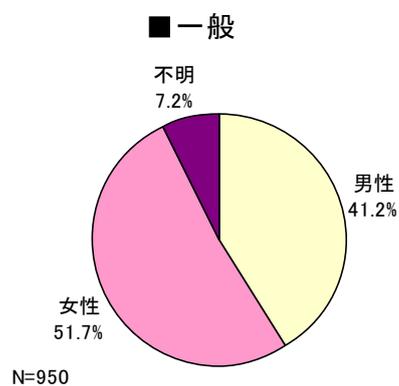
3 分析・表示について

1. 比率については小数点以下第2位を四捨五入しているため、比率が0.05未満の場合には0.0として扱っている。このため、比率計が100.0とならない場合がある。
2. グラフ中の計はその項目の回答者の実数で、比率算出の基数となる。
3. 複数回答を可としている項目については、その項目に対して有効な回答をした者の数を基数として比率算出を行っているため、比率計は100%を超えている。

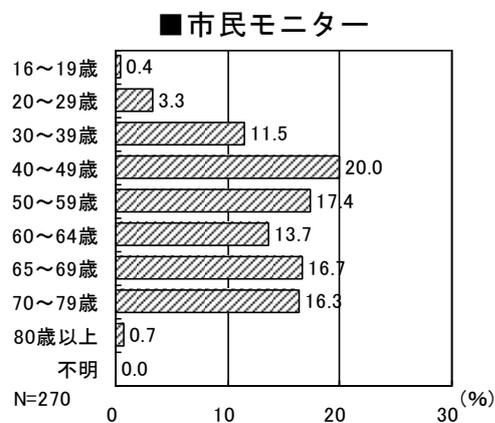
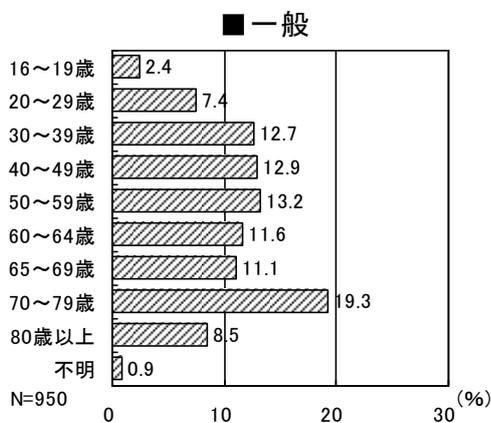
I あなたご自身についておたずねします

問1 次の項目ごとに、あてはまる番号を1つ選んで○印をつけてください。

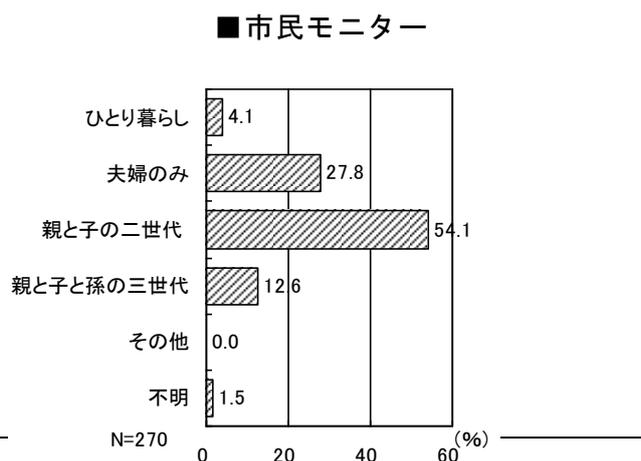
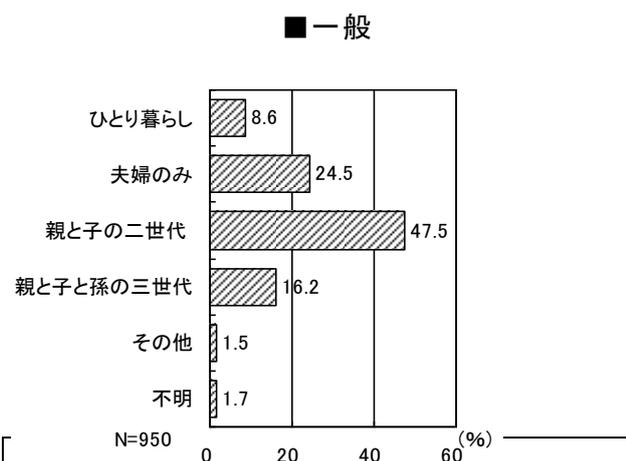
(1) 性別

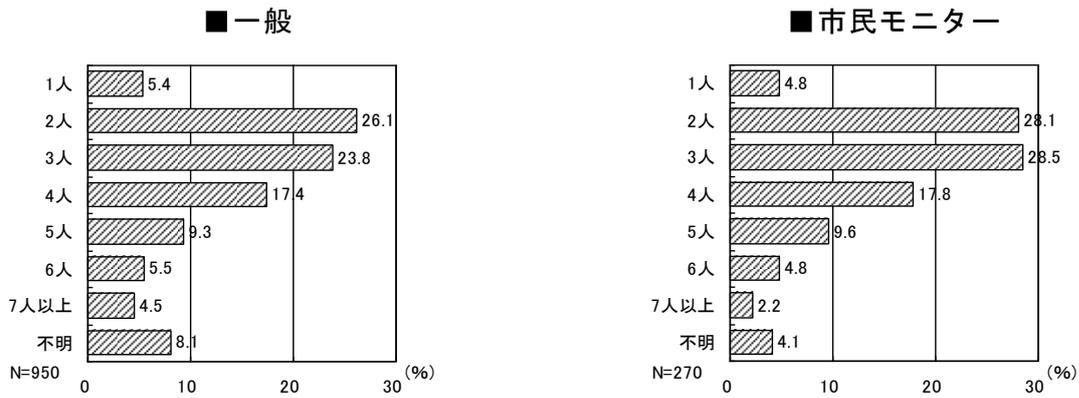


(2) 年齢 (平成25年2月1日現在)

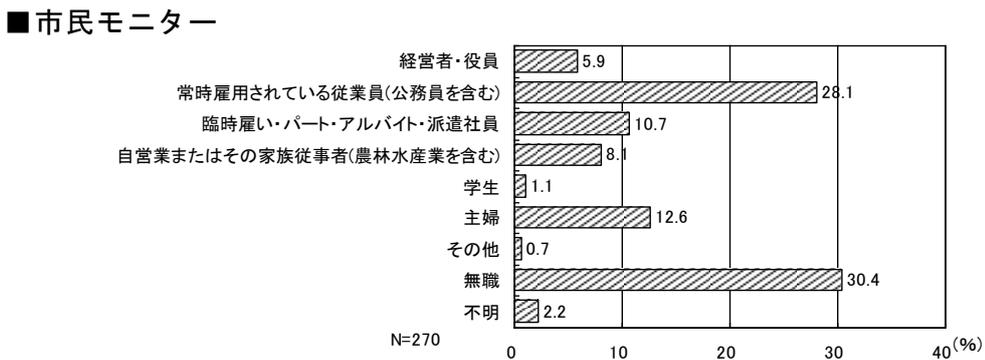
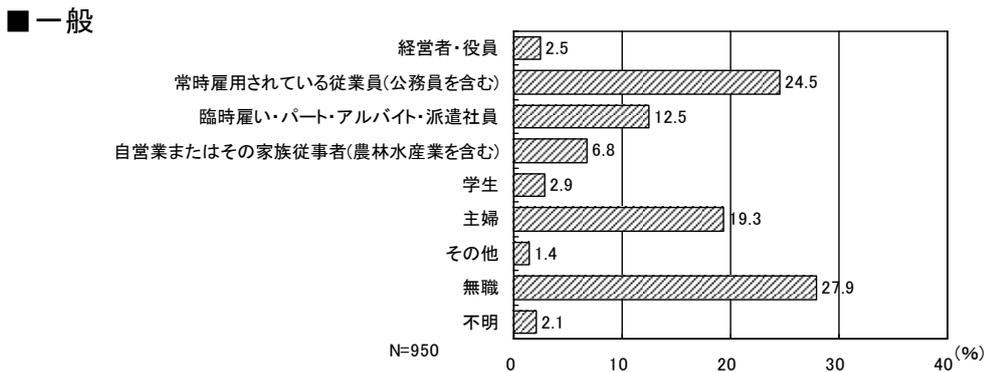


(3) 家族構成

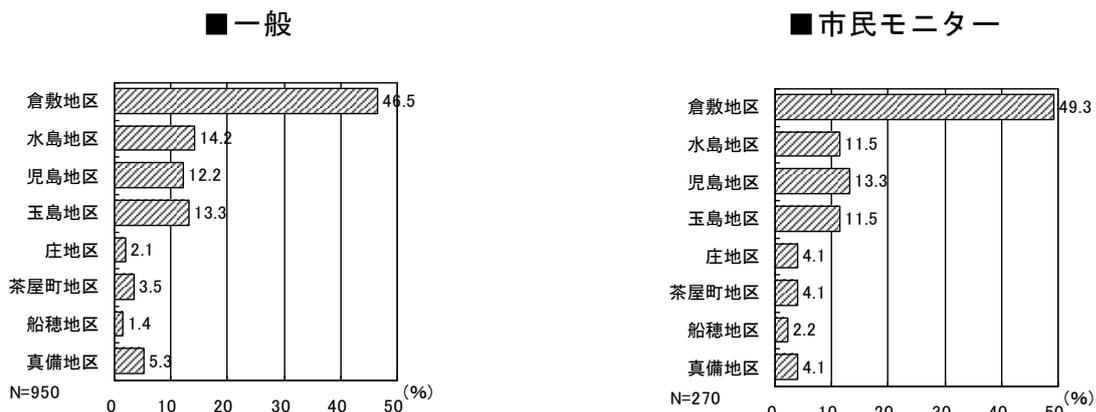




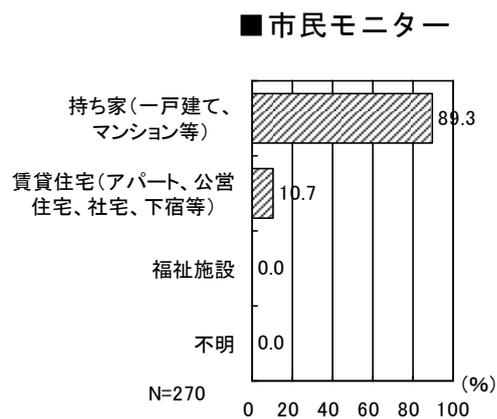
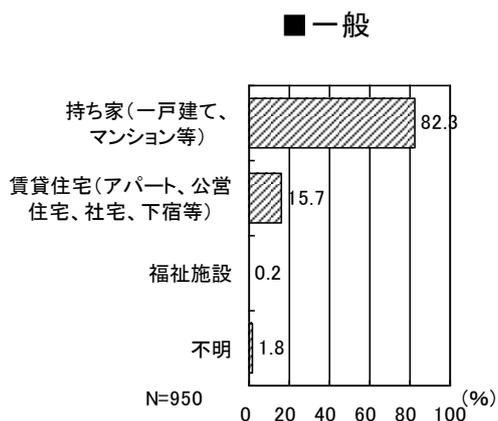
(5) 職業



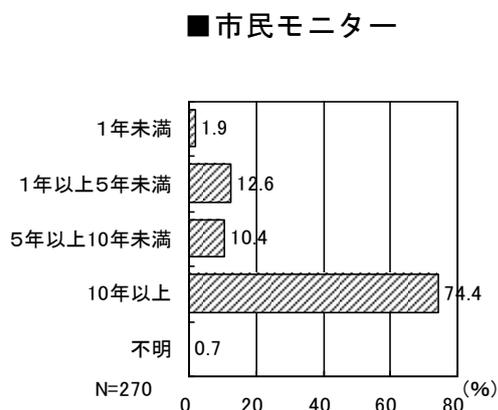
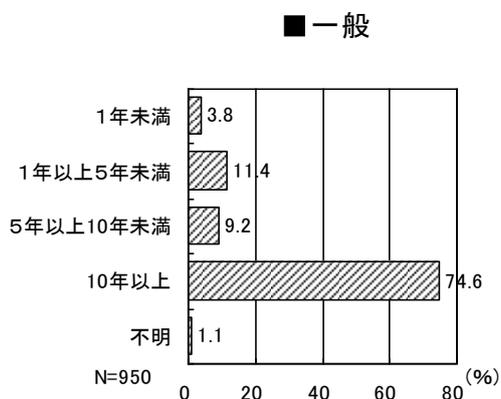
(6) 居住地区



(7) 住まい

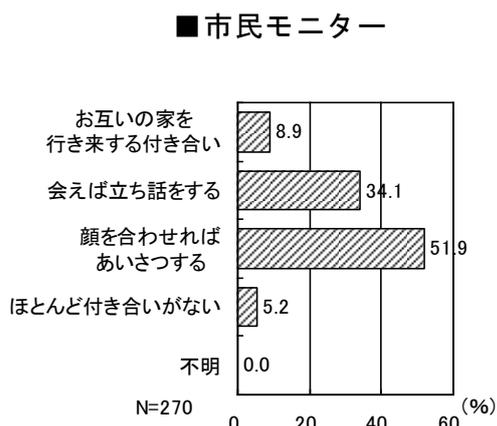
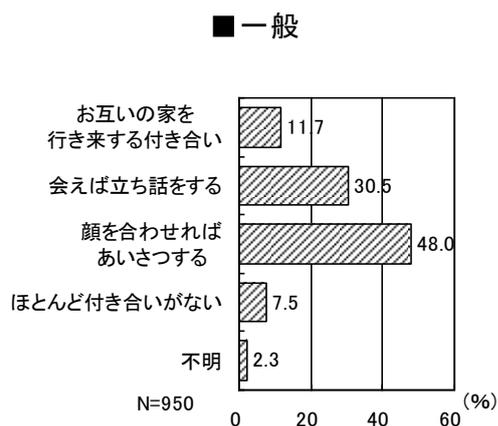


問2 あなたは、今の場所に住んでから通算で何年になりますか。(平成25年2月1日現在)(○印は1つ)

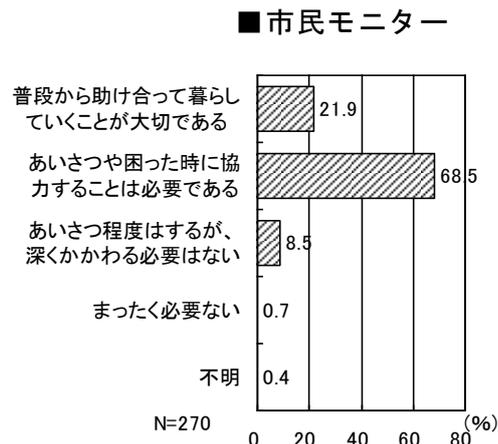
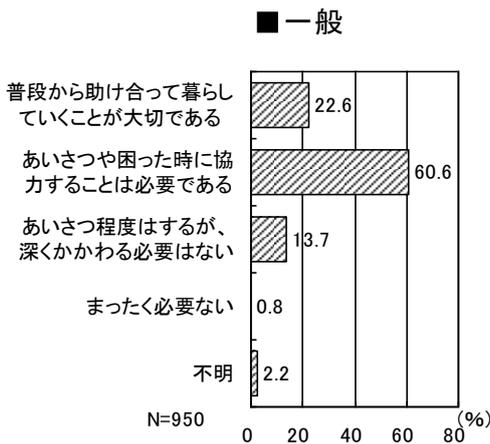


II 近所付き合い等についておたずねします

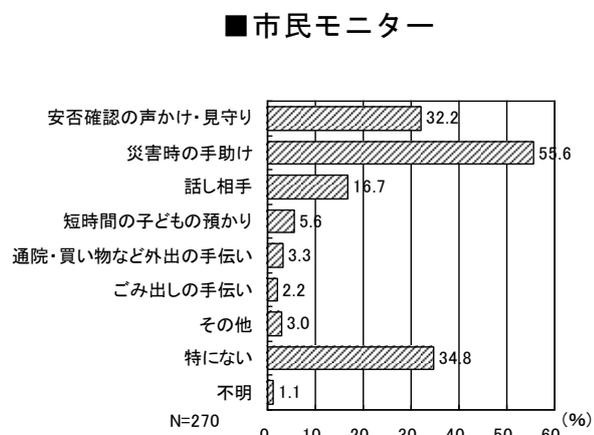
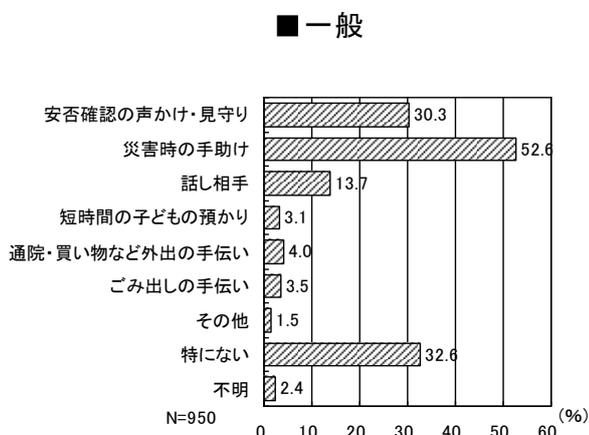
問3 あなたのご近所の人との付き合いは、次のどれに近いですか。(○印は1つ)



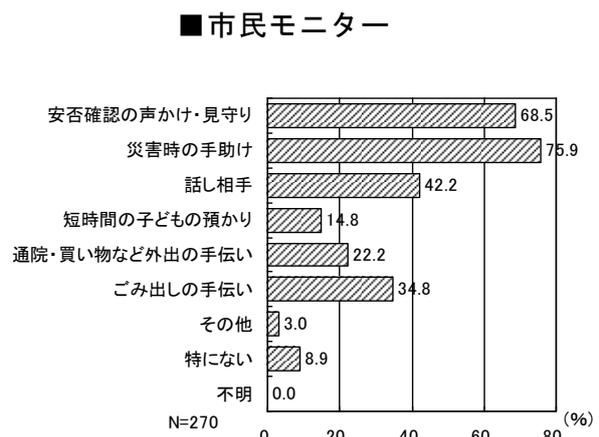
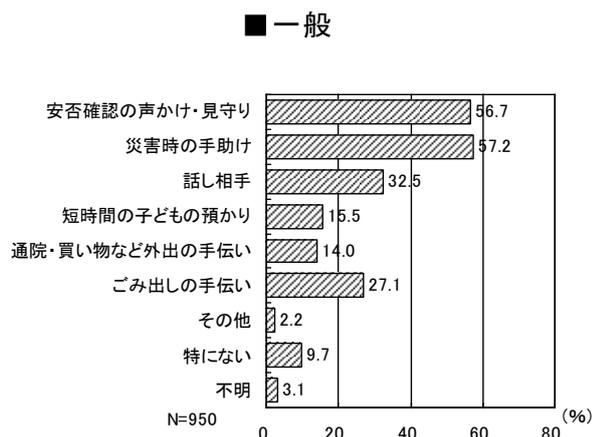
問4 あなたのご近所のお付き合いに対する考え方は、次のどれに近いですか。(○印は1つ)



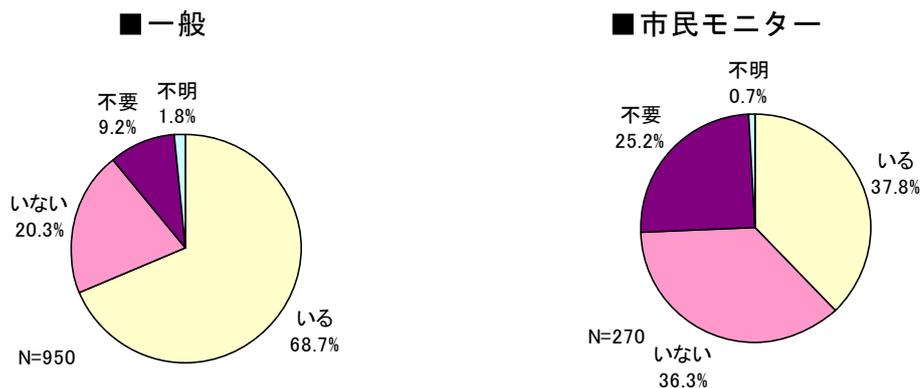
問5 ご近所とのお付き合いの中で、あなたやあなたの家族が「手助けをして欲しい」と思うことはありますか。(あてはまるものすべてに○)



問6 あなたのご近所に介護や子育て等で困っている家庭があった場合、あなたはどのような手助けができると思いますか。(あてはまるものすべてに○)



問7 あなたは台風などの災害時に避難する際、他の人（家族、近所の人など）に手助けをお願いできる人がいますか。（○印は1つ）



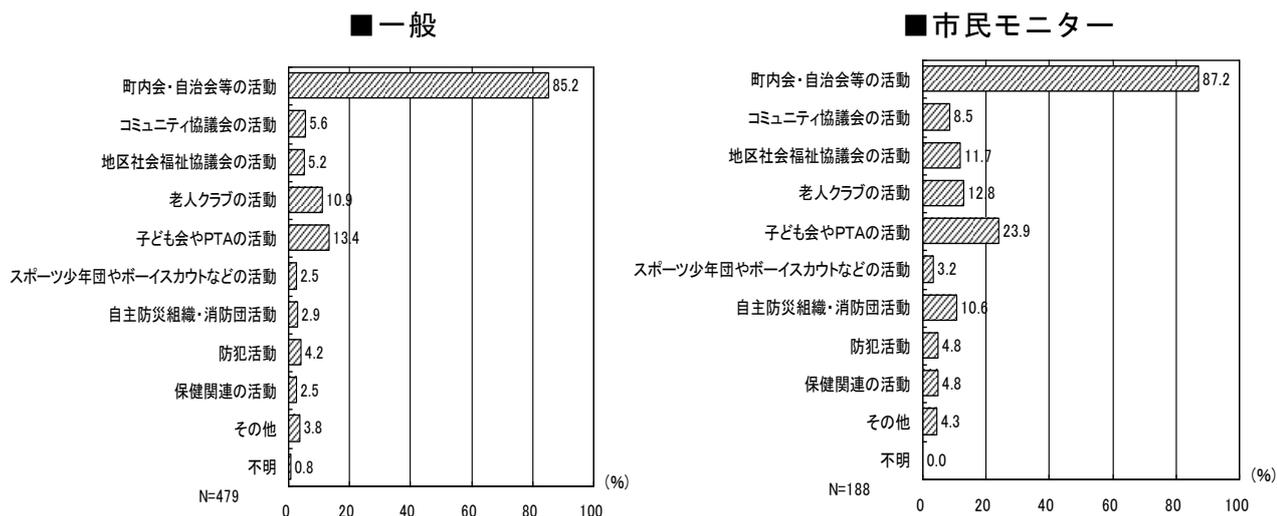
Ⅲ 地域活動（町内会・自治会等～小学校区ぐらいの範囲）についておたずねします

問8 あなたは、現在、町内会・自治会等や子ども会、PTAなどの地域活動に参加していますか。（○印は1つ）



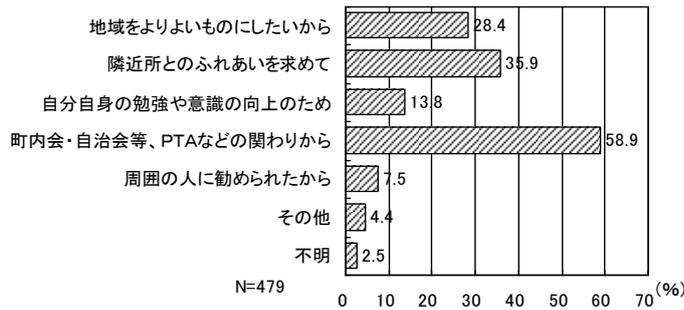
《問8-1から問8-2までは、問8で「1. 参加している」を選んだ方におたずねします。》

問8-1 どのような活動をしていますか。（あてはまるものすべてに○）

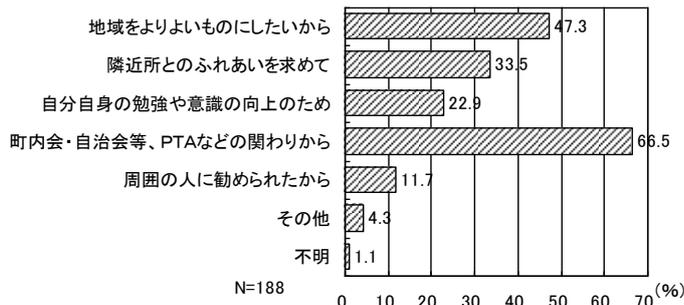


問 8-2 どのような理由で参加していますか。(あてはまるものすべてに○)

■ 一般



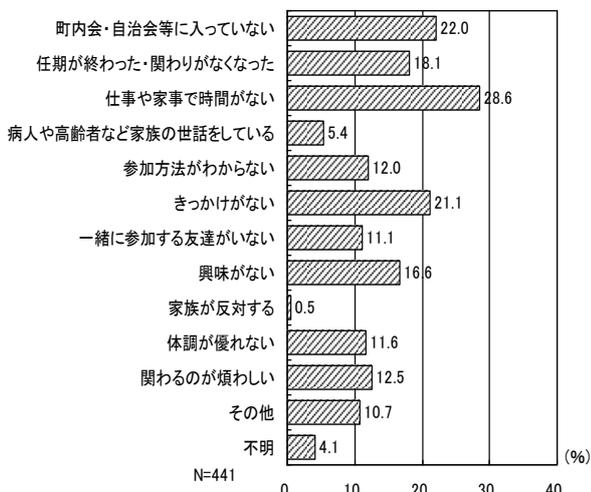
■ 市民モニター



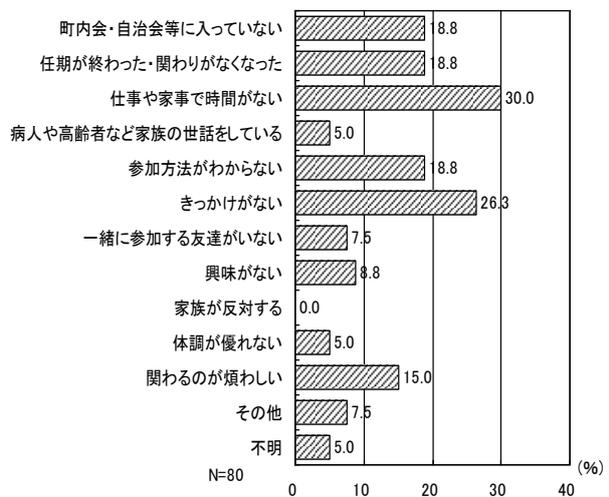
問 8 で「2. 参加していない」を選んだ方におたずねします。

問 8-3 現在参加していない理由を選んでください。(あてはまるものすべてに○)

■ 一般



■ 市民モニター

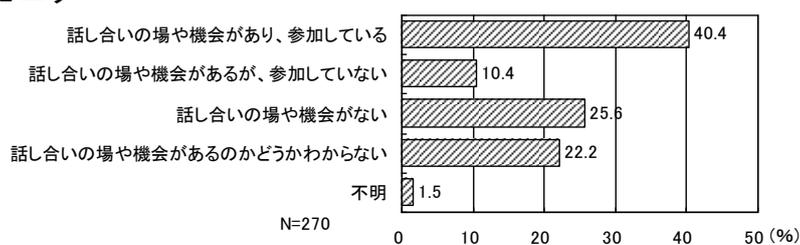


問9 あなたの住んでいる地域(町内会・自治会等～小学校区ぐらいの範囲)の問題について、話し合いの場や機会はありますか。また、あなたは参加していますか。(○印は1つ)

■一般

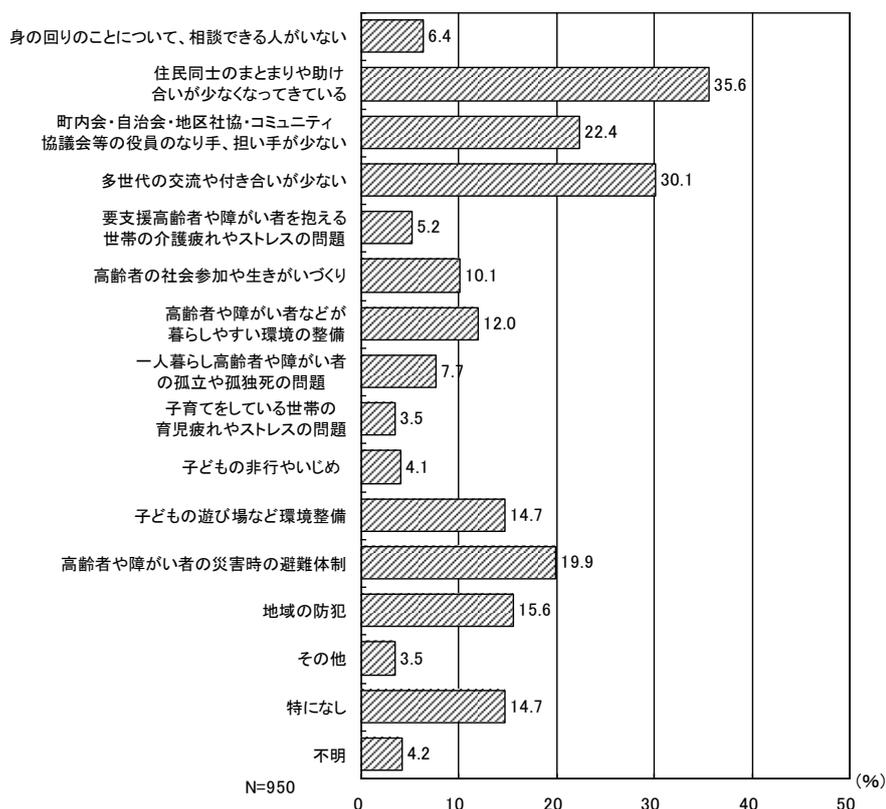


■市民モニター

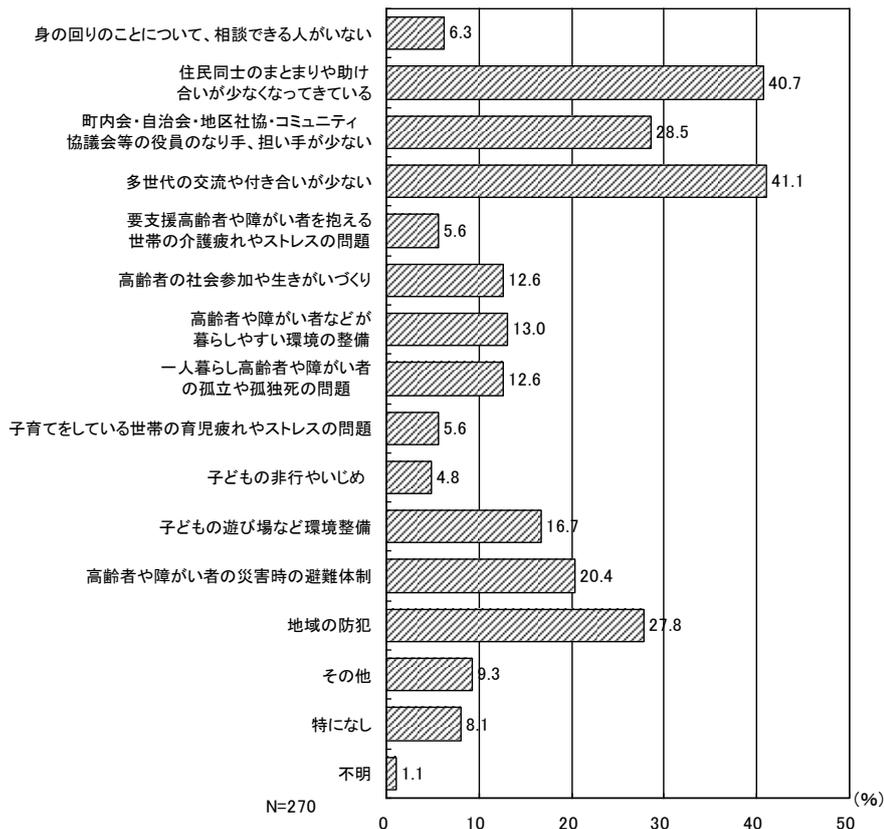


問10 あなたの住んでいる地域には、特にどのような課題や問題があると感じていますか。(○印は3つまで)

■一般

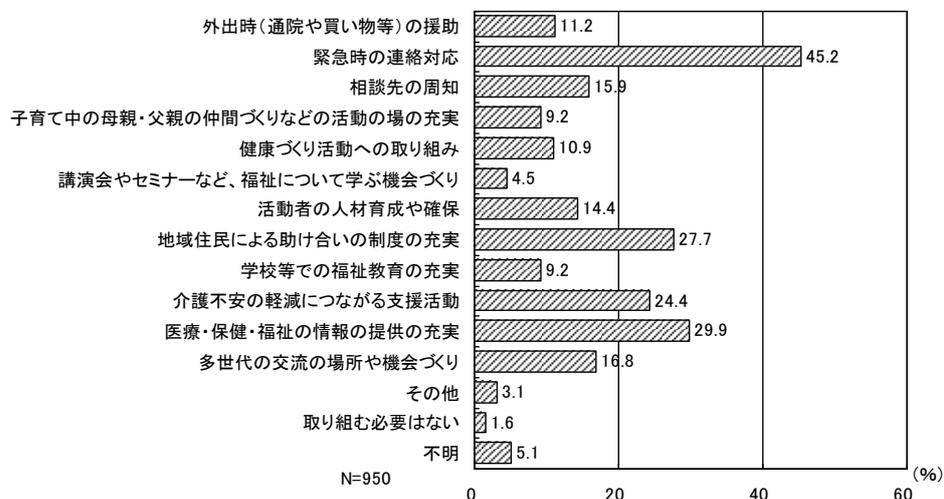


■ 市民モニター

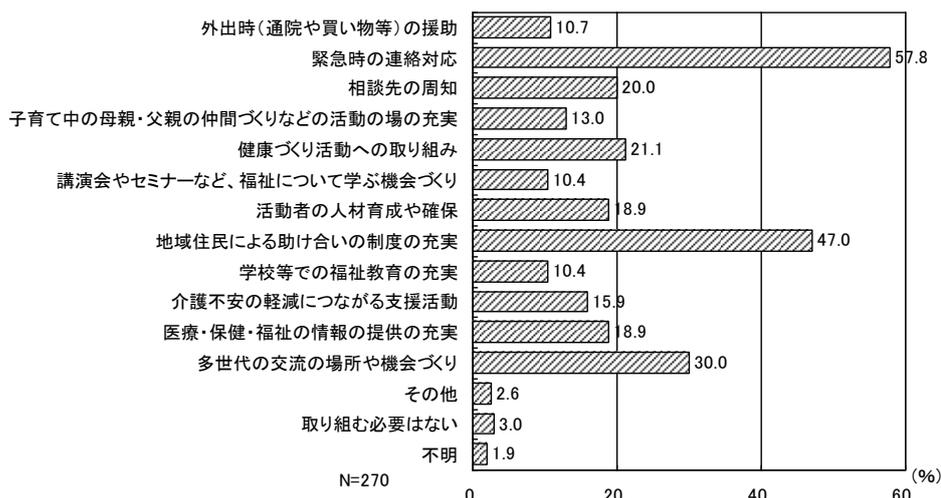


問 11 あなたは今後、地域の福祉をよくするためにどのような取り組みが必要だと思いますか。(○印は3つまで)

■ 一般



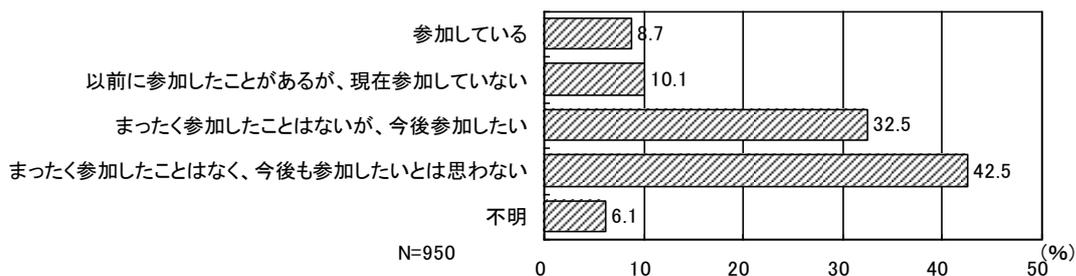
■ 市民モニター



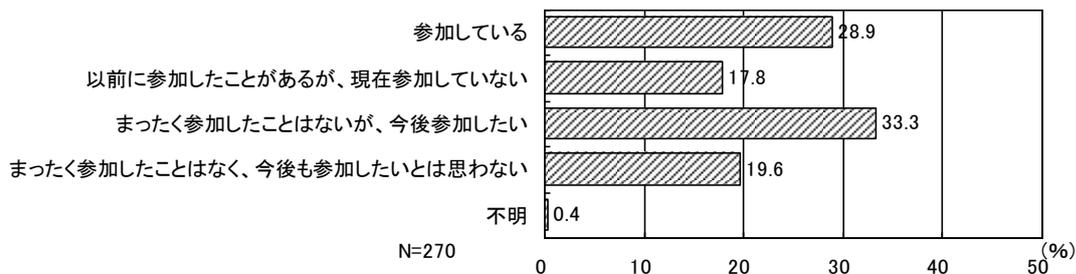
IV ボランティア団体やNPO法人等の活動についておたずねします

問 12 あなたは現在ボランティア団体やNPO法人（営利を目的としないで社会貢献活動や慈善活動を行う市民活動団体）の活動に参加していますか。（○印は1つ）

■ 一般



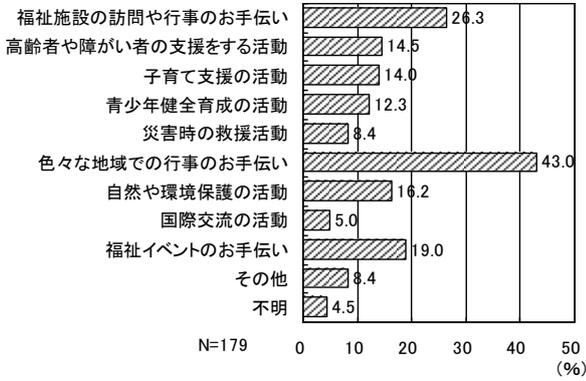
■ 市民モニター



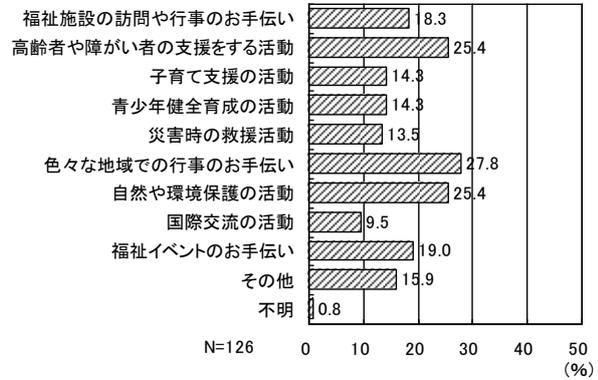
《問12-1から問12-2までは、問12で「1. 参加している」「2. 以前に参加したことがあるが、現在参加していない」を選んだ方におたずねします。》

問 12-1 あなたは、どのようなボランティア活動やNPO活動をしてきましたか。(あてはまるものすべてに○)

■ 一般

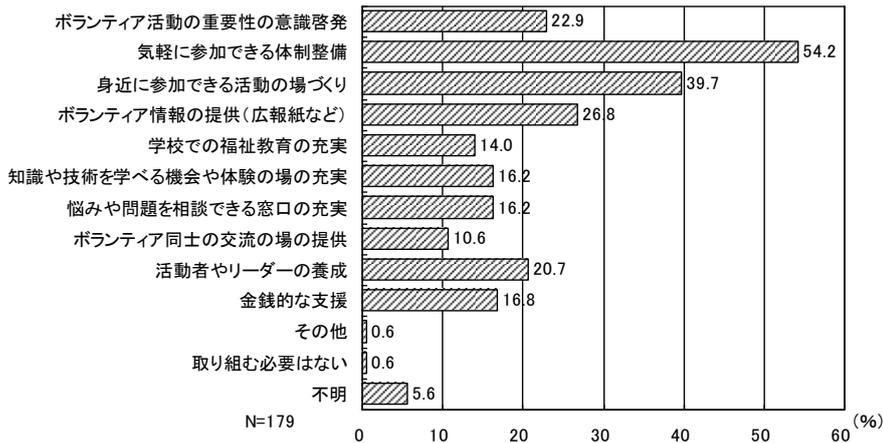


■ 市民モニター

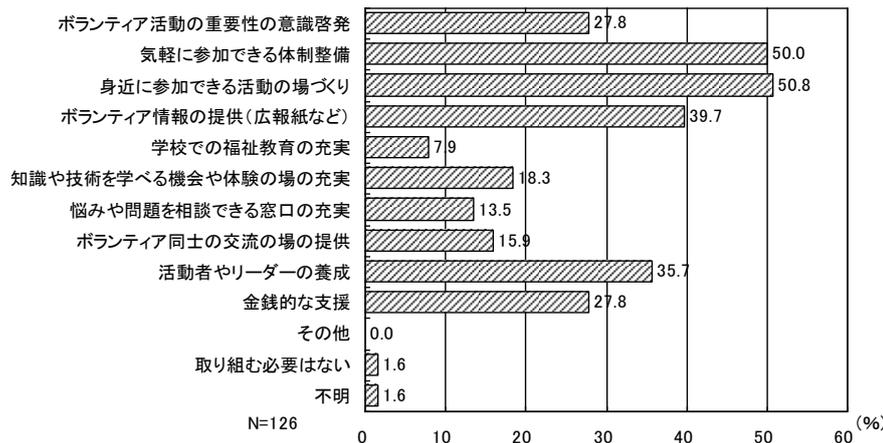


問 12-2 ボランティア活動やNPO活動を活性化するためには、市はどのようなことに取り組む必要があると思いますか。(○印は3つまで)

■ 一般



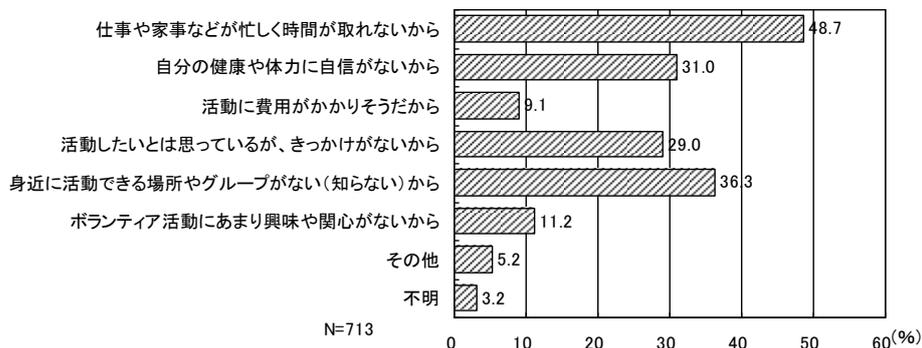
■ 市民モニター



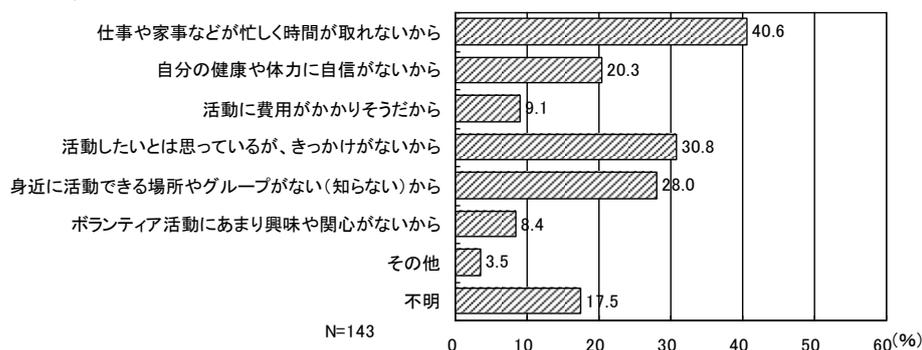
問 12 で「3. まったく参加したことはないが、今後参加したい」「4. まったく参加したことはない、今後も参加したいとは思わない」を選んだ方におたずねします。

問 12-3 参加したことがない理由を選んでください。(あてはまるものすべてに○)

■ 一般



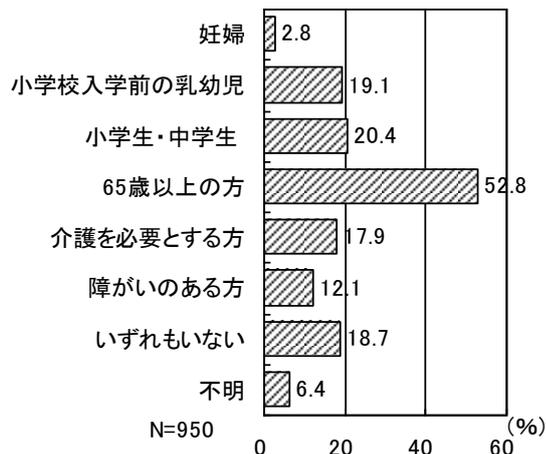
■ 市民モニター



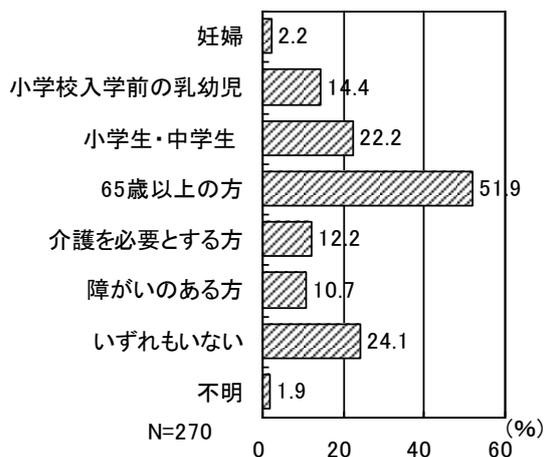
V 福祉サービスについておたずねします

問 13 あなた自身またはご家族(市内での別居含む)に、次のような方はいらっしゃいますか。(あてはまるものすべてに○)

■ 一般

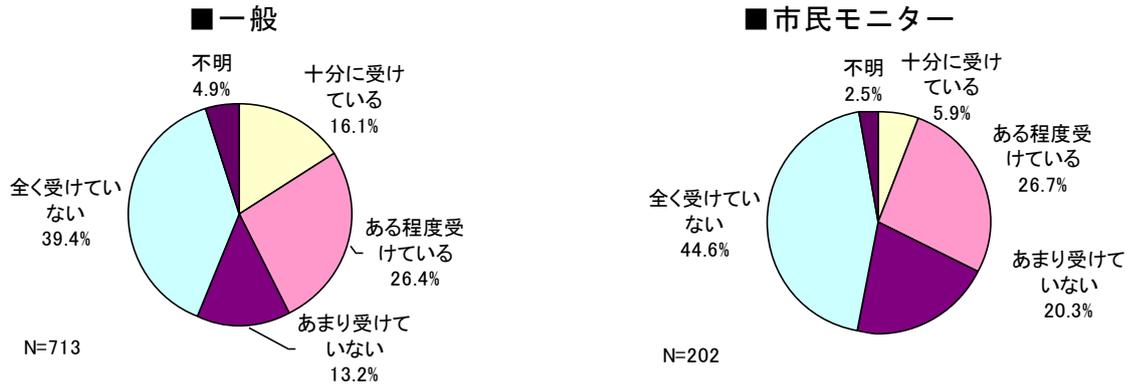


■ 市民モニター



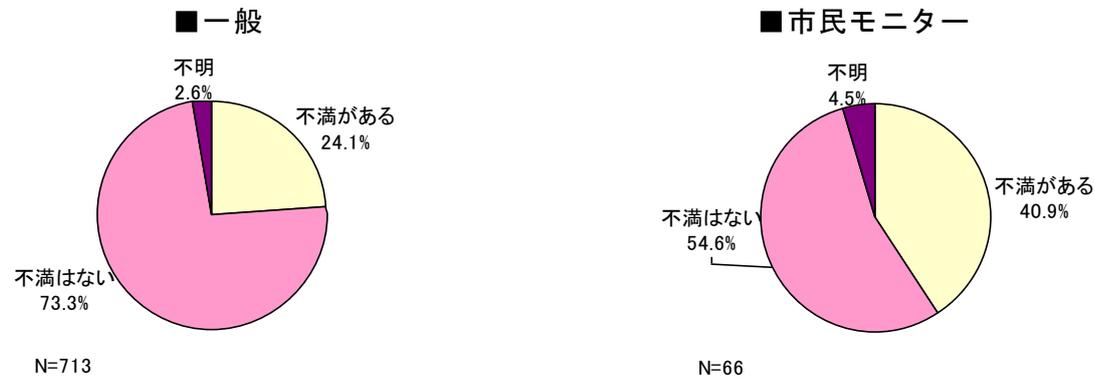
問13で1から6までのいずれかを選んだ方におたずねします。

問 13-1 その方は、現在、市や民間が提供する福祉サービスを十分に受けていますか。(○印は1つ)



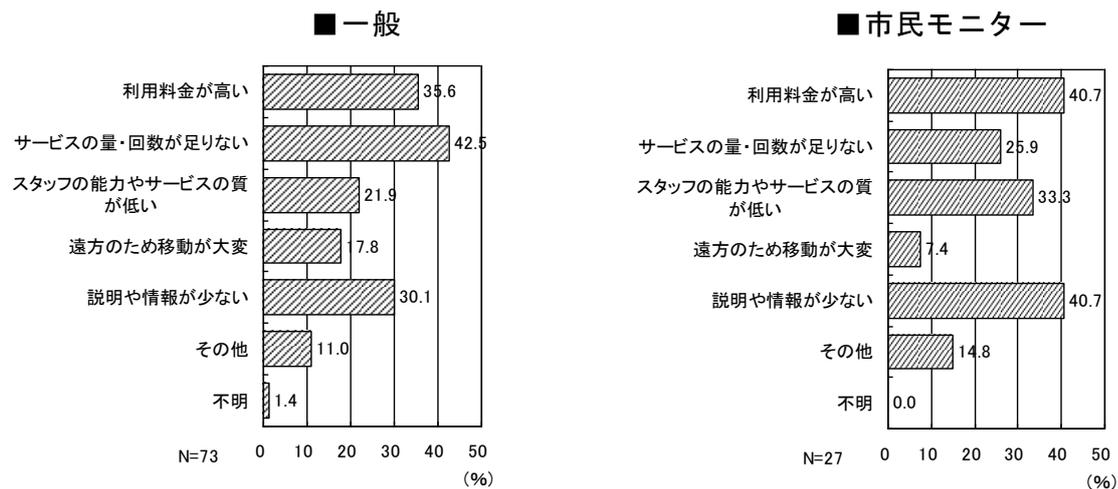
問13-1で「1.十分に受けている」「2.ある程度受けている」を選んだ方におたずねします。

問 13-2 あなたやご家族は、福祉サービスの利用に関して不満に思っていることはありますか。(○印は1つ)



問13-2で「1.不満がある」を選んだ方におたずねします。

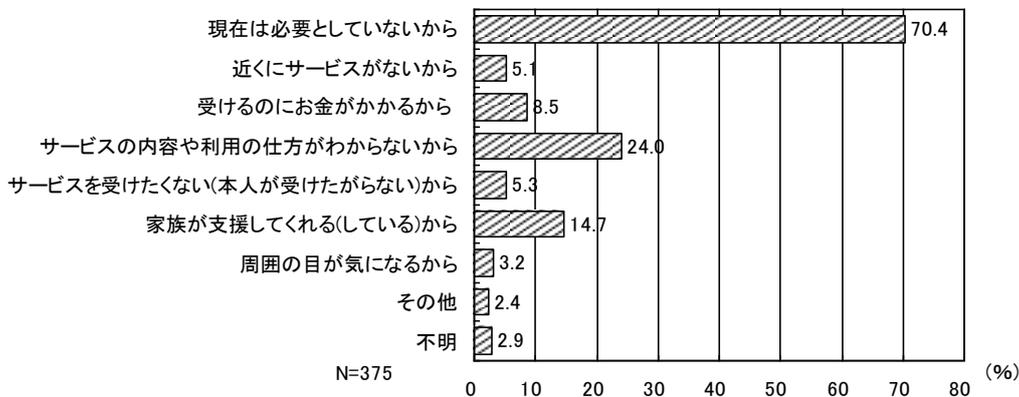
問 13-3 具体的にはどのような不満を感じていますか。(あてはまるものすべてに○)



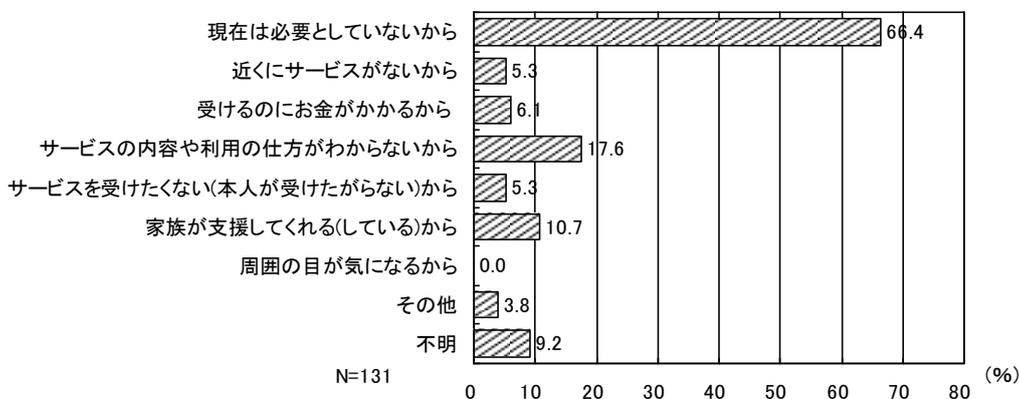
問13-1で「3. あまり受けていない」「4. 全く受けていない」を選んだ方におたずねします。

問 13-4 福祉サービスを受けていない主な理由を選んでください。(あてはまるものすべてに○)

■ 一般

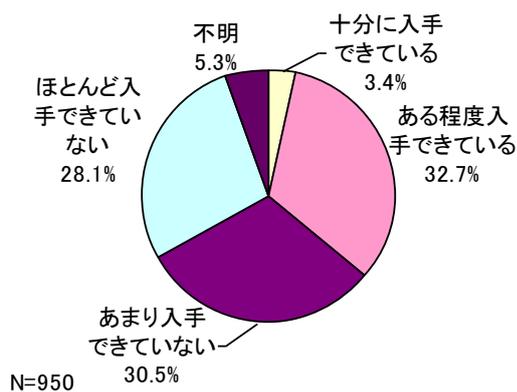


■ 市民モニター

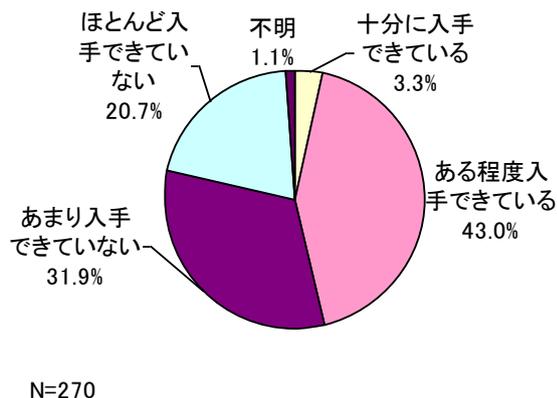


問 14 福祉サービスに関する情報はどの程度入手できていますか。(○印は1つ)

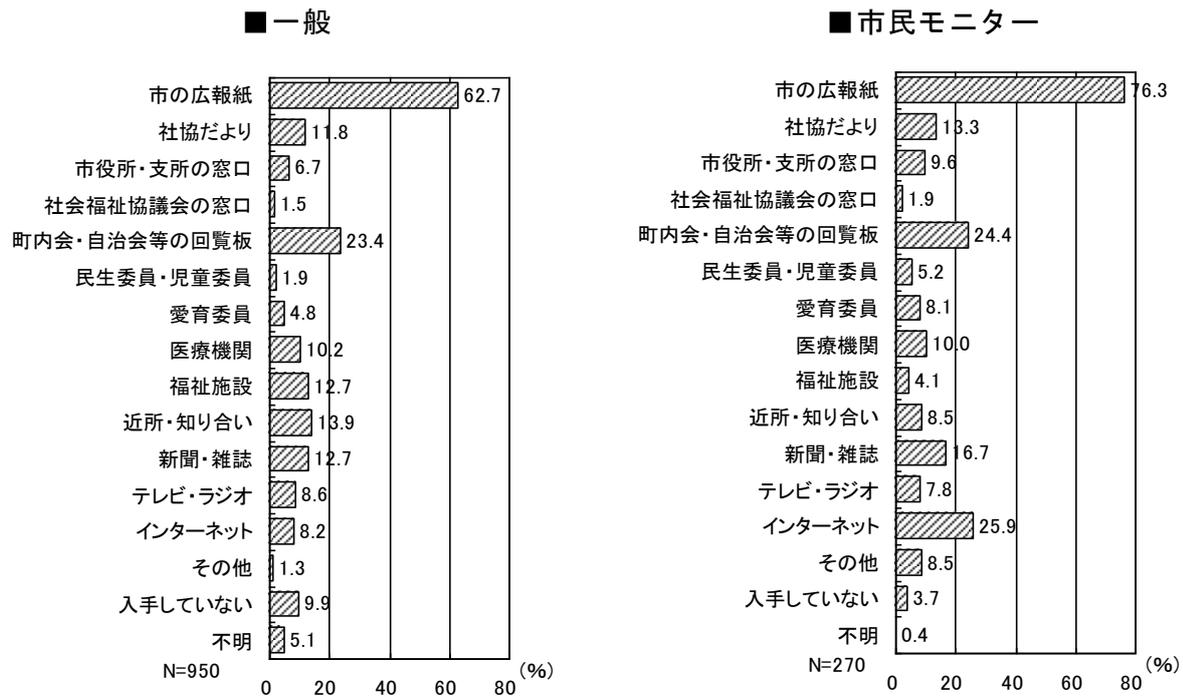
■ 一般



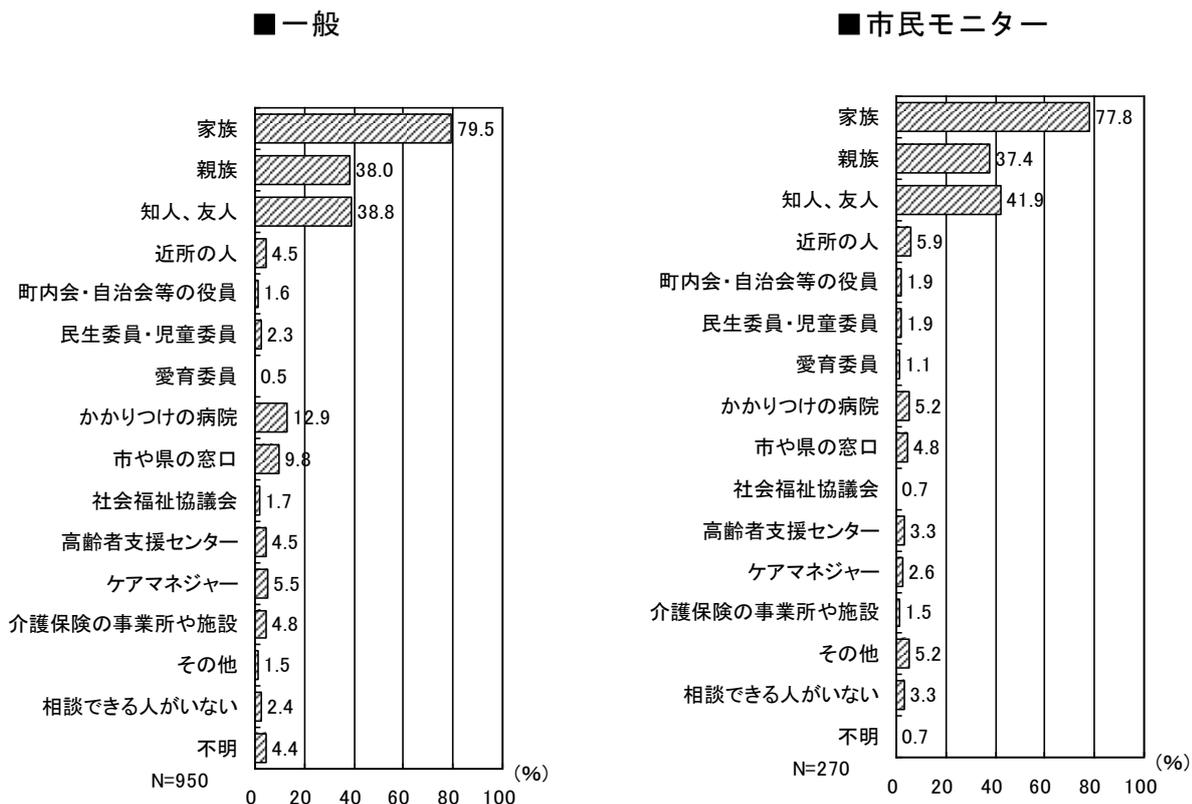
■ 市民モニター



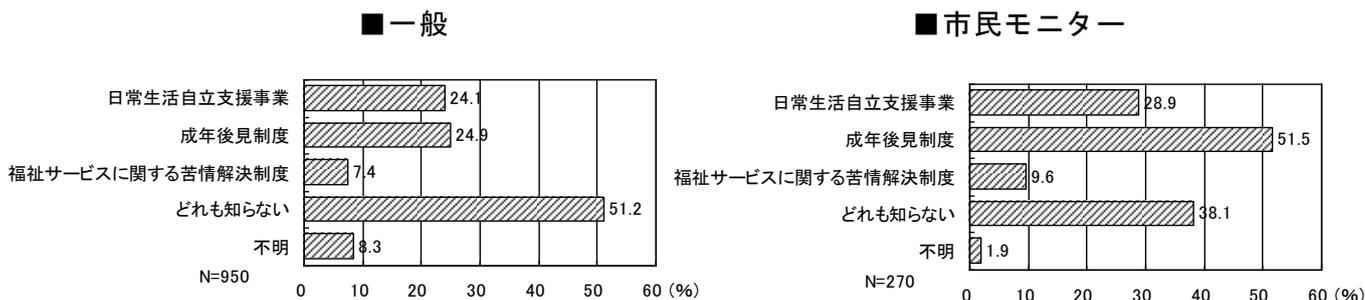
問 15 福祉サービスに関する情報は主にどこから入手していますか。(○印は3つまで)



問 16 あなたが生活上の悩みを抱えたとき、主に誰（どこ）に相談しますか。(○印は3つまで)

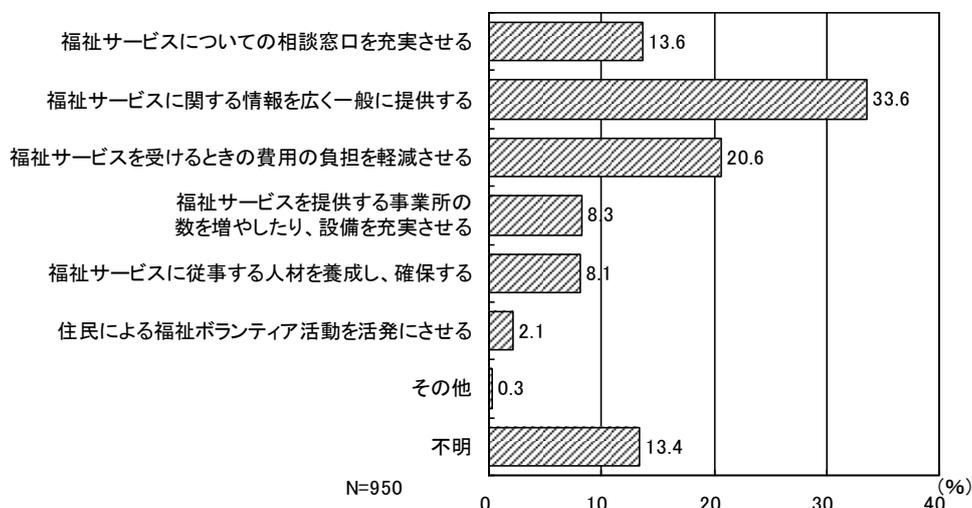


問 17 福祉サービスを利用する方の権利を守る制度やしきみについて、下記の中から知っているものを選んでください。(あてはまるものすべてに○)

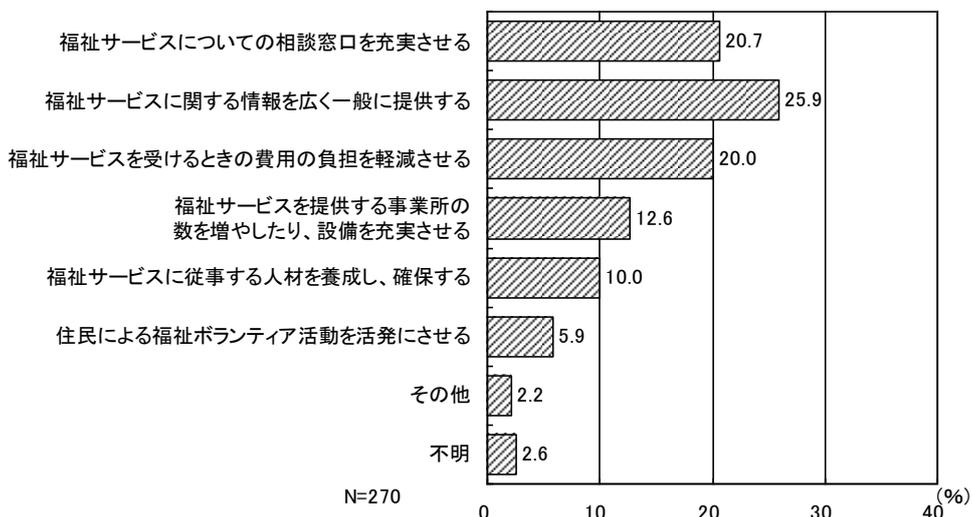


問 18 福祉サービスを必要とする方が十分なサービスを受けるために最も充実させるべきと思うものを選んでください。(○印は1つ)

■ 一般

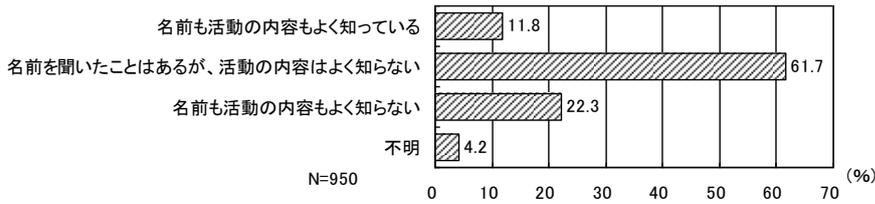


■ 市民モニター

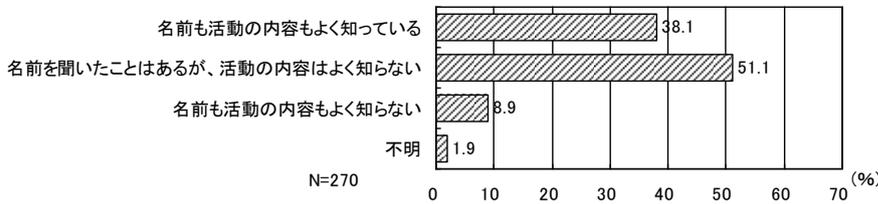


問 19 あなたは「倉敷市社会福祉協議会」をご存じですか。(○印は1つ)

■ 一般

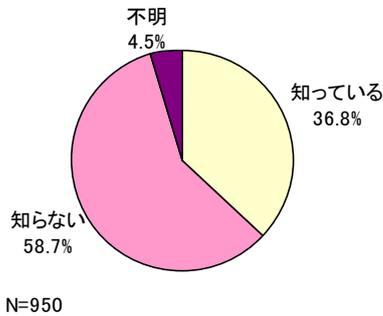


■ 市民モニター

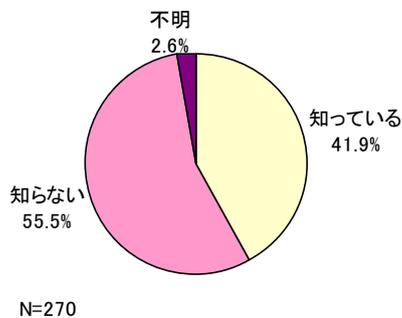


問 20 福祉に関わる身近な相談窓口として、あなたがお住まいの地区の民生委員・児童委員をご存知ですか。(○印は1つ)

■ 一般



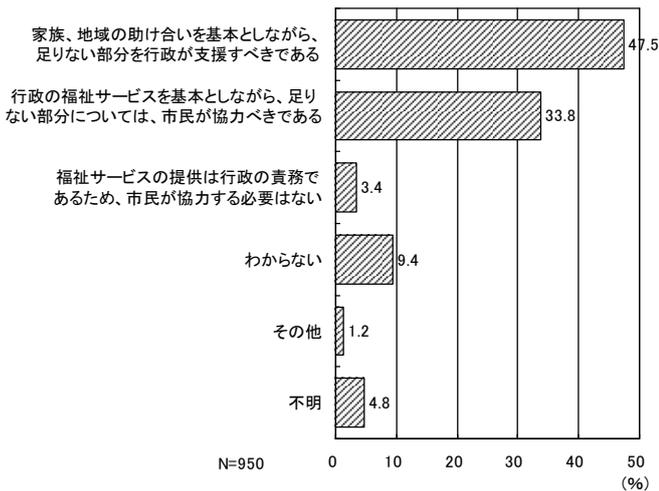
■ 市民モニター



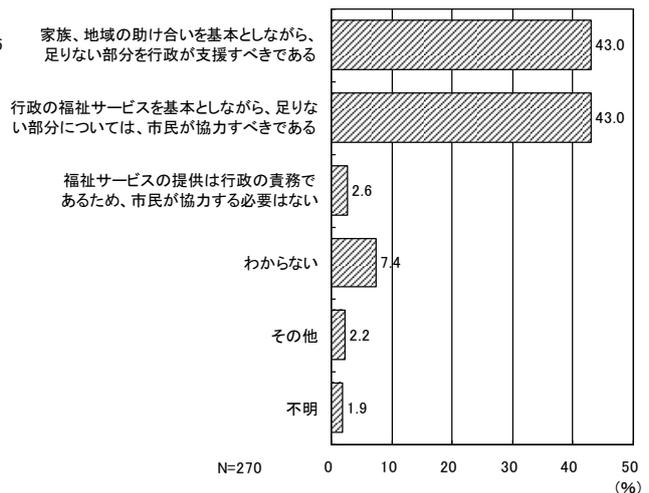
VI これからの倉敷市の福祉のあり方についておたずねします

問 21 地域における福祉について行政と市民との関係はどうあるべきか、あなたの考え方は、次のどれに近いですか。(○印は1つ)

■ 一般

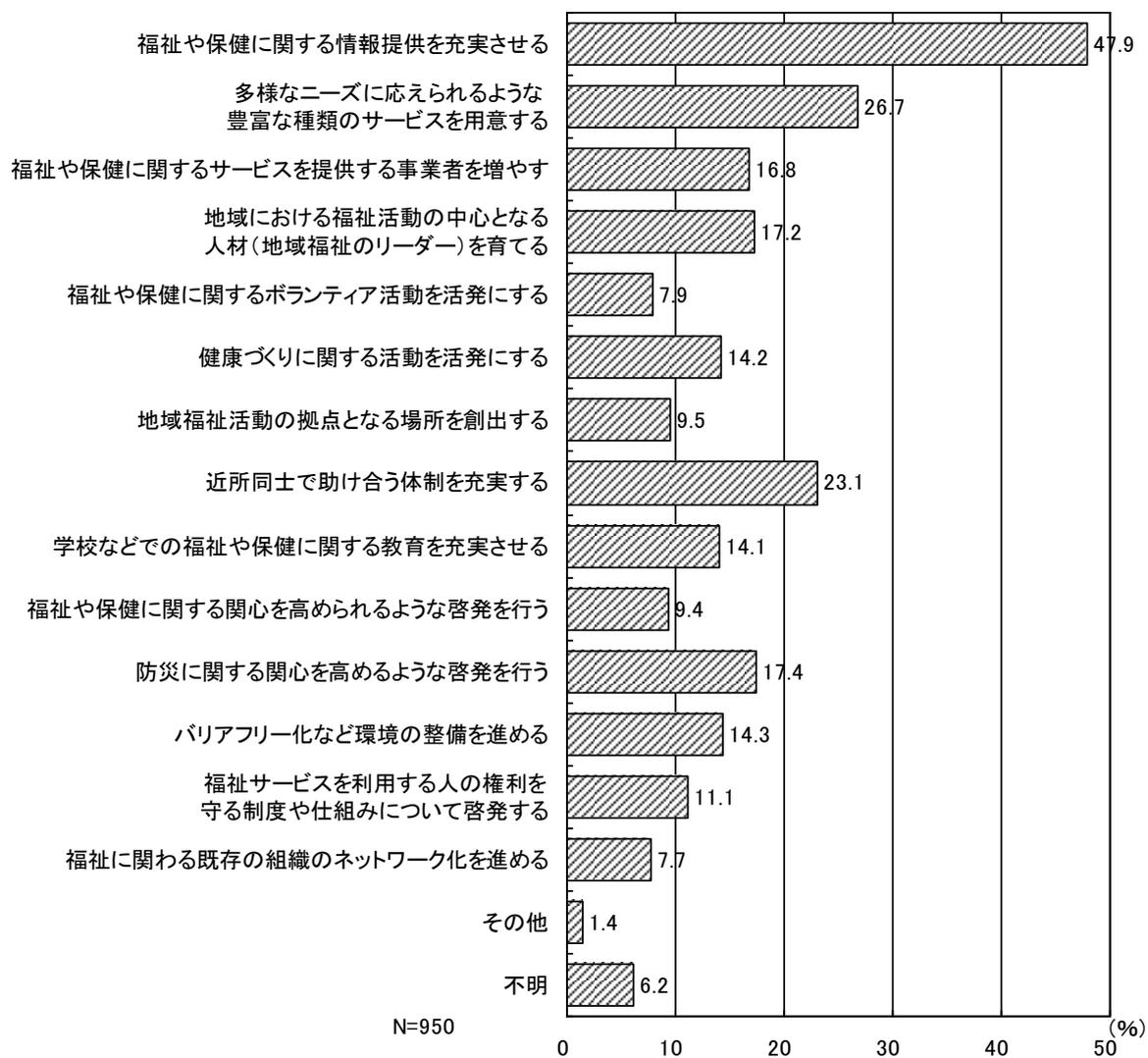


■ 市民モニター

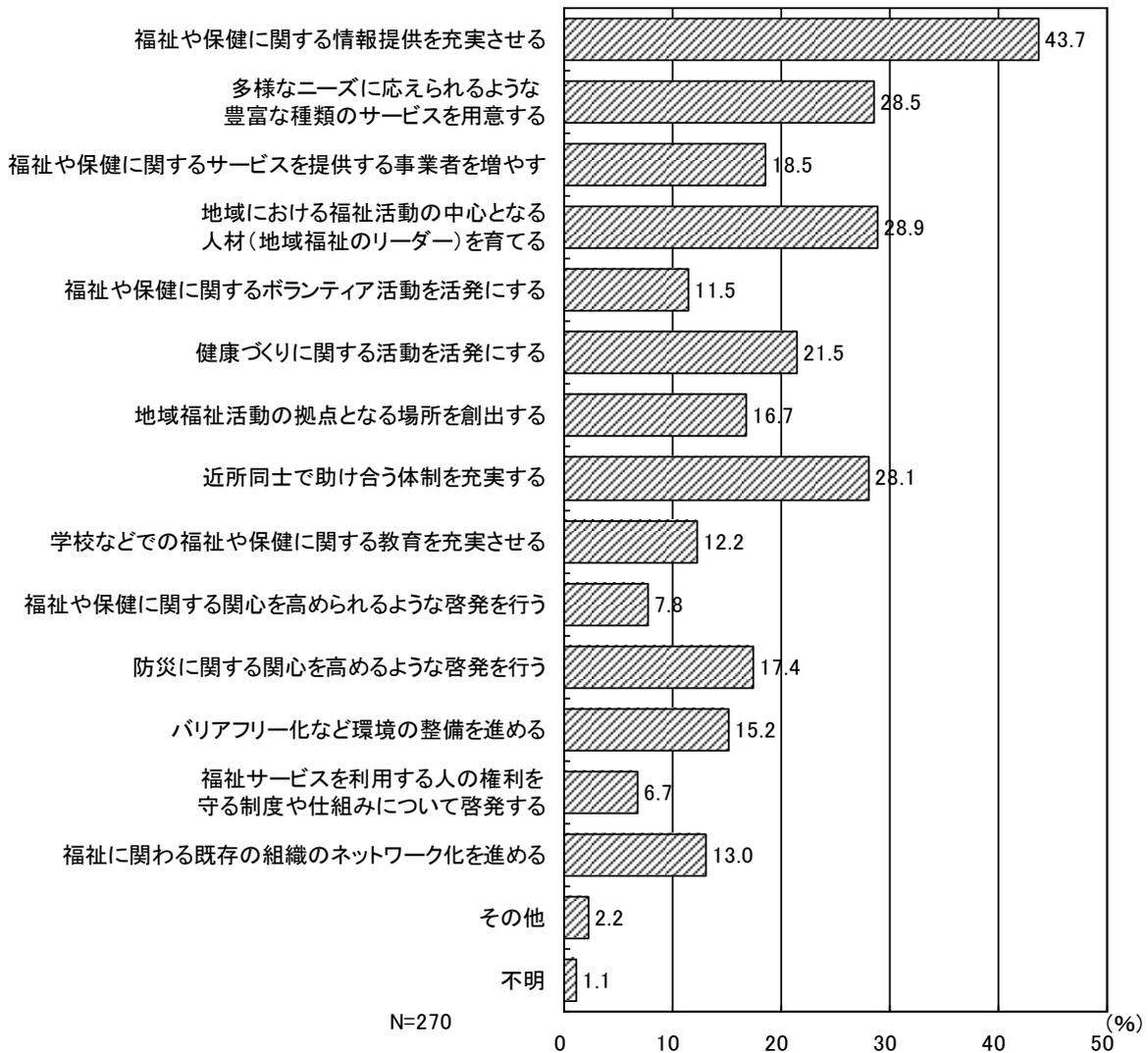


問 22 誰もが住みなれた地域で安心して生活していくために、どのようなことが必要だと思いますか。(〇印は3つまで)

■ 一般



■ 市民モニター



問 23 今後、住みよい地域づくりを進めていくための福祉に関するご意見・ご要望がありましたら自由にご記入ください。

■ 情報提供

- ・ 事業所(施設)の内容がわかる一覧表があればありがたい。(他3件)
- ・ 福祉や保健に関する情報提供が少ない。情報提供の充実を。(他3件)
- ・ わかりやすい情報提供を願います。(他1件)
- ・ こちらから聞いたら答えるのではなく、市民全員がわかっているような体制に。(他1件)
- ・ 福祉サービスの一覧表が必要。
- ・ 「なんでもコール」をもっと広めてください。
- ・ 多くの人に平等に情報が届くように。
- ・ お年寄りだけでなく働き盛りの人も利用できる福祉の情報も提供する必要。
- ・ 介護について地域ごとに説明会を開いてほしい。
- ・ 携帯メールや地域ネットワークによる情報提供。
- ・ 広報紙が入ってこない。(倉敷地区、賃貸住宅)
- ・ 広報チャンネルよりもケーブルテレビをもっと活用してほしい。
- ・ 広報の字が小さすぎて読みにくい。
- ・ 公民館活動が伝わってこない。
- ・ 子育てに関わる助成について全くわからず不安。
- ・ 将来福祉が必要になったら行政で詳しく教えてほしい。
- ・ そもそも「福祉」の範囲がどこまでなのかわかるような冊子がほしい。
- ・ ドラッグストアに勤めていてよく相談を受けるので、パンフレットなどを置いてほしい。
- ・ 福祉・健康・ボランティアについて分かりやすい冊子があれば送ってほしい。
- ・ マルチメディアに発信すると良いと思う。
- ・ マンションの住人にも自治会を通じて福祉の情報などが届くようにしてほしい。
- ・ 若い人に情報が届けば必要になったときに助かると思う。

■ 町内会

- ・ 町内会を充実する。
- ・ 町内会が義務のようにになっている。思いやりのある助け合いの拠点になればいいと思う。
- ・ マンションの住人は、会費は払わされているのに地域に入っていくきっかけがない。
- ・ 住んでいるアパートでは全く活動していないので困る。
- ・ 借家居住者を加入させない町内会がある(玉島地区)
- ・ 町内会がない地区なので、何かの時に助けてもらえるか不安。
- ・ 自治会への啓発と活動員の育成が必要。
- ・ 町内会が民生委員との連携で地域住民との関わりを多く持つこと。
- ・ 町内会のリーダーがいかに住民が集まる機会を多くつくるかが大切。

- ・ 高齢化で清掃が難しいため、(より広い)地域全体で対応してほしい。

■介護保険

- ・ 保険料を払っているが、全部自費でタクシーを利用している。なんとかならないか。
- ・ 介護の調査員は目に余るものがある。今後必ず問題になる。
- ・ 利用者の実態を把握する制度の充実。
- ・ 介護を必要としないのに食事サービスを受けている人が少なくない。これが保険料が高い原因。
- ・ デイサービスに行ける回数を増やしてほしい。
- ・ 保険料を払っているので要介護にならなくても予防注射を無料などにしてほしい。
- ・ 高齢者が増加するので介護サービスの充実を。
- ・ 要介護認定を受けたが、その後何の連絡もない。対応が悪い。
- ・ どんな良いサービスがあっても、本人が受けたがらない場合は意味がない。

■施設

- ・ 高齢者の介護施設の充実。(他4件)
- ・ グループホームの充実。(他2件)
- ・ 年金で入れる施設があるか不安。
- ・ 行政が運営する老人ホームを増やしてほしい。
- ・ 過剰な設備がある施設があるのではないか。
- ・ 病院・福祉施設の安全設備の点検と指導。
- ・ リハビリ施設がほしい。
- ・ 高齢者が何かあったらすぐに入れる施設がほしい。
- ・ 施設に入れず、家にも帰れないために入院している人(50~60代)が多いので、そのような人のための生活の場があればいいと思う。

■障がい者

- ・ 障がい児のショートステイ先が少なく、しかも人材不足で困っている。
- ・ 精神病の治療の発展を望む。
- ・ 障がい者に対する理解の推進。
- ・ 気軽に行けるお楽しみ会があればいい。
- ・ 障がいはないと言われているが体調が悪いため就労できない。どうすればいいのか。
- ・ 発達障がいについて地域の理解が乏しい。
- ・ 職場に知的障がい者がいるが、両親も障がい者なので将来が心配。療育手帳を無くしたが再発行の手続きがわからず困っている。
- ・ 精神病で仕事ができず、夫の給料だけではやっていけない。家庭崩壊寸前。助けてほしい。
- ・ 家族に障がい者がいる。障がい者同士の交流の場があれば心強い。

■相談窓口

- ・ そこに行けばすべてわかるような(ワンストップの)窓口があればいい。(他1件)

- ・ 困ったときに相談できる窓口が整っていることが必要。
- ・ 障がいが高齢だと介護者は離れられず、相談に行くことすらできない。
- ・ 介護をする人が気軽に相談できる場等の情報がわかるといい。
- ・ 介護家族に対する相談窓口が少ない。
- ・ 窓口が多すぎて利用しづらい。
- ・ 地域のことをよく知っている市議，民生委員に相談できるように。
- ・ 介護の相談窓口は，多くの情報を持つべき。

■ 移動手段

- ・ 高齢者の移動手段の確保策を考えてほしい。(他2件)
- ・ 真備のバスは利用者が少なく税金の無駄遣い。乗り合いタクシーのような方法を。
- ・ 通院の交通費が安くなってほしい。
- ・ 車に乗れない人のための対策を。
- ・ 移動手段がない。
- ・ 坂が多いので高齢者が気の毒。
- ・ 井笠バスがなくなったので，サイクルバスをせめて清音駅まで延長してほしい。
- ・ サイクルバスは継続してほしい。

■ 付き合い

- ・ 人々のつながり意識の希薄化が課題。(他1件)
- ・ 近所に知り合いがなく，交流できないのがさみしい。(他1件)
- ・ 近所付き合いが希薄で少し不安。
- ・ 挨拶をしない子どもが増えた。近所と関わる機会を増やしてほしい。
- ・ 近隣の付き合いをおせっかいと感じる人もいる。
- ・ 日頃から地域のコミュニケーションを活発にしておく。

■ 子育て支援

- ・ 保育所，幼稚園のサービスの充実を。(他1件)
- ・ お年寄りのための福祉よりも子どものために予算をたくさんとってほしい。(他1件)
- ・ 市で情報誌の配布などすべき。
- ・ 親の資質が低下している。学校教育を充実すべき。
- ・ 子どもの医療費無料は疑問。一割負担ぐらいはすべき。
- ・ 各学区に児童館をつくってほしい。

■ 高齢者介護

- ・ 一人暮らしの高齢者の緊急対応のマニュアル化。
- ・ 福祉課で一人暮らしの高齢者の見守り。
- ・ 孤独死の対策について広報等で知らせてほしい。
- ・ 介護が必要になった際に，仕事を休めない不安がある。
- ・ 要介護ではない老人が利用できるデイサービスがあれば利用したい。
- ・ 若い世代が高齢の両親と話し合っておくことが大事。

■ 役割分担

- ・ 何でも市行政に頼るのではなく、自分たちのことは自分たちでやるのが基本。(他3件)
- ・ 福祉や医療は人命と権利を守るという点でまず市が責任を持つべき。
- ・ 自助、共助の必要性について市民に理解してもらうことが必要。
- ・ 町内会やボランティアは行政の補足であり、市が主体的に取り組んでほしい。
- ・ 家庭、地域で助け合う体制が一番重要。
- ・ 行政は家庭・地域の助け合いに過度に期待すべきでない。

■ 環境整備

- ・ 子どもが安心して遊べる公園が少ないので公園の整備を。(他5件)
- ・ バリアフリーの環境整備をもっとしてほしい。(他1件)
- ・ 西中新田地内に公園の整備を。
- ・ 高齢者が住んでいる地域なのに道が狭く、救急車が入れない。
- ・ 古い家が多いのに道が狭く、消防車が入れない。
- ・ 公共のゴミ箱を整備すべき。

■ 行政

- ・ 手続きの簡素化とサービス利用の早急化をお願いしたい。
- ・ 福祉に関わる市職員の市民に対する認知度を高める必要がある。
- ・ クレーマー対策をして職員が本来の仕事ができるようにすべき。
- ・ 生活保護の費用を減らして保健福祉に回すべき。
- ・ 市民の生活・健康を守ることに重点的に予算を配分すべき。
- ・ 税金等負担ばかり増えて、本当に助けが必要な人は助けてもらえない社会となっている。

■ 民生委員

- ・ 地区住民の意見を聞かず、代表者の推薦で決まるため、全くふさわしくない人がなっている場合がある。
- ・ 話上手よりも心から暖かい人を望む。
- ・ 地域の民生委員がおしゃべりなので個人情報情報の漏洩が心配のため何も相談できない。
- ・ 市職員の家族が民生委員をしているのはやめてほしい。話に尾ひれがついていじめとなっている。
- ・ 地域全体のために動いているように見えず、相談しづらい。(他1件)

■ 防災

- ・ 災害時の体制をしっかりとつくってほしい。(他2件)
- ・ 市として防災訓練等もっと防災に積極的になってほしい。(他1件)
- ・ 公園の避難所としての整備を充実してほしい。
- ・ 避難所が遠く、避難経路がわからない。
- ・ 高齢者、障がい者の災害時の避難態勢の整備が急務。

■健康づくり

- ・ 高齢者が自己責任で健康保持に努めるよう啓発する。(他1件)
- ・ 高齢者への健康づくり活動に対する補助をしてほしい。
- ・ 健康づくりのための簡単な施設(大きなハコモノでない)をつくってほしい。
- ・ ウォーキング用の歩道などの整備をしてほしい。
- ・ 健康保持についての研究懇談会の開催。

■福祉サービス

- ・ 本当に必要な人に適切なサービスが提供されているか監視すべき。(他1件)
- ・ 福祉サービス利用料の無料化。
- ・ 少ない自己負担でサービスが受けられるよう予算を捻出してもらいたい。
- ・ 持続可能で自由度の高いサービスシステムと人材の育成。
- ・ 営利目的でない事業者の育成を。

■ボランティア

- ・ 人材育成が一番重要。(他1件)
- ・ 元気な高齢者の活用。(他1件)
- ・ ボランティア活動の組織化。
- ・ 負担を減らして手助けしやすい環境をつくれればいい。

■交流の場

- ・ 老人や障がい者が気軽に立ち寄れる場が多くあれば良いと思う。(他1件)
- ・ 各町内に憩いの家に公園が付帯した他世代交流の場を整備し、町内会に委託管理させる。
- ・ 幼児のための憩いの家があったらいいと思う。
- ・ 高齢者が若い人と交わる機会を多く持つ。

■福祉教育

- ・ 学校での福祉教育の充実。(他2件)
- ・ 学校で防災・福祉・健康等について教育と道德教育の充実。
- ・ 福祉に関する勉強会を町内会で実施すれば関心が高まると思う。
- ・ 勉強以外に大切なことを教える教育が必要。

■市職員

- ・ 相手の立場に立ってアドバイスできる職員の育成をお願いします。(他1件)
- ・ 相談に行ったが対応が悪かった。(他1件)
- ・ 介護保険課の職員には、高齢者の実態を見てほしい。
- ・ 市の出先機関が障がい者本人ではなく事業者に有利な対応をとったため、本人が不利益を得た事例が散見される。

■ 低所得者

- ・ 就労場所の提供。
- ・ 低所得者に金銭よりも生きる活力を与えてほしい。
- ・ 生活保護は本当に必要な人が受けるように。

■ 人材

- ・ 将来のために地域を担う若者を育てることが必要。
- ・ もっと健康な老人や主婦を活用してはどうか。
- ・ 福祉の職員の待遇を良くする。

■ 地域福祉

- ・ 地域福祉活動の拠点が近くにあるといい。
- ・ 地域で福祉や保健が利用できる社会にしたい。
- ・ 福祉に協力できることがあれば参加したい。

■ 防犯

- ・ 安心して暮らせるまちのためには防犯が大切。
- ・ 東町・本町周辺の防犯・防災を強化してほしい。

■ 年金

- ・ 国民年金をもう少し多くしてほしい。
- ・ 年金受給者の非課税枠の拡大と医療保険料の還付。

■ 道路

- ・ 通学路で危険な箇所があるので整備してほしい。(他 1 件)
- ・ 道幅が狭く、危険な箇所がある。(他 2 件)

■ 社会福祉協議会

- ・ もっと小さくて小回りのきく制度，枠組みが良い。
- ・ 社協だよりはほとんどの人が読んでいない，という多数の住民の声がある。もっと実質的な福祉にお金を使うべき。

■ 医療

- ・ 医療費が高すぎる。
- ・ 病院の実態がひどい。行政はしっかり調査すべき。(他 1 件)

■ 意識改革

- ・ みんなが助け合う気持ちを持って，できることをひとつでもやろうという意識を持つことが大切。(他 1 件)
- ・ サービスを良くしても受ける側が自己中心的では効果がない。一人ひとりの意識を変えることが必要。

■ 個人情報

- ・ 個人情報保護法が住民同士のつながりの障害となっている。(他2件)

■ アンケート

- ・ (このアンケートをきっかけに)地域の手助けができるよう活動していきたい。
- ・ 結果を見る機会もないし、生かされるとは思われないので税金の無駄。

まちづくりサロンのまとめ

1. 概要

市内5地区において、地域福祉計画策定のための「まちづくりサロン」を開催しました。

「まちづくりサロン」とは、市民の皆様や地域で活躍する事業者、行政などが協働し、支援を必要としている人を支え合う地域社会をつかっていくためのアイデアについて、ワークショップ形式で話し合うものです。

■開催実績

開催日	地区	会場	参加者数
平成25年 6月29日(土)	児島	児島市民交流センター	43人
平成25年 7月27日(土)	水島	水島愛あいサロン	34人
平成25年 8月25日(日)	真備	まびいきいきプラザ	42人
平成25年 9月 8日(日)	倉敷	くらしき健康福祉プラザ	40人
平成25年10月 6日(日)	玉島・船穂	玉島文化センター	36人



2. 結果のまとめ（キーワードによる整理）

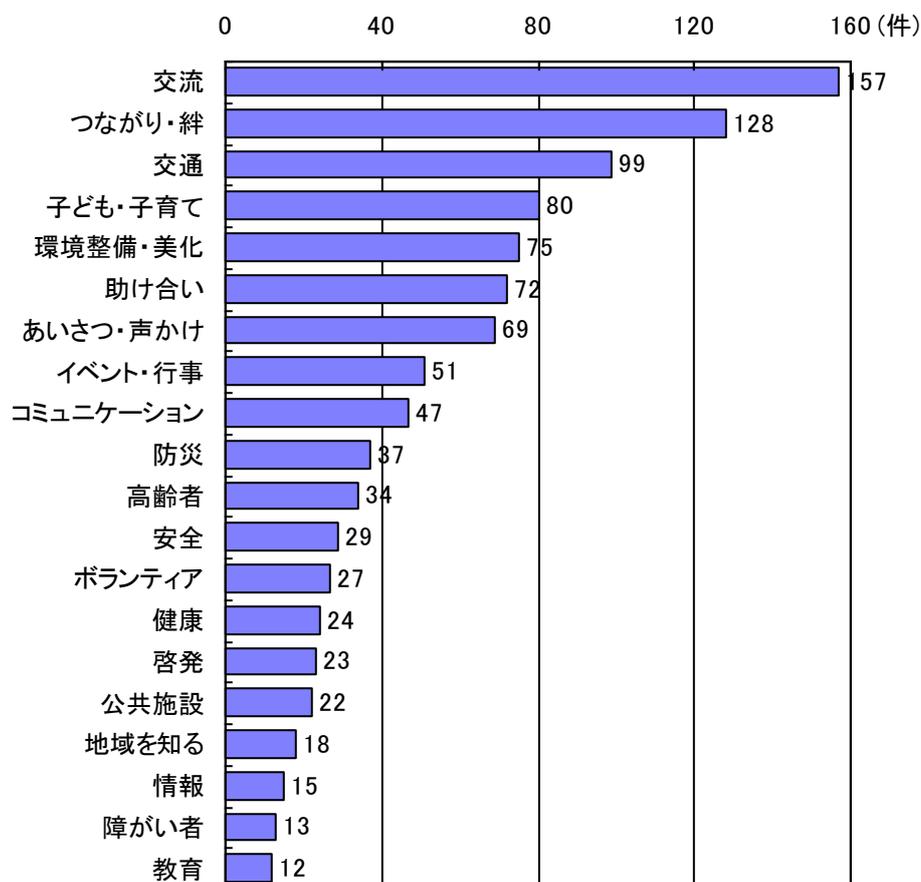
まちづくりサロンでは、参加者がそれぞれ「みんなが暮らしやすいまちにするためのアイデア」を書き出し、それらをグループ内で共有し、同じようなアイデアごとに分類してタイトルをつける方法で整理しました。そこでこれらのタイトルの言葉を集約してキーワードとし、どのようなアイデアが多かったか集計を行いました。

(例)アイデア：近所の人とのつながりがもっとあればいい
 タイトル：地域のつながり
 キーワード：つながり・絆

全体で最も多かったのは「交流」、次が「つながり・絆」に関するアイデアであり、隣近所や地域での人と人とのつながりや、積極的な交流によって地域が暮らしやすくなると考える人が多いことがわかります。

また「交通」や「子ども・子育て」に対する支援、地域の「環境整備・美化」に関するアイデアも多くなっています。

キーワード別アイデア数(全体、上位20位)



○「まちづくりサロン」で参加者から実際に出された主なアイデア

キーワード	みんなが暮らしやすいまちにするためのアイデアの具体例 (原文そのまま掲載)
交流	<ul style="list-style-type: none"> ・子供からお年寄りまで一緒に楽しめる交流の場 ・3世代の交流を増やす ・町内会活動の活発化
つながり・絆	<ul style="list-style-type: none"> ・昔の向こう三軒両隣の復活 ・近所の人を知ることを知る ・普段から近所の人とあいさつをし、仲良くなっておく
交通	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通を充実させる ・交通弱者への支援（ミニバスなど） ・道路のバリアをなくす
子ども・子育て	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で子育てをする体制作り ・子どもが自由に遊べる場所づくり ・保育園児とお年寄りの交流の場を設ける
環境整備・美化	<ul style="list-style-type: none"> ・花や緑で町をいっぱいにする ・誰もが安心して遊べる公園 ・ごみ拾い、草取りなどに大人だけでなく学生や子どもも参加し、交流する
助け合い	<ul style="list-style-type: none"> ・困ったとき助け合える環境 ・近所の人と組み、一人暮らしの方（困っている人）の生活の手助けをする事の出来る仕組み ・遠慮しないで下さい！仲良く助け合いを
あいさつ・声かけ	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつをする（会った人誰にでも） ・外に出る様声かけをする ・回覧板は声かけ・手渡し
イベント・行事	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に人が集まる楽しいイベントがある ・町内で大声大会を開く ・地域のイベント（祭り、運動会等）を増やす、盛んにする
コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で出来ることを皆（地域の人）で話し合う ・地域で起きているニュースをみんなが知ることが出来るよう地域限定ミニコミ紙を発行する
防災	<ul style="list-style-type: none"> ・防災について講習を受ける ・避難訓練を一回地区単位でしてみる（逃げ遅れを防ぐため） ・地域の防災マップを作成
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らしの高齢者の見守り ・病院への付き添い、買い物の交通手段、ごみ出しなどちょっとした手伝い ・高齢者の居場所作り
安全	<ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所マップ。各まちづくりで町内を歩いてみる ・安全なまちにする ・パトロール隊の活用

キーワード	みんなが暮らしやすいまちにするためのアイデアの具体例
ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> • 地域の人全員がボランティアに参加できる仕組み作りを • 地域にボランティアグループを揃える連絡会を作る • お互いの特性がもっと活かせる町になれば
健康	<ul style="list-style-type: none"> • 地域でみんながウォーキングできるコース • 地域みんなでラジオ体操
啓発	<ul style="list-style-type: none"> • 町内行事には積極的に参加する • お先にどうぞ運動 • あいさつ運動をする
公共施設	<ul style="list-style-type: none"> • 公共施設の耐震化 • 公共施設のバリアフリー化 • きれいなトイレの設置
地域を知る	<ul style="list-style-type: none"> • 地域のことに興味・関心を持つ • 地域の良さや強みを知る • 行政サービスの内容を知ろう
情報	<ul style="list-style-type: none"> • 便利な情報は勝手に教えてくれる • いろいろな行事をもっと広く広報して参加者を多く • 民生委員・児童委員，包括センター，自治会等共同共有の形での取り組み
障がい者	<ul style="list-style-type: none"> • 障がい者と触れ合う機会を増やす • 精神障がい者が地域で住まい（空き地活用）働ける（事業所）場 • 障がい者用に倉敷のマップを作る
教育	<ul style="list-style-type: none"> • 先生の補助を付ける • 学力を付ける先生を多く • 中学校教育ランクナンバーワンに
生きがい活動	<ul style="list-style-type: none"> • 独身の働き盛りの人がアフター5にリフレッシュや自己研鑽が出来る機会を • 町内でのサークル活動

3. 結果のまとめ（投票結果）

まちづくりサロンでは、各グループが特に重要と思うアイデアを絞り込み、文章化しました。そして全体発表の後に参加者全員で良いと思うアイデアに投票しました。

投票の結果、上位(1～5位)となったものは、次のとおりです。

(1) 倉敷地区

	グループのアイデア	得票数
1	困ったときの「困ったカード」と「お助けマン！」	12
2	交通網の整備 高齢者、車に乗らない人の足の確保 バス	11
3	近所の人々が自然に集まれる場の設置	10
4	散歩を通じた地域の子供達の見守り	9
5	地域で困っている人を手助けする仕組み作り	9

(2) 児島地区

	グループのアイデア	得票数
1	地域の活性化(児島の良いところを知ろう)	9
2	地域交流できる”つながりの場”をつくる	7
3	下電復活	7
4	歩道・自転車道を整備して花と笑顔があふれるまち	7
5	若い世代が住みたいと思うようなまちづくり(仕事、地域行事の活性化)	6
5	高齢者の外出しやすい児島(コミュニティバス)	6
5	みんなが楽しく仲良くなるような地域単位の小さな祭りを開催する	6
5	交通弱者専用の送迎バスや買い物支援の充実(ボランティアの活用)	6

(3) 水島地区

	グループのアイデア	得票数
1	コミュニティバス(ワンコイン)&バリアフリー	9
2	公共交通の充実—高齢者免許返納者等の増加あり、コミュニティバス・タクシーの充実	8
3	交流の場—誰でも「あそこ」に行けば「話し」が気軽に出来る場を多く作る(昔の病院の待合室のようなもの)例えば商業スペース、集会所、公園	7
4	キャリア・特技を活かした人材活用(ボランティア)(ポイント制)	7
5	向こう三軒両隣り井戸端会議で声かけ～大阪のおばちゃん風～	7

(4) 玉島・船穂地区

	グループのアイデア	得票数
1	子供からお年寄りまで、地域のつながりを強くするため、空家等を活用して集まれる場所づくり	10
2	[地域]地域の人との交流の場を増やす	7
3	買い物デーに車乗り合いみんな楽しく買い物	6
4	今、私に出来ることをしよう!! 小さな一歩から(ごみ出し、買い物等)	6
5	地域の人々が触れ合える機会をより多く作る(自慢大会、大声大会、井戸端会議)	5
5	交流を深めよう!! (昔の縁側でのお茶、地域の行事に参加しよう、遠い親戚より近くの知人・友人)	5
5	1軒に1人“声かけ隊”の隊員になってタスキをして地域の声かけをする	5
5	介護保険に該当しない人を対象に買物やゴミ出しをする生活ボランティアをつくる(退職してまだ元気な人をお願いする)	5

(5) 真備地区

	グループのアイデア	得票数
1	空き家・休耕田を活用して障がい者が地域で住み、働ける場	15
2	みんなが参加したくなるボランティアの仕組み作り	12
3	出会いの場「制約なしの気楽で楽しいサロン」を身近な場で開催する	8
4	多くの方がふれあえる機会作り	7
4	真備支所の機能強化	7
4	歩いていける場所に交流の場(施設)をつくる	7
4	人材登録し、ひとりひとりの能力を活用することでみんなが社会参加する仕組み作り	7

計画策定の経過

年月日	内 容
平成 24 年	
11 月 6 日	第 1 回地域福祉計画策定庁内検討会
11 月 6 日	第 1 回地域福祉計画策定幹事会
11 月 8 日	社会福祉審議会開催 ・専門分科会設置
平成 25 年	
1 月 8 日	第 2 回地域福祉計画策定庁内検討会
1 月 10 日	第 2 回地域福祉計画策定幹事会
1 月 17 日	第 1 回社会福祉審議会地域福祉計画策定専門分科会 ・計画策定について諮問
2 月 8 日～28 日	アンケート調査実施
5 月 14 日	第 3 回地域福祉計画策定庁内検討会
5 月 15 日	第 3 回地域福祉計画策定幹事会
5 月 23 日	市議会保健福祉委員会へアンケート調査結果等について報告 第 2 回社会福祉審議会地域福祉計画策定専門分科会 ・アンケート調査結果等について
6 月～10 月	まちづくりサロン開催
11 月 26 日	第 4 回地域福祉計画策定庁内検討会
12 月 3 日	第 4 回地域福祉計画策定幹事会
12 月 16 日	市議会保健福祉委員会へまちづくりサロンの開催結果について報告
12 月 19 日	第 3 回社会福祉審議会地域福祉計画策定専門分科会 ・まちづくりサロンの実施報告等について
平成 26 年	
3 月 26 日	第 5 回地域福祉計画策定庁内検討会
3 月 27 日	第 5 回地域福祉計画策定幹事会
7 月 24 日	第 4 回社会福祉審議会地域福祉計画策定専門分科会 ・地域福祉計画（素案）
8 月 4 日	第 6 回地域福祉計画策定庁内検討会
8 月 5 日	第 6 回地域福祉計画策定幹事会

倉敷市社会福祉審議会条例

平成13年12月27日

条例第50号

改正 平成25年3月27日条例第7号

平成25年9月30日条例第42号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づく社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関として、倉敷市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員35人以内で組織する。

2 委員の任期は3年とし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長職務を行う委員)

第3条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、会議を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第5条 審議会の専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会の事務を総理する。

4 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長が指名する委員がその職務を代理する。

5 専門分科会の会議は、専門分科会長が招集する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長又は専門分科会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 審議会及び専門分科会の会議(民生委員審査専門分科会及び身体障害者福祉専門分科会審査部会の会議を除く。)は、公開とする。ただし、委員長が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この条例による最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(関係条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例(昭和42年倉敷市条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表中「

民生委員推薦会委員	日額 7,100円	同上
-----------	-----------	----

」を「

民生委員推薦会委員	日額 7,100円	同上
社会福祉審議会	委員及び臨時委員	日額 7,100円 同上
	専門分科会委員及び専門分科会臨時委員(医師を除く。)	日額 7,100円 同上
	専門分科会委員及び専門分科会臨時委員(医師に限る。)	日額 14,100円 同上

」に改める。

附 則(平成25年3月27日条例第7号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年9月30日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。

倉敷市社会福祉審議会運営要綱

平成14年3月13日

告示第101号

改正 平成16年3月31日告示第180号

平成20年3月7日告示第108号

平成22年1月6日告示第3号

平成24年2月22日告示第94号

平成24年3月31日告示第178号

平成24年10月30日告示第658号

平成25年3月27日告示第179号

平成26年1月15日告示第20号

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）及び倉敷市社会福祉審議会条例（平成13年倉敷市条例第50号。以下「条例」という。）に基づき設置された倉敷市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(副委員長)

第2条 審議会に、条例第3条の規定により委員長の職務を代理する委員として、副委員長1人を置き、委員長が指名するものとする。

(専門分科会)

第3条 審議会に、次の専門分科会を置く。

- (1) 民生委員審査専門分科会
- (2) 身体障がい者福祉専門分科会
- (3) 介護保険地域密着型サービス等運営専門分科会
- (4) 民生委員適正配置検討専門分科会
- (5) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定専門分科会
- (6) 障がい者基本計画及び障がい福祉計画策定専門分科会
- (7) 地域福祉計画策定専門分科会

2 前項に掲げる専門分科会が調査審議をする事項は、別表第1のとおりとする。

3 審議会は第1項各号に定める専門分科会のほか必要に応じ、その他の専門分科会を置くことができる。

4 専門分科会は、その専門分科会に属する委員（臨時委員を含む。以下同じ。）の過半数が出席しなければ会議を開き、議決を行うことができない。

5 専門分科会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、専門分科会長の決するところによる。

(副専門分科会長)

第4条 各専門分科会に、条例第5条第4項の規定により専門分科会長の職務を代理する委員として、副専門分科会長1人を置き、各専門分科会長が指名する。

(専門分科会の会議の特例)

第5条 専門分科会長は、緊急やむを得ない必要がある場合には、当該専門分科会に属すべき委員に対し書面により意見を求めることにより、会議の開催に代えることができる。

（専門分科会の決議の特例）

第6条 審議会は、専門事項に関し諮問を受けたときは、当該専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

（審査部会）

第7条 身体障がい者福祉専門分科会に、身体障害者の障害程度の審査に関する事項を含む別表第2に掲げる事項を調査審議するため、身体障がい者福祉専門分科会審査部会（以下「審査部会」という。）を設ける。

2 審査部会に属する委員は、委員長が指名する。

3 審査部会に審査部会長1人を置き、審査部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 審査部会は、審査部会長が招集し、会議の議長となり、審査部会の事務を総理する。

5 審査部会は、その属する委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決を行うことができない。

6 審査部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、審査部会長の決するところによる。

（副審査部会長）

第8条 審査部会長に事故があるときは、あらかじめ審査部会長が指名した副審査部会長がその職務を代理する。

（審査部会の会議の特例）

第9条 審査部会長は、緊急やむを得ない必要がある場合には、委員に対し書面により意見を求めることにより、会議の開催に代えることができる。

（審査部会の決議の特例）

第10条 審査部会の決議又は意見をもって、審議会の決議又は意見とする。

（議事録）

第11条 審議会の会議については、議事録を作成し、議事の概要を記録しなければならない。

（守秘義務）

第12条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第13条 審議会の庶務は、保健福祉局保健福祉推進課において総括する。ただし、専門分科会又は審査部会の個別の庶務は、それぞれの事務を分掌する課が処理する。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日告示第180号）

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月7日告示第108号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年1月6日告示第3号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成24年2月22日告示第94号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成24年3月31日告示第178号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年10月30日告示第658号）

この要綱は、平成24年11月8日から施行する。

附 則（平成25年3月27日告示第179号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年1月15日告示第20号）

この要綱は、告示の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

分科会名	審議事項
民生委員審査専門分科会	(1) 民生委員推薦会（以下「推薦会」という。）の推薦者に対する意見（民生委員法（昭和23年法律第198号）第5条第2項） (2) 推薦会の推薦者が適当でないことへの意見（民生委員法第7条第1項） (3) 推薦会が再推薦しない場合に市長が適当と認める者を定め、推薦する際の意見（民生委員法第7条第2項） (4) 民生委員解嘱を大臣具申することへの同意（民生委員法第11条第2項） (5) 民生委員解嘱について審議会が審査する際の本人への事前通告（民生委員法第12条第1項） (6) 前号の通告を受けた民生委員が審議会に対し意見を述べることの受諾（民生委員法第12条第2項） (7) 前各号に掲げるもののほか、民生委員の適否の審査に関する事項
身体障がい者福祉専門分科会	身体障害者の福祉に関する事項
介護保険地域密着型サービス等運営専門分科会	(1) 本市における地域密着型介護サービス費及び地域密着型介護予防サービス費の額を定める場合の意見（介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第5項及び第54条の2第5項） (2) 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定する場合の意見（介護保険法第78条の2第7項及び第115条の12第5項） (3) 特定施設入居者生活介護事業者及び介護予防特定施設入居者生活介護事業者を指定する場合の意見 (4) 本市における指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護

	<p>予防サービスに従事する従業者に関する基準, 指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準並びに指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定める場合の意見(介護保険法第78条の4第6項及び第115条の14第6項)</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか, 地域密着型サービス等の適正な運営を確保するために必要な事項</p>
民生委員適正配置検討専門分科会	<p>(1) 民生委員の適正配置に関する事項</p> <p>(2) 民生委員の定数に関する事項</p>
高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定専門分科会	高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定等に関する事項
障がい者基本計画及び障がい福祉計画策定専門分科会	障がい者基本計画及び障がい福祉計画策定等に関する事項
地域福祉計画策定専門分科会	地域福祉計画策定等に関する事項

別表第2 (第7条関係)

身体障がい者福祉専門分科会審査部会の審議事項

区分	審議事項
身体障害者の障害の程度に関する事項	<p>(1) 身体障害者手帳の交付申請があった場合において, その障害が身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)別表(以下「法別表」という。)に掲げるものに該当しないと市長が認めるための, 審議会諮問に対する答申(身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第5条第1項)</p> <p>(2) 身体障害者手帳の交付申請があった場合において, その障害が法別表に掲げるものに該当するか否かについて疑いがあるとき又は身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号身体障害者障害程度等級表に定めるいずれの級に該当するか不明なときの, 審議会諮問に対する答申</p>
身体障害者手帳に係る診断書交付医師に関する事項	<p>(1) 身体障害者手帳のための診断書を交付する医師を指定する場合の意見(身体障害者福祉法第15条第2項)</p> <p>(2) 身体障害者手帳のための診断書を交付する医師の指定を市長が取り消す場合の意見(身体障害者福祉法施行令第3条第3項)</p>

倉敷市地域福祉計画策定幹事会及び庁内検討会設置要領

（目的及び設置）

第1条 倉敷市における地域福祉計画を策定するため、倉敷市地域福祉計画策定幹事会（以下「幹事会」という。）及び庁内検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（幹事会）

第2条 幹事会に幹事を置き、幹事は別表第1に定める職にある者をもって充てる。

2 幹事会は保健福祉局長が招集し、保健福祉局長が議長となる。

3 議長に事故があるときは、議長が指名した者がその職務を代理する。

4 議長は、第1項に掲げるもののほか、必要と認める者を幹事として加えることができる。

5 議長は、必要と認めるときは、関係部局の職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（幹事の職務）

第3条 幹事は、次に掲げる事務を処理する。

（1）地域福祉計画策定に関する事務事業の企画立案及び連絡調整に関すること。

（2）前号の事務事業に関し、必要な実施状況の報告に関すること。

（3）前2号に掲げるもののほか、必要と認める事項

（検討会）

第4条 検討会に検討員を置き、検討員は別表第2に掲げる部署に所属する者をもって充てる。

2 検討会は、保健福祉推進課長が招集し、会長は保健福祉推進課長を充てる。

3 会長に事故があるときは、会長が指名した者がその職務を代理する。

4 会長は、第1項に掲げるもののほか、必要と認める者を検討員として加えることができる。

5 会長は、必要と認めるときは、関係部局の職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（検討員の職務）

第5条 検討員は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

（1）地域福祉計画案の作成

（2）地域福祉計画策定に必要な事項

（3）前2号に掲げるもののほか、必要と認める事項

（庶務）

第6条 幹事会及び検討会の庶務は、保健福祉局保健福祉推進課において処理する。

（その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、幹事会及び検討会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成24年10月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

保健福祉局長，保健福祉局参与（兼保険部長），企画財政局企画財政部長，企画財政局市民協働推進部長，総務局防災危機管理室長，福祉部長，子ども未来部長，保健所参事（事務系），教育委員会生涯学習部長

別表第2（第4条関係）

企画経営室，市民活動推進課，防災危機管理室，生活福祉課，高齢福祉課，障がい福祉課，子育て支援課，介護保険課，地域包括総合支援センター，保健課，健康づくり課，生涯学習課

倉敷市社会福祉審議会地域福祉計画策定専門分科会に属する委員

(平成26年6月21日現在)

氏名	ふりがな	所属団体	備考
【委員】 12名			
植田 洋子	うえだ ようこ	倉敷市愛育委員会連合会	
江草 幹忠	えぐさ よしただ	倉敷市中心身障がい施設連絡協議会	
奥村 洋子	おくむら ようこ	倉敷市母子寡婦福祉連合会	
◎熊谷 忠和	くまがい ただかず	川崎医療福祉大学	
小松原 望	こまつばら のぞみ	倉敷市保育協議会	
坂本 美穂	さかもと みほ	倉敷市母親クラブ連絡協議会	
竹内 京子	たけうち きょうこ	倉敷市教育委員会	
辻 俊彦	つじ としひこ	倉敷市連合医師会	
中桐 泰	なかぎり やすし	倉敷市民生委員児童委員協議会	
○藤井 明	ふじい あきら	倉敷市社会福祉協議会	
三村 英世	みむら ひでよ	倉敷市議会保健福祉委員会	
山本 繁	やまもと しげる	倉敷児童相談所	
【臨時委員】 12名			
宇喜多 康之	うきた やすゆき	倉敷市障害者福祉協議会	
楠本 新太郎	くすもと しんたろう	児島地区コミュニティ協議会連合会	
兒山 和子	こやま かずこ	公募委員（水島の未来を考える会）	
坂田 範子	さかた のりこ	倉敷市子育て支援センター	
篠山 寛史	ささやま ひろし	倉敷市高齢者支援センター職員連絡会	
中島 一郎	なかしま いちろう	玉島地区コミュニティ協議会連合会	
中嶋 一明	なかしま かずあき	真備地区まちづくり推進協議会連絡会	
西山 寿男	にしやま ひさお	自主防災組織連絡協議会	
羽原 勝義	はばら かつよし	倉敷市社会福祉協議会・倉敷ボランティアセンター	
松尾 武司	まつお たけし	倉敷市老人クラブ連合会	
松原 操	まつばら みさお	公募委員（船穂地区民生委員・児童委員）	
矢野 宏行	やの ひろゆき	倉敷市介護保険事業者等連絡協議会	
【元委員】 9名			
浅尾 茂樹	あさお しげき	倉敷児童相談所	平成25年度
浅野 彰彦	あさの あきひこ	倉敷市教育委員会	平成24、25年度
磯田 寿康	いそだ としやす	倉敷市議会保健福祉委員会	平成24年度
岡 良夫	おか よしお	倉敷市中心身障がい施設連絡協議会	平成24年度
◎小野寺 昇	おのでら しょう	川崎医療福祉大学	平成24、25年度
齋藤 榮	さいとう さかえ	倉敷市民生委員児童委員協議会	平成24、25年度
津郷 紀美子	つごう きみこ	倉敷市母子寡婦福祉連合会	平成24、25年度
守安 文明	もりやす ふみあき	倉敷市連合医師会	平成24、25年度
山浦 浩一郎	やまうら こういちろう	倉敷児童相談所	平成24年度
【元臨時委員】 4名			
小野 里子	おの さとこ	倉敷市子育て支援センター	平成24年度
同前 和也	どうぜん かずや	倉敷市高齢者支援センター職員連絡会	平成24年度
渡邊 和博	わたなべ かずひろ	倉敷市社会福祉協議会・倉敷ボランティアセンター	平成24年度
渡邊 順子	わたなべ じゅんこ	倉敷市高齢者支援センター職員連絡会	平成25年度

注：◎…分科会長、○…副分科会長

倉敷市地域福祉計画策定幹事会名簿

役職名	氏名	備考
保健福祉局長	黒江 庄平	平成 24 年度
	生水 哲男	平成 25,26 年度
保健福祉局参与(保険部長)	森脇 正行	平成 24 年度
	北山 卓	平成 25,26 年度
企画財政局企画財政部長	竹内 道宏	平成 24,25,26 年度
企画財政局市民協働推進部長	入木 孝	平成 24,25 年度
	松田 巧	平成 26 年度
総務局防災危機管理室長	赤沢 一生	平成 24,25,26 年度
福祉部長	岩瀬 吉晴	平成 24 年度
	山本 幸夫	平成 25,26 年度
子ども未来部長	生水 哲男	平成 24 年度
	山崎 要	平成 25,26 年度
保健所参事	松川 宏	平成 24,25,26 年度
教育委員会生涯学習部長	坂田 卓司	平成 24,25 年度
	中原 誠二	平成 26 年度
保健福祉局参事	北山 卓	平成 24 年度
オブザーバー	倉敷市社会福祉協議会	平成 25,26 年度
事務局	保健福祉推進課	

倉敷市地域福祉計画策定庁内検討会名簿

所属課名	職名	氏名	備考
企画経営室	主任	河田 昇	平成 24,25,26 年度
市民活動推進課	課長補佐	早瀬 徹	平成 24 年度
	主任	大河内 俊晶	平成 25,26 年度
防災危機管理室	主幹	大本 進	平成 24 年度
	主任	妹尾 佳子	平成 25,26 年度
生活福祉課	係長	平田 義雄	平成 24 年度
	係長	三宅 康司	平成 25,26 年度
高齢福祉課	主任	本城 匡	平成 24,25,26 年度
障がい福祉課	課長補佐	藤田 真治	平成 24,25,26 年度
子育て支援課	主任	森宗 浩慈	平成 24 年度
	主幹	磯田 寛行	平成 25,26 年度
介護保険課	係長	光田 武道	平成 24,25 年度
	主事	石井 幸祈	平成 26 年度
地域包括総合支援センター	主任	横山 郁男	平成 24,25 年度
	主任	本安 伸一郎	平成 26 年度
保健課	主任	森永 裕美子	平成 24,25,26 年度
健康づくり課	課長補佐	佐藤 勝也	平成 24 年度
	係長	笠原 布枝	平成 25,26 年度
生涯学習課	主幹	大内 正徳	平成 24 年度
	主任	山本 鉄也	平成 25 年度
	主幹	大瀧 慎也	平成 26 年度
オブザーバー	倉敷市社会福祉協議会		平成 24,25,26 年度
事務局	保健福祉推進課		

倉敷市地域福祉計画

《平成27年度～32年度》

- 発行年月：平成〇年〇月
- 発行：岡山県倉敷市
- 編集：倉敷市 保健福祉局 保健福祉推進課
〒710-8565
岡山県倉敷市西中新田640
TEL:086-426-3303 FAX:086-421-4411
E-mail:wlfhlt@city.kurashiki.okayama.jp